

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月29日

兵庫県監査委員

門 隆 志
藤 川 泰 延
平 野 正 幸
原 テツアキ

平成30年度

包括外部監査結果報告書

— 県民利便施設（都市公園・社会教育施設・
スポーツ施設）の管理運営について —

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 北本 敏

目次

第1章	包括外部監査の概要.....	6
1.	外部監査の種類.....	6
2.	選定した特定の事件（テーマ）.....	6
3.	事件を選定した理由.....	6
4.	監査の対象期間.....	6
5.	監査の対象施設.....	6
6.	監査の方法.....	8
	(1) 監査の要点.....	8
	(2) 実施した主な監査手続.....	8
7.	監査の実施期間.....	8
8.	包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格.....	8
9.	利害関係の有無.....	8
10.	略語・用語の説明.....	9
第2章	県民利便施設の管理運営の概要.....	10
1.	県民利便施設運営管理の概要.....	10
	(1) 県民利便施設の定義.....	10
	(2) 県民利便施設管理部局及び管理形態.....	10
2.	指定管理者制度の概要.....	14
	(1) 指定管理者制度導入の背景と趣旨.....	14
	(2) 管理委託制度と指定管理者制度の違い.....	15
	(3) 兵庫県の県民利便施設における導入状況.....	16
	(4) 兵庫県における指定管理者制度の手続き概要.....	18
	(5) 指定管理者制度導入施設の管理運営の評価の流れ.....	20
3.	兵庫県における公共施設等の老朽化対策等.....	22
	(1) 「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」の趣旨と概要.....	22
	(2) 老朽化の現状と公的施設等（県民利便施設含む）の老朽化対策.....	23
第3章	監査の結果及び意見.....	24
1.	総論.....	24
	(1) 報告書の構成について.....	24
	(2) 指摘及び意見の一覧.....	24
2.	全般的事項に関する監査の結果及び意見.....	34
	(1) 全般的事項に関する監査の結果及び意見.....	34
3.	都市公園施設（15施設）に関する監査の結果及び意見.....	43
	(1) 舞子公園.....	43
	(2) 尼崎の森中央緑地（スポーツ健康増進施設を除く）.....	48

(3) 明石公園.....	52
(4) 甲山森林公園.....	58
(5) 西猪名公園.....	61
(6) 赤穂海浜公園.....	67
(7) 三木総合防災公園.....	72
(8) 一庫公園.....	78
(9) 有馬富士公園.....	82
(10) 丹波並木道中央公園.....	85
(11) 淡路佐野運動公園.....	88
(12) 淡路島公園.....	93
(13) 灘山緑地.....	99
(14) 播磨中央公園.....	102
(15) あわじ石の寝屋緑地.....	108
4. 社会教育施設（8施設）に関する監査の結果及び意見.....	111
(1) 嬉野台生涯教育センター.....	111
(2) 図書館.....	116
(3) 美術館王子分館.....	121
(4) 美術館.....	126
(5) 歴史博物館.....	130
(6) 人と自然の博物館.....	135
(7) コウノトリの郷公園.....	140
(8) 考古博物館.....	145
5. スポーツ施設（7施設）に関する監査の結果及び意見.....	151
(1) 文化体育館.....	151
(2) 武道館.....	155
(3) 総合体育館.....	160
(4) 海洋体育館.....	165
(5) 円山川公苑.....	169
(6) 弓道場.....	178
(7) 神戸西テニスコート.....	183
6. 平成15年度包括外部監査結果報告における措置状況のフォロー.....	190
(1) 都市公園（県土整備部関係）.....	190
(2) 社会教育施設.....	199
(3) スポーツ施設（教育委員会関係）.....	203
第4章 総合意見.....	212
1. 監査の視点.....	212
2. 監査結果のまとめ.....	212
(1) 都市公園.....	212
(2) 社会教育施設.....	214

(3) スポーツ施設.....	215
(4) 兵庫県全体の視点	217

1. 本報告書における数値の表示については、原則として切捨てになっている。
したがって、端数処理の関係上、合计数値とその内訳が一致しない場合がある。
2. 本報告書における図表は、出典が個別に記載されている箇所を除き、兵庫県より提供された資料もしくは兵庫県ホームページをもとに作成している。

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

県民利便施設（都市公園・社会教育施設・スポーツ施設）の管理運営について

3. 事件を選定した理由

兵庫県は県民主役・地域主導の下で、兵庫が目指すべき社会像とその実現方向を描いた指針として、平成13年2月に「21世紀兵庫長期ビジョン」を、平成23年12月に全県ビジョンの改訂版である「21世紀兵庫長期ビジョンー2040年への共同戦略」を策定している。この長期ビジョンに基づいて、兵庫県では県民利便施設として多数の都市公園や社会教育施設、スポーツ施設を設置している。

しかし、県民利便施設にかかる管理・運営費用が毎年多額となっており、さらには過去に設置した県民利便施設の老朽化に伴う修繕費の増加が見込まれている。一方で、人口は減少局面に入っており、利用者数の減少に伴う収入減が予測されている。

このような県の厳しい財政状況の下で、多額の財政負担を強いる県民利便施設が効果的かつ効率的に管理・運営がなされることは重要な課題である。

具体的には、県民利便施設について①施設の管理運営にかかる収入・支出手続等が関連する法令等に従い適切に行われているか②施設の固有資産が県の財務規則に従い適切に管理されているか③利用者のサービス向上等、施設の指定管理業務が適切に行われているか④経営改善や利用率向上等を目的とした効率的・効果的な施設の有効活用を図る取組が行われているか、また、指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者の運用状況について検討することとした。

4. 監査の対象期間

平成29年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成30年度の一部についても監査対象とした。

5. 監査の対象施設

県民利便施設のうち、都市公園・社会教育施設・スポーツ施設は、県民が実際に使用する機会が多く、税金や利用料金収入を財源にした支出があることから、監査の対象とする。

また、上記に区分される県民利便施設を所管する部局（県土整備部、企画県民部、教育委員会）及び各施設で指定管理者制度を採用している場合にはその指定管理者を対象に含める。また、指定管理者制度移行による効果等の分析検証を行っている所管課についても対象に含めている。

なお、具体的な監査対象施設は以下のとおりである。

<図表1-1> 平成30年度包括外部監査対象施設一覧

番号	区分	施設名	所管部局	所管課	視察
1	都市公園	舞子公園	県土整備部	公園緑地課	○
2	都市公園	尼崎の森中央緑地	県土整備部	公園緑地課	○
3	都市公園	明石公園	県土整備部	公園緑地課	○
4	都市公園	甲山森林公園	県土整備部	公園緑地課	※1
5	都市公園	西猪名公園	県土整備部	公園緑地課	○
6	都市公園	赤穂海浜公園	県土整備部	公園緑地課	○
7	都市公園	三木総合防災公園	県土整備部	公園緑地課	○
8	都市公園	一庫公園	県土整備部	公園緑地課	○
9	都市公園	有馬富士公園	県土整備部	公園緑地課	○
10	都市公園	丹波並木道中央公園	県土整備部	公園緑地課	※1
11	都市公園	淡路佐野運動公園	県土整備部	公園緑地課	○
12	都市公園	淡路島公園	県土整備部	公園緑地課	○
13	都市公園	灘山緑地	県土整備部	公園緑地課	※1
14	都市公園	播磨中央公園	県土整備部	公園緑地課	○
15	都市公園	あわじ石の寝屋緑地	県土整備部	公園緑地課	※1
16	社会教育施設	嬉野台生涯教育センター	企画県民部	県民生活課	○
17	社会教育施設	図書館	教育委員会	社会教育課	○
18	社会教育施設	美術館王子分館	企画県民部	芸術文化課	○
19	社会教育施設	美術館	教育委員会	社会教育課	○
20	社会教育施設	歴史博物館	教育委員会	文化財課	○
21	社会教育施設	人と自然の博物館	教育委員会	社会教育課	○
22	社会教育施設	コウノトリの郷公園	教育委員会	社会教育課	○
23	社会教育施設	考古博物館	教育委員会	文化財課	○
24	スポーツ施設	文化体育館	教育委員会	体育保健課	○
25	スポーツ施設	武道館	教育委員会	体育保健課	○
26	スポーツ施設	総合体育館	教育委員会	体育保健課	○
27	スポーツ施設	海洋体育館	教育委員会	体育保健課	※2
28	スポーツ施設	円山川公苑	教育委員会	体育保健課	○
29	スポーツ施設	弓道場	教育委員会	体育保健課	○
30	スポーツ施設	神戸西テニスコート	教育委員会	体育保健課	○

(※1) 指定管理業務の支出が1億円未満かつ利用料金が無い施設については、視察は実施せず書面にて監査を実施した施設である。

(※2) 当初視察を予定していたが、平成30年9月4日に上陸した台風第21号による高潮のため甚大な被害が発生したことにより中止とした施設である。

(※3) 上表における施設名については、「兵庫県立」を省略している（以下、同じ）。

6. 監査の方法**(1) 監査の要点**

- ① 施設の管理運営にかかる収入・支出手続等が関連する法令等に従い適切に行われているか。
- ② 施設の県有資産が県の財務規則に従い適切に管理されているか。
- ③ 利用者のサービス向上等、施設の指定管理業務が適切に行われているか。
- ④ 経営改善や利用率向上等を目的とした効率的・効果的な施設の有効活用を図る取組が行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ① 県民利便施設の現地視察
- ② 県民利便施設及び指定管理者（以下、「施設等」という。）の関係書類の閲覧
- ③ 兵庫県園芸・公園協会理事長、兵庫県体育協会専務理事との面談
- ④ 県民利便施設所管部局及び指定管理者への質問
- ⑤ 施設等の使用する県有資産の現物実査及び備品台帳との突合
- ⑥ 県民利便施設の運営コスト分析等の諸分析
- ⑦ 平成15年度の包括外部監査にかかる措置状況の検討

7. 監査の実施期間

自平成30年7月1日 至平成31年1月31日

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	公認会計士	北 本 敏
包括外部監査人補助者	公認会計士	黒 木 賢一郎
	公認会計士	山 田 岳
	公認会計士	高 橋 利 昌
	公認会計士	多 田 真
	公認会計士	足 立 和 久
	公認会計士	黄 壽 容
	公認会計士	古 澤 裕 子
	公認会計士	吉 田 博 昭
	公認会計士	末 積 真 美
	公認会計士	平 野 江 美
	会計士試験合格者	中 山 碧

9. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

10. 略語・用語の説明

(公財)…公益財団法人

県有備品…兵庫県が所有する備品

AED…自動体外式除細動機

アウトリーチ活動…現場出張サービス

かい長…県の財務規則に基づき、かいに指定された出先機関の長

第2章 県民利便施設の管理運営の概要

1. 県民利便施設運営管理の概要

(1) 県民利便施設の定義

県民利便施設とは、地方自治法第244条において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として規定されている「公の施設」と同趣旨であるが、兵庫県の行財政構造改革で施設の意義や運営手法等を検討するため、県営住宅等の基盤施設や医療・社会福祉施設等、特定の施策分野と一体的に議論すべき施設群を除いたもののことである。

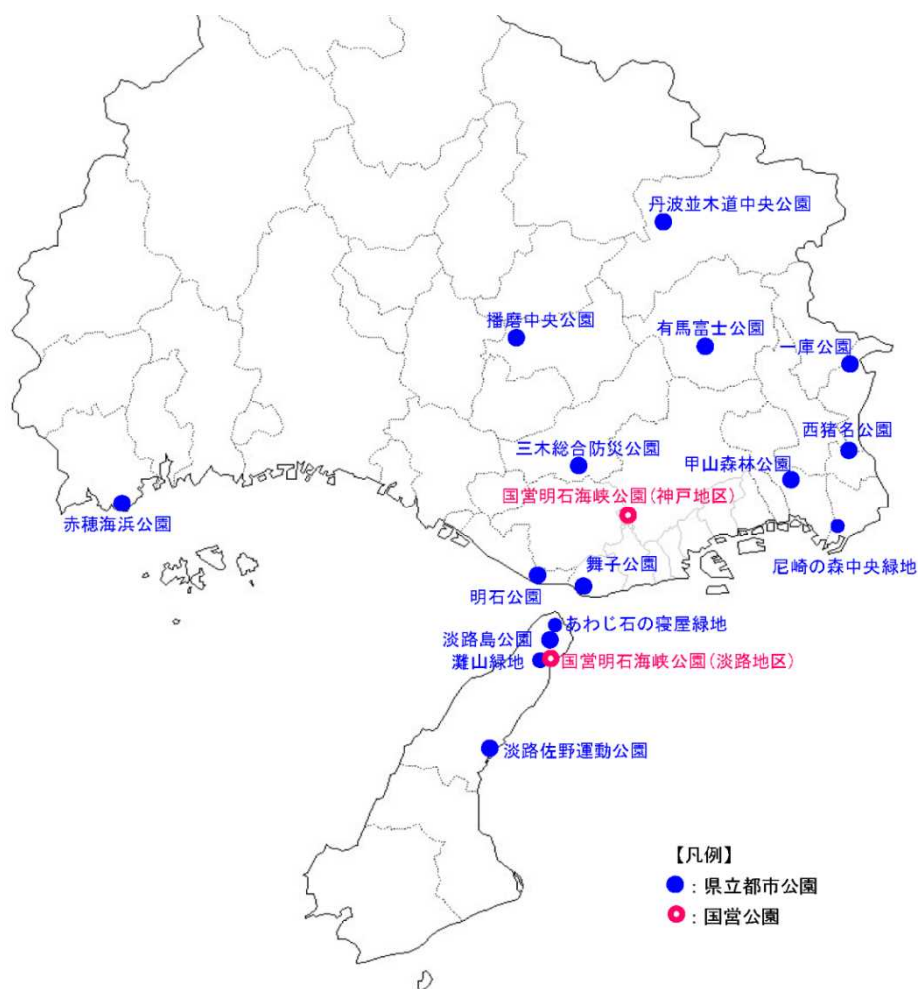
(2) 県民利便施設管理部局及び管理形態

① 都市公園

都市公園については、全ての施設において指定管理者制度を導入している。平成30年4月1日時点の都市公園にかかる所管部局及び管理形態は以下のとおりである。

<図表2-1-1> 都市公園にかかる所管部局等一覧 平成30年4月1日時点

番号	施設名	所管部局	所管課	管理運営形態／指定管理者
1	舞子公園(移情閣を除く)	県土整備部	公園緑地課	(公財)兵庫県園芸・公園協会
1	舞子公園移情閣			(公財)孫中山記念会
2	尼崎の森中央緑地			(公財)兵協・尼協・阪神共同体
2	尼崎の森中央緑地(スポーツ健康増進施設)			あまがさき健康の森(株) PFI
3	明石公園			(公財)兵庫県園芸・公園協会
4	甲山森林公園			パークマネジメント甲山
5	西猪名公園			兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体
6	赤穂海浜公園			(公財)兵庫県園芸・公園協会
7	三木総合防災公園			(公財)兵庫県園芸・公園協会
8	一庫公園			(公財)兵庫県園芸・公園協会
9	有馬富士公園			(公財)兵庫県園芸・公園協会
10	丹波並木道中央公園			兵庫丹波の森協会・兵庫県園芸・公園協会共同事業体
11	淡路佐野運動公園			兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体
12	淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーンを除く)			(公財)兵庫県園芸・公園協会
12	淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)			(株)夢舞台
13	灘山緑地	(株)夢舞台		
14	播磨中央公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会		
15	あわじ石の寝屋緑地	(公財)兵庫県園芸・公園協会		



【凡例】
 ●：県立都市公園
 ●：国営公園

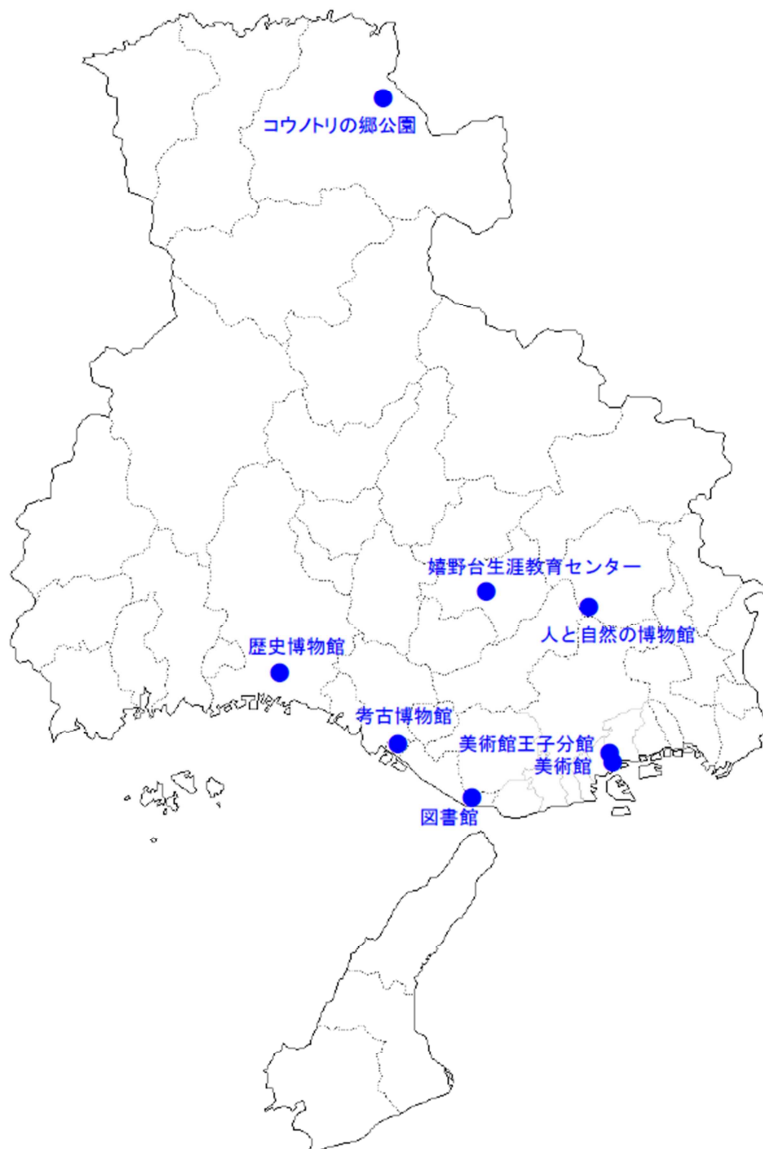
都市公園については、兵庫県の所管部局としての事務は、各県民局・県民センターの土木事務所等で行っており、平成30年4月1日時点では以下のとおりである。

<図表2-1-2> 都市公園にかかる所管部局等一覧（県民局等） 平成30年4月1日時点

番号	施設名	県民局・県民センター	土木事務所等
1	舞子公園	神戸県民センター	神戸土木事務所
2	尼崎の森中央緑地	阪神南県民センター	尼崎港管理事務所
3	明石公園	東播磨県民局	加古川土木事務所
4	甲山森林公園	阪神南県民センター	西宮土木事務所
5	西猪名公園	阪神北県民局	宝塚土木事務所
6	赤穂海浜公園	西播磨県民局	光都土木事務所
7	三木総合防災公園	北播磨県民局	加東土木事務所
8	一庫公園	阪神北県民局	宝塚土木事務所
9	有馬富士公園	阪神北県民局	宝塚土木事務所
10	丹波並木道中央公園	丹波県民局	丹波土木事務所
11	淡路佐野運動公園	淡路県民局	洲本土木事務所
12	淡路島公園	淡路県民局	洲本土木事務所
13	灘山緑地	淡路県民局	洲本土木事務所
14	播磨中央公園	北播磨県民局	加東土木事務所
15	あわじ石の寝屋緑地	淡路県民局	洲本土木事務所

② 社会教育施設

社会教育施設については、6つの施設については兵庫県が直接運営管理を行っており、2つの施設については指定管理者制度を導入している。平成30年4月1日時点の社会教育施設にかかる所管部局及び管理形態は以下のとおりである。



<図表2-1-3> 社会教育施設にかかる所管部局等一覧

平成30年4月1日時点

番号	施設名	所管部局	所管課	管理運営形態／指定管理者
1	嬉野台生涯教育センター	企画県民部	県民生活課	(公財)兵庫県生きがい創造協会
2	図書館	教育委員会	社会教育課	-直営-
3	美術館王子分館	企画県民部	芸術文化課	(公財)兵庫県芸術文化協会
4	美術館	教育委員会	社会教育課	-直営-
5	歴史博物館	教育委員会	文化財課	-直営-
6	人と自然の博物館	教育委員会	社会教育課	-直営-
7	コウノトリの郷公園	教育委員会	社会教育課	-直営-
8	考古博物館	教育委員会	文化財課	-直営-

③ スポーツ施設

スポーツ施設については、全ての施設において指定管理者制度を導入している。平成30年4月1日時点のスポーツ施設にかかる所管部局及び管理形態は以下のとおりである。



<図表2-1-4> スポーツ施設にかかる所管部局一覧

平成30年4月1日時点

番号	施設名	所管部局	所管課	管理運営形態／指定管理者
1	文化体育館	教育委員会	体育保健課	ミズノグループ
2	武道館			兵庫県体育協会県立武道館グループ
3	総合体育館			ひょうごウェルネスライフグループ
4	海洋体育館			(公財)兵庫県体育協会
5	円山川公苑			兵庫県体育協会円山川公苑グループ
6	弓道場			(公財)兵庫県体育協会
7	神戸西テニスコート			(株)ITC

2. 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度導入の背景と趣旨

① 改正の背景

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法改正において、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について適正かつ効率的な運営を図ることを目的として導入されたものである。

改正前の地方自治法第244条の2において、公の施設の管理委託先は、受託主体の公共性に鑑み、公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定されていた。しかし、この規定が公の施設の管理についての民間参入を阻害している要因として挙げられるようになり、自治体の財政難と経営効率化の観点から、民間活力の導入（アウトソーシング）を進めるために、制度改正が求められていた。

② 改正の趣旨

公の施設の管理制度について、改正前の管理委託は公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的に行われるものであり、適正な管理を確保することが必要であるとして委託先が限定されていたが、公的主体以外に十分なサービス提供能力が認められる主体が増加してきたことや、住民ニーズの多様化に効果的、効率的に対応するためには民間のノウハウの活用が有効であることから、管理の受託主体の法律上の制限を取り払うこととされた。

このため、改正後は公の施設の管理は、個別法の規定の範囲で、自治体の判断により「法人その他の団体」にゆだねることが可能となり、団体であれば法人の資格の有無に関係なく、民間事業者から市民団体等まで対象とすることとなった。

<図表2-2-1> 指定管理者制度の目的

指定管理者制度の目的

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO 法人等に広く開放する。

具体的には、

- (1) 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
- (2) 施設管理における費用対効果の向上
- (3) 管理主体の選定手続きの透明化

出典：総務省

(2) 管理委託制度と指定管理者制度の違い

上記の改正により、公の施設の管理運営を県以外に委ねる場合について、従来の「管理委託方式」が廃止され、「指定管理者制度」に移行した。

<図表2-2-2> 改正の内容

改正の内容（地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により制度化）

（改正前）管理委託制度

- 公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定



（改正後）指定管理者制度

- 公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けない

出典：総務省

① 管理委託制度

改正前の地方自治法第244条の2による管理委託制度は、管理受託者が公の施設の設置者たる自治体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は、業務の執行を行うもの。当該施設の管理権限及び責任は自治体が有し、施設の利用承認等処分に該当する使用許可等は委託できない。

また、管理受託者も公共団体や公共的団体及び自治体の出資法人等に限定されていた。

② 指定管理者制度

改正後の地方自治法第244条による指定管理者制度は、指定により公の施設の管理権限を当該指定を受けた者に委任するもの。指定管理者は処分に該当する使用許可を行うことができることとされ、自治体は設置者としての責任を果たす立場から指定管理者を監督することとなる。このため、私法上の契約によって外部委託するいわゆる業務委託や、条例を根拠として締結される具体的な委託契約に基づき管理が委託される従来の管理委託制度とは異なり、次のようなことが可能となる。

- ・ 利用者からの料金を自らの収入として収受すること。（従来の管理委託制度でも可能。）
- ・ 条例により定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること。
- ・ 施設の使用許可を行うこと。

(3) 兵庫県の県民利便施設における導入状況

県民利便施設は、それぞれの設置目的に沿って広く県民に安定的なサービスを提供する役目をもっており、公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性の確保を図ることを原則とする。

この原則を踏まえた上で、民間の事業者のノウハウを活用することにより、より効率的で県民サービスの向上につながる質の高い管理運営が期待できる場合については、公募により指定管理者を選定する。

① 公募を実施する施設

公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性の確保に支障がなく、民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的で質の高い管理運営が期待できる施設は、原則公募とする。

<図表2-2-3> 公募による指定管理者制度導入施設一覧

公募実施施設 計26施設+県営住宅264団地 (平成30年4月1日時点)
文教施設：4施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民会館 (H21～) 【(公財)兵庫県芸術文化協会】 ・ 神戸生活創造センター (H21～) 【大阪ガスビジネスクリエイト(株)】 ・ 東播磨生活創造センター (H21～) 【シミズシーズ・BAN-BANネットワークス共同事業体】 ・ ひょうご環境体験館 (H19～) 【(公財)ひょうご環境創造協会】
スポーツ・レクリエーション施設：9施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 但馬ドーム (H21～) 【(公財)兵庫県勤労福祉協会・全但バス(株)グループ】 ・ 三木山森林公園 (H21～) 【(公社)兵庫みどり公社】 ・ 奥猪名健康の郷 (H19～) 【奥猪名みらい創造プロジェクト】 ・ 文化体育館 (H20～) 【ミズノグループ】 ・ 総合体育館 (H21～) 【ひょうごウェルネスライフグループ】
ほか、4施設
産業振興関連施設：1施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 先端科学技術支援センター(H21～)【日本管財(株)】
基盤施設：12施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲山森林公園 (H18～) 【パークマネジメント甲山(日比谷アメニス、津田造園土木、小西造園)】 ・ 丹波並木道中央公園 (H19～) 【兵庫丹波の森協会・兵庫県園芸・公園協会共同事業体】 ・ 有馬富士公園 (H20～) 【(公財)兵庫県園芸・公園協会】 ・ 東播磨港小型船舶係留施設 (H18～) 【(特活)瀬戸内海の水域の秩序ある利用を進める会】 ・ 姫路港網干沖小型船舶係留施設 (H20～) 【(株)ヤマハ藤田】
ほか、7施設
県営住宅264団地
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市西区、明舞地区37団地 (H21～ (一部はH18～)) 【(株)東急コミュニティー】 ・ 阪神北地区44団地 (H21～) 【(株)東急コミュニティー】 ・ 阪神南地区79団地 (H30～) 【(株)東急コミュニティー】 ・ 中播磨地区50団地 (H21～) 【(株)兵庫県公社住宅サービス】 ・ 東播磨地区54団地 (H24～) 【神鋼不動産ジークレフサービス(株)】

※ 施設名の次の()内は、公募による指定管理を開始した年度

② 特定の者を指定する施設

以下に該当する施設については公募をせず、管理者を指定する。

- イ. 高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設。
- ロ. 施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設。
- ハ. 隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設。
- ニ. 地域住民が管理運営に主体的に参画している施設。
- ホ. PFI事業として管理運営する施設。

<図表2-2-4> 特定の者による指定管理者制度導入施設一覧

特定の者を指定する施設 計59施設+県営住宅173団地 (平成30年4月1日時点)
イ. 高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設：23施設
<ul style="list-style-type: none"> ・フラワーセンター【(公財)兵庫県園芸・公園協会】 ・人と防災未来センター【(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構】 ・兵庫楽農生活センター【(公社)兵庫みどり公社】 ・神出学園【(公財)兵庫県青少年本部】 ・総合リハビリテーションセンター【(社福)兵庫県社会福祉事業団】 ほか、18施設
ロ. 施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設：12施設
<ul style="list-style-type: none"> ・嬉野台生涯教育センター【(公財)兵庫県生きがい創造協会】 ・のじぎく会館【(公財)兵庫県人権啓発協会】 ・社会福祉研修所【(社福)兵庫県社会福祉協議会】 ・ひょうご女性交流館【(一財)兵庫県婦人会館】 ・中央労働センター【(公財)兵庫県勤労福祉協会】 ほか、7施設
ハ. 隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設：16施設+173団地
<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療センター【日本赤十字社兵庫県支部】 ・丹波の森公苑【(公財)兵庫丹波の森協会】 ・淡路夢舞台国際会議場【(株)夢舞台】 ・但馬牧場公園【新温泉町】 ・淡路島公園 (ハイウェイオアシスゾーン除く)【(公財)兵庫県園芸・公園協会】 ほか、11施設 ・県営住宅173団地 (神戸(西区・明舞を除く)・阪神南・北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地区)【兵庫県住宅供給公社】
ニ. 地域住民等が管理運営に主体的に参画している施設：7施設
<ul style="list-style-type: none"> ・いえしま自然体験センター【(一社)いえしま自然体験協会】 ・ふるさとの森公園6施設 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・やしろの森公園【やしろの森公園協会】 ・ささやまの森公園【(公財)兵庫丹波の森協会】 </div> ほか、4施設
ホ. PFI事業として管理運営する施設：1施設
<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設【あまがさき健康の森(株)】

(4) 兵庫県における指定管理者制度の手続き概要

兵庫県が設置する公の施設にかかる指定管理者の公募に当たり、その募集から指定及び協定の締結等に至るまでの準拠すべき基本的事項や留意事項について、「指定管理者の公募に関するガイドライン（平成29年4月改訂）」において取りまとめている。

各部局においては、このガイドラインに沿って選定過程の透明性・公平性の確保に特に留意しつつ、指定管理者制度の適切な運用を進めている。

① 選定委員会の設置

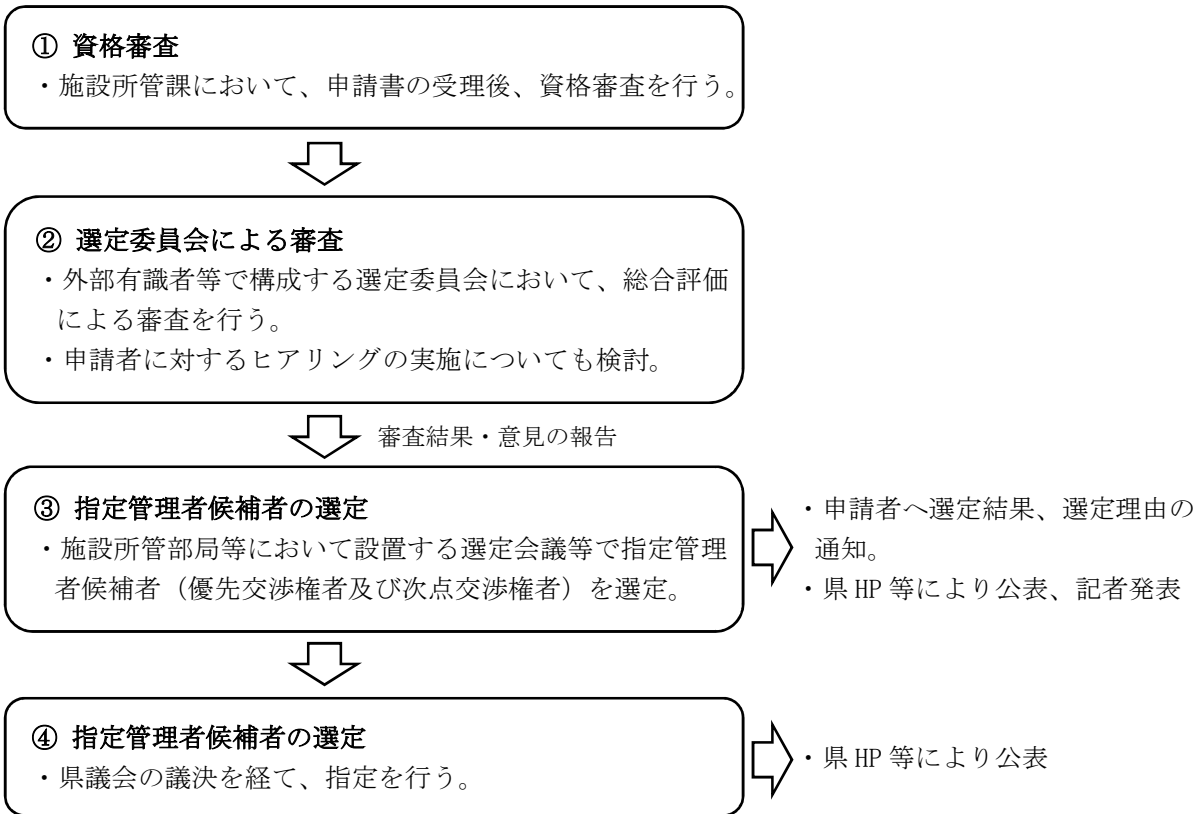
指定管理者候補の選定には、透明性・公平性の確保が強く求められることから、原則として施設ごとに選定委員会を設置して行う。ただし、施設の設置目的、態様等が同種又は類似している場合は、一の選定委員会で複数の施設について審査することも可能である。

選定委員会は、専門的な知識を有する有職者等外部委員により組織し、評価の専門性、多面性、公平性の確保を図る。また、施設の設置目的、特性等から特に県職員を委員に加える必要がある場合には、原則として所管部局長1名としている。

② 選定手順

選定にあたっては、施設所管課において申請者の資格審査を行った後、選定委員会において、あらかじめ策定する選定基準及び審査項目に基づき審査を行う。

<図表2-2-5> 指定管理者選定フロー



③ 審査の視点

評価項目等については、次表を参考に県民利便施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条を踏まえ、価格だけではなく、施設の設置目的・態様に応じ県民サービスの向上につながる質の高い管理運営への取組や費用対効果、管理運営体制、物的・人的能力の状況等について総合的な観点から設置の上、あらかじめ募集要項において明示している。

<図表2-2-6> 指定管理者の指定審査時の評価項目例

条例に規定する 指定の基準	評価項目	審査の視点
1. 公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。	① 管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設としての設置目的への理解 ・県の運営管理方針との整合性
	② 質の高い管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の管理運営体制（知識・経験を有する人員等の配置計画、要望・苦情等の対応体制、安全管理体制等） ・県の指示等への対応及び県・関係機関等との連携体制の確保
	③ 県民サービスの向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の施設の平等な利用の確保 ・利用促進対策 ・サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・利用者ニーズの把握 ・休館日や開館時間等運営業務に関する新たな取組 ・利用料金の弾力的な設定を踏まえた新たな取組 ・自主事業の内容
	④ 費用対効果の観点から、効率的な管理運営に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に係る所要経費額 ・収支計画の適格性、実現の可能性 ・効率的な維持管理計画
	⑤ 危機管理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時の対応 ・事故防止の取組及び発生時の対応 ・個人情報保護、利用者からの苦情対応体制、内部通報処理に関する対応
	⑥ その他、各施設の設置目的、特性に応じ、必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等との連携方策 等
2. 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。	① 申請団体の管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制、採用計画等 ・公正労働基準の確保 ・人材の指導育成、研修体制
	② 申請団体の経理的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の経営状況、財務体質、事業実績 ・財務諸表に対する適正なチェック体制・開示体制
	③ 申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理に係る技術的能力、類似施設・業務の良好な運営実績の有無
	④ その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用状況・雇用計画、男女共同参画への取組、環境への配慮等社会的価値への取組等

④ 審査過程の透明性の確保

審査終了後においては、速やかに指定管理者候補名及び申請者名、各申請者の評価項目ごとの得点及び選定理由等の審査結果、選定委員名等について記者発表を行う。

また、選定委員会における議事内容（要旨）についても、審査結果等とともに県ホームページ等により公表し、少なくとも当該団体の指定期間中は継続的に掲載している。

(5) 指定管理者制度導入施設の管理運営の評価の流れ

① 趣旨

指定管理者制度導入施設について、適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び県民サービスの一層の向上に資するため、管理運営状況についての評価を毎年実施する。

また、県民サービスの質の向上及び管理運営の効率化等の検証を通じ、(1)指定管理者制度移行による効果、(2)公募による効果、(3)民間事業者導入の効果等についても分析、検証を行う。

② 評価の流れ

イ. 指定管理者

事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、施設所管課に報告する。

なお、利用者満足度調査については、原則、施設区分にしたがって実施することとする。

<図表2-2-7> 施設区分ごとの利用者満足度調査方法

・公募を実施（予定）する施設
利用者満足度調査を毎年1回以上実施し、その結果を管理運営評価に反映させる。
・特定の者を指名する施設のうち、文化・スポーツ・レクリエーション施設等の県民利便施設
利用者満足度調査を毎年1回以上実施し、その結果を管理運営評価に反映させる。 公募を実施（予定）する施設に準じ、利用者満足度調査の実施に努める。
・その他の施設
個々の施設特性に応じたニーズ把握方法により、業務改善等に取り組む。

ロ. 施設所管課

指定管理者による事業報告及び現地調査によって、管理運営が事業計画等で定められた水準を充足しているか、随時、履行管理を行う。

ハ. 新行政課

施設所管課からの管理運営評価の結果報告等に基づき、県民サービスの質の向上及び管理運営の効率化等の観点から指定管理者制度移行による効果等の分析・検証を行い、その結果を公表する。

<図表2-2-8> 管理運営評価のフロー



③ 評価項目・評価の視点

評価項目及び評価の視点については、下表を基本に施設所管課において個々の施設の特性等を踏まえて設定している。

<図表2-2-9> 【評価項目・評価の視点（例）】

評価項目	評価の視点
維持管理業務	・清掃 ・設備保守管理 ・植栽管理 ・警備 ・小規模修繕等の履行状況
運營業務	・利用者ニーズに応じた施設運営状況（開館日・開館時間等） ・受付、接客対応（公共性・公平性の確保） ・各種事業、プログラムの実施状況 ・利用者満足度調査結果 ・その他、県民サービスの質の向上に向けた取組
利用状況	・利用者数（計画の達成度、過去の実績との比較） ・施設稼働率 等
収支状況	・収支計画と実績の比較 ・経費削減に向けた取組 等
運営体制	・知識、経験を有する人員等の適切な配置 ・利用者の苦情・要望等の対応体制 ・危機管理体制の確保 ・県・関係機関等との連携体制 等

3. 兵庫県における公共施設等の老朽化対策等

(1) 「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」の趣旨と概要

① 趣旨

公共施設等の老朽化や人口の減少等が進む中、施設の規模も含めた検証や新たなニーズに合わせた機能の見直し、老朽化対策等が早急に対応すべき課題となっており、兵庫県は「兵庫県公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定し、それまでの各分野の取組を踏まえつつ、県全体の公共施設等について、将来の財政負担の軽減を図りながら、老朽化対策等の施設管理に計画的に取り組んでいる。

各公共施設等の適正な管理をより実効性のあるものとするため、施設類型ごとに具体的な実施計画となる個別施設計画を策定し、それぞれの課題に応じた取組を推進しており、県民利便施設等については、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン(平成29年度から平成38年度まで)」の対象に含まれている。また、当該計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「個別施設ごとの長寿命化計画」としても位置付けられている。

② 対象

兵庫県が保有する施設のうち、以下を対象としている。

<図表2-3-1> 計画の対象となる施設類型(平成27年度末時点)

施設類型	内 訳
庁舎等	庁舎(本庁舎、総合・集合庁舎、試験研究機関 等)
	警察関係施設(警察署、運転免許試験場 等)
公的施設等	文化会館、博物館、スポーツ施設 等
その他施設	競馬施設、職員公舎、保養施設 等

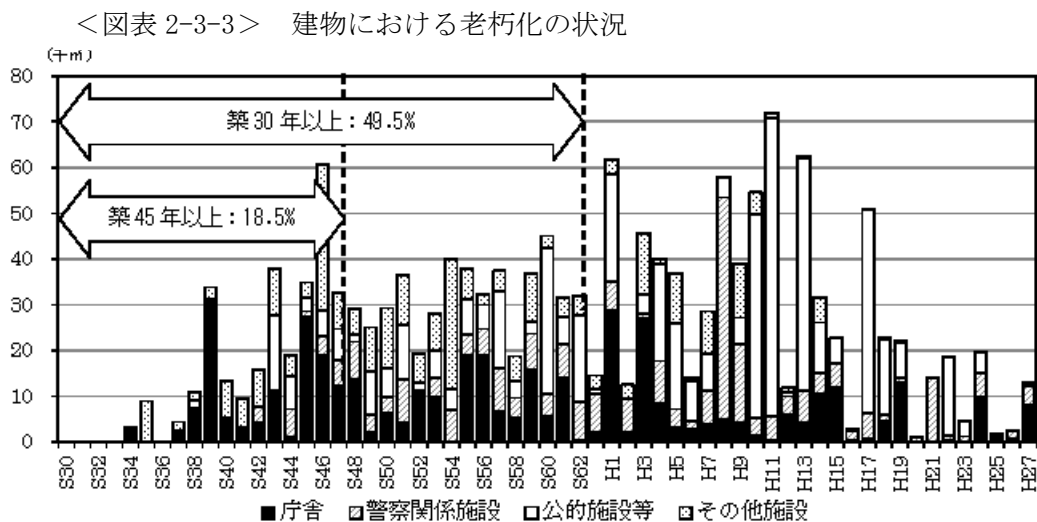
計画の対象となる施設の延床面積の合計は、平成27年度末時点で約154万㎡である。本庁舎や警察署等の庁舎等は約71万㎡(約46%)、県民の利用に供する公的施設等は約55万㎡(約35%)等となっている。

<図表2-3-2> 計画の対象となる施設類型の延床面積(平成27年度末時点)

施設類型	内 訳	延床面積	
		(千㎡)	構成比
庁舎等	庁舎(本庁舎、総合・集合庁舎、試験研究機関 等)	420	27.2
	警察関係施設(警察署、運転免許試験場 等)	290	18.8
	庁舎等 小計	710	46.0
公的施設等	文化会館、博物館、スポーツ施設 等	545	35.3
その他施設	競馬施設、職員公舎、保養施設 等	289	18.7
合 計		1,544	100.0

(2) 老朽化の現状と公的施設等（県民利便施設含む）の老朽化対策

急速に老朽化が進んでいる庁舎に対し、公的施設等については、平成10年以降に整備された建物が多く、築30年以上の建物も30%程度に留まることから、当面は、長寿命化改修や建替等大規模な更新よりも、計画的な修繕が中心となる。これにより、施設寿命を延伸し、将来の大規模改修等にかかる費用を抑制していくことが重要である。



<図表 2-3-4> 施設類型別の老朽化の割合

区 分	築30年以上経過			築45年以上経過		
	H27	H37	H47	H27	H37	H47
庁舎	61.4%	82.3%	95.1%	29.8%	51.7%	77.8%
警察関係施設	38.6%	76.9%	90.3%	7.7%	27.1	49.7%
公的施設	32.3%	49.9%	95.3%	7.7%	20.8%	41.5%
全 体	49.5%	72.2%	95.1%	18.5%	38.8%	60.8%

第3章 監査の結果及び意見

1. 総論

(1) 報告書の構成について

「第1章6. (1) 監査の要点及び (2) 実施した主な監査手続」に記載した監査の結果として、「指摘」が33件及び「意見」が88件あった。なお、「指摘」と「意見」は、以下の観点から総合的に判断して区分している。

区分	判断基準
指摘	事務の執行において①関係法令、規則及び諸規程に違反と判断したもの、②3E(有効性・効率性・経済性)の観点から著しく合理性に欠けると認められ改善を求めるもの。
意見	3E(有効性・効率性・経済性)の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

(2) 指摘及び意見の一覧

<図表3-1-1> 指摘及び意見の一覧

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
2. 全般的事項				
指定管理料及び利用料金について	意見2-1	—	34	経営努力による収支改善分の全てが指定管理料から減額されてしまうという指定管理者の認識との齟齬が散見されるため、コスト削減や前向きな利用料金の提案が行われるよう丁寧な説明を行っていく必要がある。
指定管理者公募における応募者数について	意見2-2	—	35	指定管理者の公募においてより多くの団体からの応募が行われ民間事業者を含めた幅広い団体から有用な考えや手法を活用できるように積極的なPRや事業者が応募しやすい仕組みの構築が必要である。
指定管理者募集期間の確保について	意見2-3	—	36	指定管理者公募時の募集期間について、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に沿って十分に確保する必要がある。
施設運営評価情報の公表時期について	意見2-4	—	37	現状よりも施設運営評価情報の公表時期を早めることができるような体制の構築及び努力を行う必要がある。
指定管理者制	意見2-5	—	37	指定管理者制度導入施設の行政コス

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
度導入施設の行政コスト計算書及び貸借対照表について				ト計算書及び貸借対照表において以下の問題点がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政コスト計算書の作成目的を明確にし記載されているコストは兵庫県のコストではないことについて説明が必要である。 ・兵庫県の施設の貸借対照表に兵庫県が負担しない引当金を記載することについてその情報の有用性について再検討する必要がある。 ・前年からの退職給与引当金の増減により計算される退職給与引当金繰入の情報の有用性について再検討する必要がある。
運営評価指標及び目標値の見直しについて	意見2-6	—	40	多くの施設において、運営評価指標の見直しが行われていないため、適時に適切な運営評価指標及び目標値の見直しを行う必要がある。
スポーツ施設の公的施設等運営評価調書について	意見2-7		41	利用料金収入に集計する項目を明確にする必要がある。
備品管理について	意見2-8	—	42	兵庫県は、指定管理者制度対象施設に対して、県有備品の管理について、適切な指導を行うことが必要である。
3. 都市公園施設				
県有備品及び物品の管理について	指摘3-1-1	舞子公園	46	県有備品及び物品の管理について、 県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善するべきである。 また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきである。
	指摘3-2-1	尼崎の森中央緑地	51	
	指摘3-3-1	明石公園	55	
	指摘3-5-1	西猪名公園	64	
	指摘3-6-1	赤穂海浜公園	70	
	指摘3-7-1	三木総合防災公園	74	
	指摘3-8-1	一庫公園	80	
	指摘3-9-1	有馬富士公園	84	
	指摘3-11-1	淡路佐野運動公園	91	
	指摘3-12-1	淡路島公園	96	
	指摘3-12-3	淡路島公園(オアシス)	97	
	指摘3-14-1	播磨中央公園	104	

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
年度報告書への収益事業及び利用促進事業の記載について	指摘3-1-2	舞子公園	46	指定管理者は収益事業及び利用促進事業については、指定管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従った報告が必要である。
	指摘3-6-3	赤穂海浜公園	70	
	指摘3-12-4	淡路島公園(オアシス)	98	
施設の有効活用について	意見3-1-3	舞子公園	47	利用料金施設の稼働率が低くなっているため、稼働率改善のための施策を検討するとともに、稼働率の改善が望めない場合には施設の在り方自体についての検討を行う必要がある。
	意見3-14-6	播磨中央公園	107	
領収書の管理について	意見3-2-2	尼崎の森中央緑地	51	施設で利用している領収書において、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。
	意見3-8-2	一庫公園	81	
	意見3-9-2	有馬富士公園	84	
	意見3-12-2	淡路島公園	97	
利用料金の支払について	意見3-3-2	明石公園	55	施設利用者からの利用料金の受取を利用日前に行っているが、利用中止時の還付金の管理にかかるコストを勘案し、施設利用当日に利用確定後の受取への変更を検討する必要がある。
	意見3-5-2	西猪名公園	64	
	意見3-7-3	三木総合防災公園	75	
利用料金の設定について	意見3-3-3	明石公園	56	指定管理者は施設の現状を最も把握できる立場であるため、適切な受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について積極的に変更提案の是非を検討する必要がある。
	意見3-5-3	西猪名公園	65	
	意見3-7-2	三木総合防災公園	75	
	意見3-11-3	淡路佐野運動公園	92	
設備の見直しについて	意見3-3-4	明石公園	56	空調が十分に設置されていない施設や洋式トイレが設置されていない施設等については利用者の安全性及び利便性の観点から対応を検討する必要がある。
	意見3-5-5	西猪名公園	66	
	意見3-14-3	播磨中央公園	105	
駐車場利用率の算出方法について	意見3-3-5	明石公園	56	指定管理者は駐車場利用率の算出について、定められた方法により計算を行うべきであるが、現状は定められた計算方法と条例で定める利用単位が異なっているため、定められた計算方法を見直すべきである。
意見3-12-5	淡路島公園(オアシス)	98		
収支報告書の記載について	意見3-3-6	明石公園	57	指定管理者は、兵庫県へ提出している収支報告書で、実際の指定管理に要
	意見3-5-4	西猪名公園	65	

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
	意見3-7-6	三木総合防災公園	76	した支出の全額を報告する必要がある。
兵庫県園芸・公園協会の職員構成について	意見3-3-7	明石公園	57	兵庫県園芸・公園協会の現状を把握分析した上で、存続が可能な職員の年齢構成となるように体制の整備等が必要である。
ウォーターランド内の樹木の根について	意見3-5-6	西猪名公園	66	ウォーターランド内の利用者の多くが通行する場所に生じている樹木の根の盛り上がりについて、根の除去等の安全対策が必要である。
駐車場ゲートカード管理について	意見3-6-2	赤穂海浜公園	70	管理事務所で保管している職員用駐車場ゲートカードについて定期的な棚卸しを実施する必要がある。
修繕費について	指摘3-6-4	赤穂海浜公園	71	指定管理者は指定管理者管理協定書に従い10万円以上の修繕については、指定管理料で実施すべきでない。
未還付金の管理について	意見3-7-4	三木総合防災公園	76	運動施設の利用中止により生じた未還付金の保管について、自ら定めた取扱要領に従った運用を行う必要がある。
還付金の返金通知の文言について	意見3-7-5	三木総合防災公園	76	利用者への還付金の返金通知に記載している文言について、公園内の施設で統一した文言とする必要がある。
物品購入の入札について	意見3-7-7	三木総合防災公園	76	兵庫県は物品購入時の入札において、修理備品の調達可能性を含め、メンテナンス費用を考慮した上で購入を決める必要がある。
金庫の管理について	意見3-11-2	淡路佐野運動公園	91	営業時間内であっても現金等重要物を保管している金庫については常時閉錠する必要がある。
公園のホームページについて	意見3-13-1	灘山緑地	101	ホームページが設置されていない公園については、利用者の利便性の観点からホームページの設置を検討する必要がある。
休止施設の活用方法について	意見3-14-2	播磨中央公園	105	休止中となっている播磨中央公園のテニスコートについて、兵庫県と指定管理者は今後の対応方針及び具体的な計画を定め、有効に活用していく必要

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
				がある。
猪及び鹿対策 について	意見3-14-4	播磨中央公園	105	近年猪及び鹿による被害が拡大している播磨中央公園においては、兵庫県は指定管理料に対策費用を考慮することも含め指定管理者と協力して対策を検討及び実施することが必要である。
バラ園について	意見3-14-5	播磨中央公園	106	平成23年より無料施設となったバラ園について、利用料金の有料化の是非を検討する必要がある。
利用促進の取組について	意見3-15-1	あわじ石の寝屋緑地	110	十分な利用促進のための取組が行われていないため、多くの県民に利用してもらうためにより積極的な利用促進の取組を実施する必要がある。
4. 社会教育施設				
施設の稼働率 について	意見4-1-1 意見4-6-2	嬉野台生涯教育センター 人と自然の博物館	114 137	施設の稼働率が低い状態となっているため、適切な料金設定や積極的なPR等により稼働率向上の施策を講じる必要がある。
現状改善の対策について	意見4-1-2 意見4-5-3	嬉野台生涯教育センター 歴史博物館	114 133	目標指標の達成のために、過去の慣例や固定観念にとらわれることなく、ゼロベースで案を検討し、実行に移すことが重要である。
業務収支状況 報告書と収支 計算書の不一致 について	意見4-1-3	嬉野台生涯教育センター	115	指定管理者での収支計算書に修正が生じた場合には、兵庫県への報告書に記載する金額についても先念することなく合わせて修正する必要がある。
現金の管理について	意見4-1-4	嬉野台生涯教育センター	115	釣銭の管理を兵庫県のつり銭用資金取扱要領に沿った管理を行うとともに、現金保有残高についても適正な残高での管理を行う必要がある。
県有備品及び 物品の管理に ついて	指摘4-2-1 指摘4-3-1 指摘4-4-2 指摘4-5-2 指摘4-6-3 指摘4-7-2 指摘4-8-1	図書館 美術館王子分館 美術館 歴史博物館 人と自然の博物館 コウノトリの郷公園 考古博物館	118 124 128 133 137 143 147	<p>県有備品及び物品の管理について、県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善すべきである。</p> <p>また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべ</p>

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
				きであり、施設によって備品数があまりにも多い場合には各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。
委託業務の内容確認について	意見4-2-2 意見4-8-3	図書館 考古博物館	118 148	委託業者が入札時の仕様書に従った業務を実施していることを確実に確認できるように、日報等の報告書の形式を工夫する等の体制の構築が必要である。
蔵書点検について	意見4-2-3	図書館	118	蔵書点検の中長期的な年次計画がなく、点検の実施頻度や範囲が不明確となっていることから、蔵書点検の計画の整備が必要である。
図書の館外貸出について	指摘4-2-4	図書館	119	館外貸出に関する規則の運用について以下の問題がある。 ・規則では7冊が上限とされているところ、ただし書きを引用し、実際には10冊上限とした実務となっている。 ・返却遅延に対する督促までの期間が不明確であり、画一的な運用となっていない。また、図書の返却が遅延した者については3か月貸出ができないという規定があるものの運用されていない。 規則に基づいた適正な運用や返却遅延に対するタイムリーな督促、さらには前述の規則の運用による返却期間内の返却促進に努めるべきである。
寄贈資料について	意見4-2-5	図書館	120	寄贈図書には受け入れできないものも多く含まれており、選別に人手がかかっているため、対応策を検討する必要がある。
招待券について	意見4-3-2 意見4-4-3	美術館王子分館 美術館	125 129	招待券の残数管理とその保管方法並びに展覧会終了後の実績の確認について手続を設定し、慎重に管理することが必要である。 招待券配布の効果が不透明であるため、招待券の配布及び実際の利用数等についての効果分析・管理を行い、そ

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
				の効果を測定し、今後の招待券の取扱いについて検討する必要がある。
アンケートの回収について	意見4-3-3	美術館王子分館	125	アンケートの回答率を上げるために、回答者への景品を企画したり、受付やアンケート記入場所周辺において記入を呼びかけたり等の工夫をする必要がある。
前売券の管理について	意見4-4-1	美術館	128	未販売の前売券について、残数管理とその保管方法並びに廃棄の手続きを設定し、運用する必要がある。
歴史博物館の修繕について	意見4-5-1	歴史博物館	132	メインエントランスの空調設備が老朽化により使用不可能となっているほか雨漏り等も生じているため、計画的に修繕を行う必要がある。
使用見込みのない備品について	意見4-5-4 意見4-7-3	歴史博物館 コウノトリの郷公園	133 144	使用見込みのない備品について、活用する方法がない場合には廃棄処理を行う必要がある。
稼働率の算出方法について	意見4-6-1	人と自然の博物館	137	施設の経営改善を図るために、より実態を表す方法により稼働率を算出することが必要である。
収蔵品の保管場所について	意見4-6-4 意見4-8-2	人と自然の博物館 考古博物館	138 148	収蔵庫に保管しきれない収蔵品について、収蔵品の重要性に照らして整理を進める必要がある。
共催ビジネスについて	意見4-6-5	人と自然の博物館	139	共催ビジネスを開催するにあたって、事前承認についての明確な定めがないため、事前の承認を行うべき事業について明確にする必要がある。
公印使用承認欄について	指摘4-6-6	人と自然の博物館	139	公印を使用する際には規定に基づき決裁書・報告書の公印使用承認欄への押印を行う必要がある。
忘れ物の管理について	意見4-6-7	人と自然の博物館	139	忘れ物について、館内で1か月程度保管した後は、警察へ引き渡す等の処置を検討する必要がある。
ひとはくキャラバンについて	意見4-6-8	人と自然の博物館	139	ひとはくキャラバン活動について、中長期的な視点から巡回計画を定め、成果を可視化できる仕組み作りを検討する必要がある。
施設の目的に	意見4-7-1	コウノトリの郷公園	142	兵庫県としてコウノトリの郷公園に

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
について				についてどのような状態を目指し事業を展開していくのかを協議・検討し、県民へ明確に説明できる状況にすべきである。
考古博物館の地域性について	意見4-8-4	考古博物館	148	出前授業や出前展示を行っている地域に偏りがあるため、より県民全体に向けて広くPR活動を行うことが必要である。
古代鏡展示館の運用について	指摘4-8-5	考古博物館	149	古代鏡展示館について開館前に見込んでいた入館者数を著しく下回っている状態が継続しており、運用について議論する必要があるが、個別施設での損益管理の体制を構築できていないため、早急に費用の集計及び損益の管理ができる体制を構築すべきである。
5. スポーツ施設				
県有備品及び物品の管理について	指摘5-1-1	文化体育館	154	県有備品及び物品の管理について、 県有備品台帳の記載不備や備品及び物品への管理番号の記載漏れや記載誤り、また、備品を廃棄した際の兵庫県への報告漏れ等の管理不備について改善すべきである。 また、県有備品について、年に1度程度は証跡を残す形での棚卸しを行うべきである。
	指摘5-3-3	総合体育館	163	
	指摘5-5-4	円山川公苑	176	
	指摘5-6-1	弓道場	181	
	指摘5-7-3	神戸西テニスコート	187	
忘れ物の管理について	意見5-2-1	武道館	158	忘れ物を保管していることについて、利用者への周知がされていない。また保管方針を明確に定めていない施設がある。保管期間に関する方針を定めた上で提示を行って利用者へ周知することが必要である。
	意見5-3-2	総合体育館	163	
	意見5-5-7	円山川公苑	177	
	意見5-7-6	神戸西テニスコート	189	
床転換システムについて	指摘5-2-2	武道館	158	交換部品が高額であるとともに入手先が限られていることから、設備環境の整備や他の対応策を含めて検討すべきである。
設備の維持管理費について	意見5-2-3	武道館	159	充実した設備を維持するために、施設維持管理費が高い水準となっている。現在の設備を維持していくかどうかどう

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
				かの方針を考えるとともに、将来の施設維持管理費の対策を検討する必要がある。
施設の稼働率について	意見5-2-4 意見5-3-4	武道館 総合体育館	159 163	利用料金対象施設について稼働率が低い状態が続いているため、文化講座の開設や積極的なPR等により稼働率向上の施策を講じる必要がある。
武道教室の受講率について	意見5-2-5	武道館	159	武道館で開講している武道教室の受講率について、より一層のPR活動に努め、受講率を上げる努力が必要である。
回数券の管理について	意見5-3-1	総合体育館	163	トレーニング室の回数券について、現物確認を行う際には現物の数と管理簿の一致を確かめる必要がある。
遊休資産の有効活用について	意見5-5-1	円山川公苑	173	未利用となっている土地について、利活用のみでなく、必要性も含めて在り方を検討する必要がある。
消火器の点検について	指摘5-5-2	円山川公苑	173	点検までの法定期間が経過している消火器のバルブ部分について、点検若しくは交換すべきである。
施設の老朽化対策について	意見5-5-3	円山川公苑	173	利用者が安全に利用するために、施設の修繕及び老朽化のための計画を策定し対策を行う必要がある。
指定管理料の設定方法について	意見5-5-5	円山川公苑	176	猪及び鹿による被害が拡大している円山川公苑においては、兵庫県は指定管理料に対策費用を考慮することも含め指定管理者と協力して対策を検討及び実施することが必要である。
スケートリンクの冷媒について	意見5-5-6	円山川公苑	176	スケートリンク冷凍機で使用している冷媒フロンが平成31年12月末で製造中止となるため、スケートリンクの継続には新型冷凍機への切替えが必要となり多額の投資が必要なため、スケートリンク運営の現状を分析し、切替えを行うかどうかについて検討する必要がある。
使用期限を経過している備	意見5-6-2 意見5-7-2	弓道場 神戸西テニスコート	181 186	使用期限を経過している備品及び使用見込みのない備品について、活用の

項目	区分	対象施設	頁	指摘又は意見の内容
品及び使用見込みのない備品について				方法がない場合には廃棄処理を行う必要がある。
弓具貸出制度の明示について	意見5-6-3	弓道場	181	弓具貸出制度について十分に明示されていないため、利用促進のために、制度内容及び料金について明示する必要がある。
幅広い利用者への開放的な運営について	意見5-6-4	弓道場	181	幅広い年齢層やニーズにこたえる開放的な運営が必要である。
非公募による指定管理者の選定について	意見5-6-5	弓道場	182	非公募理由について再検討を行い、公募の導入が可能かどうかを検討する必要がある。
利用料金の設定について	意見5-6-6	弓道場	182	指定管理者は施設の現状を最も把握できる立場であるため、適切な受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について積極的に変更提案の是非を検討する必要がある。
工作物明細表について	意見5-7-1	神戸西テニスコート	186	工作物明細表の登録について、根拠資料を整備すること等により誤りがでないようなルール及び体制づくりが必要である。
未還付金の保管状況について	意見5-7-4	神戸西テニスコート	188	施設の利用中止により生じた未還付金を金庫で保管しているが、現金の保有に係る紛失・盗難リスクがあるため、金融機関に預け入れる必要がある。
クラブハウス前の段差について	意見5-7-5	神戸西テニスコート	188	クラブハウス前の樹木の根が隆起し、利用者の怪我につながる恐れもあることから、柵を設置するとともに、修繕費の予算を設定し樹木の撤去を検討する必要がある。

2. 全般的事項に関する監査の結果及び意見

(1) 全般的事項に関する監査の結果及び意見

① 指定管理料及び利用料金について【意見2-1】

年度ごとに県から支払われる指定管理料は、指定管理期間中には基本的に変更されることがないため、コスト削減や利用料金収入の拡大が指定管理者のインセンティブとなっている。しかし、指定管理期間の更新の際には、とりわけ行財政構造改革の取組の中で、指定管理料の水準についても一定の見直しが行われてきた。兵庫県としては、厳しい財政状況のなかで全庁的に推進する施設維持コスト縮減の一環として、直営施設を含めて取り組んできたとのことであるが、指定管理者の立場からは、経営努力による収支改善分の全てが指定管理料から減額されてしまうという認識を持っているケースも見受けられ、積極的に改善を行うインセンティブが働きにくい状況になっている。また、このような中で、利用料金制度を導入しているほぼ全ての施設について長期間にわたり指定管理者から弾力的な利用料金の設定が提案されていない。

兵庫県は、こうした指定管理者の認識との齟齬を解消し、コスト削減や前向きな利用料金の提案が積極的に行われるよう丁寧な説明を行っていく必要がある。

② 指定管理者公募における応募者数について【意見2-2】

公募を行っている公の施設については、指定管理者の選定において、民間事業者を含む幅広い団体から選定を行い、様々な考えや手法から、より有効なものを選択することにより県民の満足度を向上させ、利用者増加や県民コストの削減に取り組むことが期待される。この点、総務省から通知されている「指定管理者制度の運用について」においても「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。」とされている。

全国的にも、自治体によるコスト削減の取組が進み、指定管理料の基準額が減少したこと等により、指定管理に係る応募者数が少なくなっている傾向にある。兵庫県においても、今回監査対象とした施設のうち下表の施設において、公募における応募者数が1者のみで、民間事業者を含む幅広い団体からの選定ができておらず、指定管理者制度の重要な利点を活用できていない。兵庫県は、より多くの団体からの応募が行われ民間事業者を含めた幅広い団体から有用な考えや手法を活用できるように積極的なPRや民間事業者が応募しやすい仕組みの構築を行う必要がある。

＜図表3-2-1＞ 直近の公募者数が1者の施設

区分	施設名	指定管理者	応募数
都市公園	舞子公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
都市公園	西猪名公園	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体	1
都市公園	赤穂海浜公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
都市公園	一庫公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
都市公園	有馬富士公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
都市公園	淡路佐野運動公園	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体	1
都市公園	播磨中央公園	(公財)兵庫県園芸・公園協会	1
スポーツ施設	海洋体育館	(公財)兵庫県体育協会	1
スポーツ施設	円山川公苑	兵庫県体育協会円山川公苑グループ	1

③ 指定管理者募集期間の確保について【意見2-3】

兵庫県は設置する公の施設にかかる指定管理者の公募に際しては、「指定管理者の公募に関するガイドライン」により、指定管理者の募集から指定及び協定の締結に至るまでの基本的事項や留意事項を定めて運用している。

同ガイドラインには、指定管理者の募集に当たり、募集要項の発表から申請書受付終了までの募集期間を原則として2か月程度確保することとしており、2か月の期間を設ける暇がない特別な事情があり、募集期間を短縮する場合においても、上記の趣旨を踏まえ適切な期間を設定することを定めている。今回監査対象とした施設のうち下表の施設の公募において募集期間が50日を下回っており、同ガイドラインに従った十分な募集期間が確保されていない。前述の「第3章2. (1) ②指定管理者公募における応募者数について」に記載のとおり、兵庫県の指定管理者の公募においては競争原理が働くための十分な応募者数がないことから、公募者数増加のためにも募集期間を同ガイドラインに沿って十分に確保する必要がある。

<図表3-2-2> 募集期間が50日を下回る施設

所管部課	施設名	募集要領公表日	申請書受付終了日	期間
都市公園	一庫公園	平成27年7月6日	平成27年8月21日	47日
都市公園	有馬富士公園	平成27年7月6日	平成27年8月21日	47日
都市公園	丹波並木道中央公園	平成27年7月6日	平成27年8月21日	47日
スポーツ施設	文化体育館	平成27年7月17日	平成27年8月21日	36日
スポーツ施設	武道館	平成27年7月17日	平成27年8月21日	36日
スポーツ施設	総合体育館	平成26年7月17日	平成26年9月 1日	47日
スポーツ施設	海洋体育館	平成26年7月17日	平成26年9月1日	47日
スポーツ施設	円山川公苑	平成27年7月17日	平成27年8月21日	36日
スポーツ施設	神戸西テニスコート	平成27年7月17日	平成27年8月21日	36日

④ 施設運営評価情報の公表時期について【意見2-4】

兵庫県は指定管理者制度導入施設について、「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」を定め、適切かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び県民サービスの一層の向上に資するため、管理運営状況についての評価を毎年実施している。しかし、当該評価結果の公表時期が遅く、特に平成28年度の評価結果の公表においては、評価対象年度が終了してから1年4か月超経過してからの公表となっており、評価結果としての有用性を大きく損なっている。公表時期が遅れている要因としては、評価項目が多いこと、評価調書の内容が複雑で作成・とりまとめに時間を要することが挙げられ、目的が不明瞭なものや必要性に疑問を感じる項目も散見される。なお、同ガイドラインでは、評価結果の管理スケジュールの例示として評価対象年度が終了した年の7月での公表を記載しているが、評価実施方法の簡素化等を含め、この例示から大きく遅れることなく公表できるよう、見直しを検討する必要がある。

<図表3-2-3> 各年度の管理運営評価結果の公表時期

対象年度	公表時期	対象年度終了から公表までの期間
平成27年度評価結果	平成29年3月	12か月
平成28年度評価結果	平成30年8月	17か月
平成29年度評価結果	平成30年12月	9か月

⑤ 指定管理者制度導入施設の行政コスト計算書及び貸借対照表について【意見2-5】

兵庫県は毎年1回公的施設のサービス水準の向上とコストの縮減に取り組むため、施設ごとの行政コスト計算書及び貸借対照表を作成して兵庫県ホームページ上で公表している。当該行政コスト計算書及び貸借対照表について以下の問題が生じている。

イ. 指定管理者制度導入施設における行政コスト計算書

行政コスト計算書は兵庫県直営施設及び指定管理者運営施設の両方を含む全ての公的施設で作成しているが、指定管理者運営施設における行政コスト計算書の作成目的が不明瞭である。行政コスト計算書には主な行政コストとして「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」を記載しているが、指定管理者運営施設の行政コスト計算書にはそれぞれのコストについて指定管理者が負担した金額が記載されており、兵庫県が負担した金額の記載になっていない。また、経常収益として記載されている「使用料・手数料等」についても兵庫県の収益とならない指定管理者が自らの収入とする利用料金が含まれている。

行政コスト計算書という名称からは、その施設に対しての行政コスト、すなわち県民負担がどのように発生しているかを開示しているという誤解を与える可能性があり、現に直営施設については兵庫県が負担した金額で作成されていることから、指定管理者運営施設の行政コスト計算書についてはそうでないことを十分に説明する必要がある。

現状では、行政コスト計算書で計算された行政コストが、兵庫県が負担した金額、すなわち兵庫県が指定管理者へ支払った指定管理料等の金額を下回っている場合には、実体に

比べてその施設における県民負担が過少という誤解を与える可能性があることから指定管理者運営施設の行政コスト計算書については、指定管理者が負担した金額を記載していることについての説明を付すとともに、兵庫県の実際の負担金額についても併せて記載する必要はある。

ロ. 貸借対照表の退職給与引当金について

指定管理者運営施設の貸借対照表には指定管理者の職員に対する退職給与引当金が計上されているが、指定管理者の職員に対する退職給与は指定管理者自身が職員に対して支払うものであり、兵庫県には関係がないため、兵庫県が所有する施設の貸借対照表に記載することは情報利用者に誤解を生じさせる可能性があることから、当該退職給与引当金について指定管理者が負担していることについて十分に説明を付す必要がある。

また、公募を行っている指定管理者については変更となる可能性があり、例えば退職給付制度を導入している指定管理者から導入していない指定管理者へ変更となった場合に、その施設の貸借対照表に記載される退職給付引当金が大きく変動することを考えると、兵庫県の施設の貸借対照表に指定管理者の職員の退職給与引当金を記載すること自体についてその情報としての有用性を再検討する必要がある。

ハ. 行政コスト計算書の退職給与引当金繰入について

指定管理者運営施設の行政コスト計算書には、その施設で働いている指定管理者職員の退職給与引当金の前年からの増減額が退職給与引当金繰入として記載されている。そのため、人事異動により施設で働いている職員が変わった場合や指定管理者が変更になった場合には、退職給与引当金が大きく増減することになり、その施設の行政サービスを提供するための人件費には大きな変動がないにも関わらず、行政コスト計算書において多額の退職給与引当金繰入や戻入が計上されることになる。

現状の方法では、指定管理者が変更となった結果、変更前後の指定管理者において退職給与制度が異なる場合には、退職給与引当金が前年から大きく増減することになり、その結果、例えば下表の丹波並木道中央公園における平成28年度行政コスト計算書では、指定管理者が変更になったため「人にかかるコスト」がマイナスとして計算されており、明らかに施設の行政コストを正しく表せているとは言えない。

さらには、下表の明石公園における平成28年度行政コスト計算書では指定管理者での職員人事異動によってその施設の担当者が変更になり、退職給与引当金の変動したため、行政コスト計算書に多額の退職給与引当金繰入が計上されているが、それぞれの指定管理者職員の退職金はそれまで指定管理者の職員として勤務してきた期間に応じて決まるものであり兵庫県にとって指定管理者側の担当者が変わったことにより行政コスト計算書におけるコストが変動することは情報利用者に誤解を生じさせる可能性があるとともに、その施設の行政コストを正しく表していると言えない。

指定管理者運営施設の行政コスト計算書における退職給与引当金繰入の扱いについて現状の計算方法による情報の有用性について再検討すべきである。

<図表3-2-4> 丹波並木道中央公園 平成28年度行政コスト計算書

【平成28年度 行政コスト計算書】

		総額(千円)	構成比(%)	利用者一人当たり(円)	
行政コスト	人にかかるコスト	人件費	31,292	92.2%	221
		退職給与引当金繰入	▲ 41,590	-122.5%	▲ 294
		賞与引当金繰入	▲ 1,383	-4.1%	▲ 10
		計	▲ 11,681	-34.4%	▲ 83
	物にかかるコスト	物件費	0	0.0%	0
		維持修繕費	28,964	85.3%	205
		減価償却費	16,672	49.1%	118
		計	45,636	134.4%	323
	移転支出的なコスト	補助費等	0	0.0%	0
	その他のコスト	公債費(利子のみ)	0	0.0%	0
	行政コスト合計 A		33,955	100.0%	240

<図表3-2-5> 明石公園 平成28年度行政コスト計算書

【平成28年度 行政コスト計算書】

		総額(千円)	構成比(%)	利用者一人当たり(円)	
行政コスト	人にかかるコスト	人件費	117,148	43.8%	48
		退職給与引当金繰入	16,097	6.0%	7
		賞与引当金繰入	▲ 1,446	-0.5%	▲ 1
		計	131,799	49.3%	54
	物にかかるコスト	物件費	0	0.0%	0
		維持修繕費	106,227	39.7%	43
		減価償却費	29,378	11.0%	12
		計	135,605	50.7%	55
	移転支出的なコスト	補助費等	0	0.0%	0
	その他のコスト	公債費(利子のみ)	0	0.0%	0
	行政コスト合計 A		267,404	100.0%	109

⑥ 運営評価指標の設定について

各施設所管課は、各施設の運営状況を評価した結果を記載した公的施設等運営評価調書を毎年兵庫県のホームページにおいて公表しており、公的施設等運営評価調書の中で施設ごとに運営評価指標を決めた上で目標値を定めてその達成度を測っている。

イ. 運営評価指標及び目標値の見直しについて【意見2-6】

各施設所管課において、当該運営評価指標及び目標値の見直しが適時に実施されていないと考えられる施設が下表のとおり散見された。公的施設等運営評価調書の作成においては当該運営評価指標及び目標値について毎年適切なものへの見直しを行う運用を行っているが、多くの施設においては新行革プランの比較対象年度である平成19年度の運営評価指標及び目標値を継続して平成29年度においても使用されている。当時と外部環境が変化している中では、既に著しく陳腐化しているものも多く、適時に適切な運営評価指標及び目標値に見直しを行う必要がある。

<図表3-2-6> 達成率が継続して200%超又は50%未満の運営評価指標

所管部課	施設名	運営評価指標	目標値	平成29年度 達成率
県土整備部 公園緑地課	丹波並木道中央公園	利用者1人当たりの 経費	0.859千円	203%
県土整備部 公園緑地課	淡路島公園	利用料金収入	240千円	843%
県土整備部 公園緑地課	播磨中央公園	利用料金収入	6,238千円	1%
企画県民部 芸術文化課	美術館王子分館	利用者1人当たりの 経費	0.5千円	42%
教育委員会 社会教育課	人と自然の博物館	利用者1人当たりの 経費	16千円	320%
教育委員会 社会教育課	コウノトリの郷公園	講座実施回数	13回	254%
教育委員会 文化財課	考古博物館	利用者1人当たりの 経費	8.3千円	231%
教育委員会 体育保健課	神戸西テニスコート	利用料金収入	13,000千円	320%
教育委員会 体育保健課	神戸西テニスコート	利用者1人当たりの 経費	0.228千円	21%

ロ. スポーツ施設の公的施設等運営評価調書について【意見2-7】

公的施設等運営評価調書におけるサービス向上に関する指標として、スポーツ施設では利用料金収入（スポーツ施設及び会議室等の貸出し、駐車場利用）を採用しているが、以下のとおり施設によって集計される項目が異なっている。また、目標値である金額にどの項目が含まれているかも不明瞭である。運営評価調書にて算定される達成度の数値が意義あるものとするために、上記イ. 運営評価指標及び目標値の見直しに合わせて、利用料金収入の内容を定義付けることにより、集計する項目を明確にする必要がある。

<図表3-2-7> 公的施設等運営評価調書の利用料金収入に含まれる各スポーツ施設に集計されている項目及びその金額

番号	施設名	「公的施設等運営評価調書」 6. 運営評価指標 利用料金収入（千円）			「収支精算書」 収入の部 実績内訳より
		目標値	実績	達成率	
1	文化体育館	121,930	144,421	118.4%	実績には、利用料金収入89,577千円その他、以下の金額が含まれていた。 講座受講料収入 49,196千円 自動販売機収入 4,828千円
2	武道館	19,064	35,613	186.8%	実績には、利用料金収入31,223千円その他、以下の金額が含まれていた。 講座受講料収入 4,231千円
3	総合体育館	69,231	45,313	65.5%	実績の利用料金収入には、以下の金額が含まれていない。 駐車場収入 30,647千円
4	海洋体育館	19,302	19,085	98.9%	実績には、利用料金収入18,778千円その他、以下の金額が含まれていた。 講座受講料収入 307千円
5	円山川公苑	14,147	8,238	58.2%	-
6	弓道場	1,841	1,388	75.4%	-
7	神戸西テニスコート	13,000	41,533	319.5%	実績には、利用料金収入14,393千円その他、以下の金額が含まれていた。 テニススクール収入 27,140千円

⑦ 備品管理について【意見2-8】

兵庫県は、指定管理者制度対象施設に対して、県有備品の貸付を行っているが、これら県有備品の管理の方法については指定管理者協定書上において「備品の管理簿を整理した上で県有備品を良好な状態に保つことを求める」といった記載のみとなっている。その結果、それぞれの指定管理者による独自の管理が行われている場合があり、例えば、備品整理票が添付されていない備品及び備品整理票に分類コード番号や整理番号が記載されているが県有備品一覧表には一致する番号が記載されていないもの等の管理不備が散見される。

現状、備品の管理範囲については兵庫県の備品管理要領において、「10万円以上は県有備品として管理すること」と定められているが、備品整理票を全ての備品に添付することや定期的に棚卸しを実施すること等について、兵庫県より指定管理者に対して適切な指導を行うことが必要である。

3. 都市公園施設（15施設）に関する監査の結果及び意見

(1) 舞子公園

① 施設の概要



<図表3-3-1-1> 舞子公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	舞子公園
設置目的	須磨、舞子、明石の海岸一帯は、古くから詩や歌に詠まれた白砂青松の地であり、この地に開かれた風致公園として、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	神戸市垂水区東舞子町2051
設置年月日	明治33年7月25日
敷地面積	78,315.00㎡
延床面積	10,449.41㎡
施設内容	休憩所（2箇所、休憩舎2棟）、子供の遊び場（2箇所、遊具）、松林、舞子海上プロムナード（展望ラウンジ・遊歩道・展望広場、延床面積3183.09㎡）、移情閣〔本館（孫文記念館）・附属棟・管理棟、総延床面積約738.43㎡）、旧木下邸住宅（主家・土蔵・納屋・管理棟、総延床面積約432㎡）、旧武藤山治邸（本館・管理棟、総延床面積約427.99㎡）、駐車場（普通車216台うち障害者2台・大型車12台、延床面積5667.90㎡）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。

利用料金	舞子海上プロムナード：大人300円〔土日祝〕・250円〔平日〕等 旧木下家住宅・旧武藤山治邸：大人100円、シルバー50円、高校生以下無料 駐車場：普通車200円/時間等
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数30人（正規2人、その他28人）
特徴・沿革	明治6年の太政官布達により「地盤国有公園」として明治33年に誕生した初の県立都市公園である。開園当初は松林を主体としたものであったが、明石海峡大橋の建設に伴い大改造を行い、現在の姿となった。公園種別は特殊公園（風致公園）である。用地は主として国有地（約3.9ha）及び道路用地（国道28号線、約3.6ha）であり、県有地は国道2号線沿いのごく一部（約0.1ha）である。なお平成12年に兵庫県に寄贈された敷地（旧木下家住宅）約0.2haが平成21年10月24日に開園した。

② 利用状況

平成29年度の総来園者数は1,874,552人で、平成28年度（1,846,585人）対比101.5%、約27.9千人の増加となった。平成29年度から新たにゴールデンウィークに「シーサイドビアテラス in 舞子公園」を実施したこと等により、来園者数が増加した。

<図表3-3-1-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	1,983,030	1,846,585	1,874,552

<図表3-3-1-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数	稼働率 (%)	利用数	稼働率 (%)	利用数
舞子海上プロムナード	-	312,939人	-	257,003人	-	239,521人
駐車場	8	53,642台	5	52,231台	8	49,270台

(注) 稼働率は、年間延利用台数/(年間営業日数×営業時間数×駐車枠数)により算出。

③ 行政コストの状況

舞子公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-1-4> 舞子公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	92,504	83,067
	分担金・負担金・寄付金	-	-
	経常収益合計	92,504	83,067
国庫収入	国庫支出金	-	-
	資産充当国庫支出金減価償却額	75,520	75,520
	国庫収入合計	75,520	75,520
行政コスト	人件費	58,616	58,589
	退職給与引当金繰入	△2,167	-
	賞与引当金繰入	70	-

	物件費	—	—
	維持修繕費	77,690	72,241
	減価償却費	151,040	151,040
	公債費（利子のみ）	—	—
	行政コスト合計	285,249	281,870
行政コスト純額		117,225	123,283
利用者数（人）		1,846,585	1,874,552
利用者一人当たり県負担額（円／人）		63	66

④ 指定管理の状況

舞子公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-1-5 > 舞子公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成26年度	指定管理期間	平成27年4月～ 平成32年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	50,912	46,011	49,956
	決算額	50,912	46,011	49,956
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		82,697	76,388	67,760
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の 収支	収入	143,898	136,321	131,331
	支出	134,556	136,305	130,830
	収支差額	9,342	16	501
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	1,494,700人	1,874,552人(125%)		
利用料金収入	57,411千円	67,760千円(118%)		
利用者一人当たりの経費	0.084千円	0.073千円(116%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-1-1】

県有備品台帳の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが下表のとおり散見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも台帳の整理番号と備品整理票の整理番号を一致させるべきである。

<図表3-3-1-6> 舞子公園の県有備品台帳抜粋

県有備品台帳 整理番号				品目	取得		
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
11	107	900	901 - 3	乗用清掃機	H13. 3. 30	1	3,601,500円
11	107	900	5004	小型乗用芝刈り機	H13. 3. 30	1	1,076,250円

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、指定管理者管理協定書の締結後に取得・除却・買い替えた県有備品について、県に対する「取得備品報告書」又は「廃棄備品報告書」にて報告されていない。さらには、証跡を残す形での棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸しにより実施することも考えられる。

ロ. 年度報告書への収益事業及び利用促進事業の記載について【指摘3-1-2】

舞子公園では、収益事業及び利用促進事業として海上プロムナードでの海上レストラン運営や園内の自動販売機設置等を行っており、指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従いその計画及び実施結果についての報告が求められている。平成29年度については、実施計画書に実施する事業として記載しているが、事業報告書では、実施結果について収支の報告が一部未記載であるため、報告を行うべきである。

ハ. 駐車場の有効活用について【意見3-1-3】

舞子公園において、普通車216台及び大型車12台の駐車場が確保されているが、平成29年度の稼働率が8%と低くなっている。地上駐車場に余裕があるため、地下駐車場は封鎖されたまま使用されていないことも多く、有効に活用されていない。

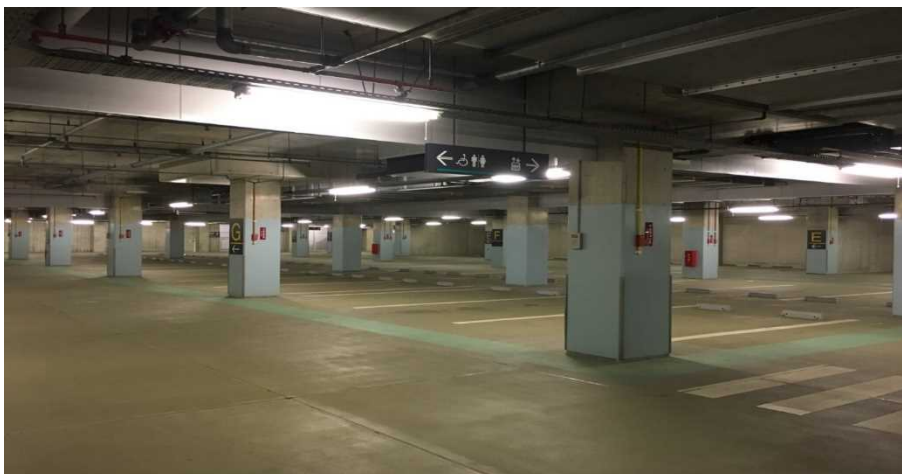
駅近の好立地であることから舞子駅乗客の利用者も見込めるが、駐車料金は1日当たりの上限金額がなく1時間200円のみであり、長時間利用者が避ける設定となっている。

利用料金は兵庫県立都市公園条例によって公園ごとに利用料金が定められており、1日当たりの上限金額がある駐車料金が設定されている公園もあることから、舞子公園の駐車場においても条例の変更を含め利用者にとって最も有効に活用される料金について検討する必要がある。

また、駐車場数が過剰ということであれば、地上駐車場及び地下駐車場のいずれかについて、より公園利用者にとって喜ばれる用途に転用することについて検討すべきである。

いずれにしても現状地下駐車場の状況は施設が有効に活用されているとは言えず、兵庫県は指定管理者とも協議し有効活用を検討すべきである。

(視察時の地下駐車場)



(2) 尼崎の森中央緑地 (スポーツ健康増進施設を除く)

① 施設の概要



<図表3-3-2-1> 尼崎の森中央緑地の概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	尼崎の森中央緑地 (スポーツ健康増進施設を除く)
設置目的	尼崎の海に面した立地を活かして、参画と協働により「地域が育てる森」を形成し、失われた自然環境を回復、育成するとともに、大阪湾臨海部と内陸部の自然環境を結びつける結節点、大阪湾ベイエリアでの自然環境の広域拠点として開園し、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例 (昭和39年4月1日 条例第53号)
所在地	尼崎市扇町33-4
設置年月日	平成18年5月31日
敷地面積	187,000㎡
延床面積	—
施設内容	管理事務所、茅葺き民家、駐車場(普通車184台、バス10台)、多目的広場(臨時駐車場:普通車637台)、はじまりの森広場、大芝生広場、育苗施設、作業棟、トイレ、休憩所施設(木製ベンチ 61基、四阿 3基、パーゴラ 1基)、案内板、遊具
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	最初の1時間1,000円それ以降30分につき500円
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数16人 (正規1人、その他15人)

特徴・沿革	重化学工業を中心に、日本の経済産業をリードしてきた尼崎臨海地域は、近代化の過程で自然を失い、公害が発生する等、環境面での課題を抱えるとともに、近年の産業構造の変化等により工場等の遊休地が発生する等、地域の活力が低下し、その再生が急務になっていることから、この地域を魅力と活力あるまちに再生するため、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを目指して、「尼崎21世紀の森構想」(約1,000ha)を推進している。そのリーディングプロジェクトとしての中央緑地は、県民の参画と協働による森づくりとともに、豊かな自然環境の中でスポーツを通じた健康づくりを進めている。
-------	--

② 利用状況

公園の認知度向上もあり、平成28年度10月に開催した尼崎市政100周年記念事業「あまがさきハーフマラソン大会」の2万人が減少したものの、森市祭や音楽ライブ、環境学習プログラムの参加者増等着実に入園者数を増やし、対前年度比104.0%と推移した。

<図表3-3-2-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	49,500	110,500	110,950

<図表3-3-2-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数 (時間)	稼働率 (%)	利用数 (時間)	稼働率 (%)	利用数 (時間)
会議室	21	601	28	791	23	671

(注)稼働率は、年間延べ利用時間/年間営業時間により算出。

③ 行政コストの状況

尼崎の森中央緑地の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-2-4> 尼崎の森中央緑地の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	256	180
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	256	180
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	7,063	5,256
	国庫収入合計	7,063	5,256
行政コスト	人件費	21,233	29,057
	退職給与引当金繰入	—	—
	賞与引当金繰入	—	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	78,113	68,399
	減価償却費	10,513	10,513
	公債費(利子のみ)	—	—
行政コスト合計	88,626	107,969	

行政コスト純額	102,540	102,532
利用者数（人）	110,500	110,950
利用者一人当たり県負担額（円／人）	928	924

④ 指定管理の状況

尼崎の森中央緑地の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-2-5 > 尼崎の森中央緑地の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵協・尼協・阪神共同体			
指定の方法	公募	公募応募数	2	
直近公募年度	平成29年度	指定管理期間	平成30年4月～ 平成33年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
指定管理料	協定締結額	91,656	99,258	97,444
	決算額	91,656	99,258	97,444
	差額	—	—	—
利用料金の合計額	36	88	47	
利用料金の帰属先	指定管理者	指定管理者	指定管理者	
指定管理業務の 収支	収入	91,692	99,346	97,491
	支出	91,614	99,258	97,456
	収支差額	78	88	35
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	85,000人	110,950人(131%)		
利用料金収入	90千円	47千円(52%)		
利用者一人当たりの経費	1.146千円	0.878千円(131%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	S	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-2-1】

県有備品台帳において、それぞれの備品を特定する番号である整理番号が記載されていない備品が散見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも台帳への整理番号の記載を行うべきである。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

ロ. 領収書の管理について【意見3-2-2】

利用料金等の受領の際に使用している領収書において、それぞれの領収書に管理番号の網羅的な記載が行われておらず、使用した領収書について連番管理がなされていない。

領収書については一般的に現金不正リスクにつながるおそれがあるため、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。

(3) 明石公園

① 施設の概要



<図表3-3-3-1> 明石公園の概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	明石公園
設置目的	明石海峡を眼下に見下ろす明石城跡を中心とした広域公園として、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	明石市明石公園1-27
設置年月日	大正7年4月15日
敷地面積	548,176.00㎡
延床面積	8,603㎡
施設内容	第1野球場（観覧席約12,000人収容）、第2野球場（内野スタンド500人収容）、陸上競技場（第3種公認、1周400m 8コース、全天候型舗装、フィールド芝生、観覧席約20,000人収容）、補助競技場、テニスコート（砂入り人工芝コート12面、スタンド7,000人収容）、球技場（90m×60m）、自転車競技場（1周400m）、ローンボウルスコート（7リンク）、県立弓道場、県立図書館、サービスセンター（管理室、会議室(2)、喫茶室、サービスセンター西館、花と緑のまちづくりセンター(緑の相談所)、子どもの小川、子どもの村、球児の森、城郭（隅櫓2棟）、堀、池、芝生広場、駐車場（普通車500台うち障害者10台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	第一野球場：〔土日祝日〕3,600円/時間、〔平日〕2,900円/時間等 テニスコート：〔土日祝日〕650円/時間、〔平日〕450円/時間等

運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数41人（正規7人、その他34人）
特徴・沿革	明治16（1883）年、明石郡の有志によって民営公園として開園され、のちに御料地に編入される等して一時廃園となったが、大正7（1918）年4月に県立公園として開園した。園内には、約200種類にも及ぶ樹木や草木が自然に近いまでに繁茂し、春は桜、初夏は新緑、秋は紅葉と、いろとりどりの美しい景観を楽しむことができる。また、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた国指定重要文化財である巽・坤櫓をはじめ明石城跡全体の修復も平成12年3月に終え、両やぐらを結ぶ土塀を復元、江戸時代の雄姿がよみがえった。「日本都市公園100選」、「日本のさくら名所100選」にも選ばれ、県を代表する公園として、県民に親しまれている。

② 利用状況

平成29年度の総来園者数は、約246.6万人で、対前年度比100.6%となっており、ほぼ、昨年度並みとなっている。

<図表3-3-3-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	2,441,400	2,451,000	2,465,700

<図表3-3-3-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)
第1野球場	76	1,520	79	1,360	81	1,188
テニスコート	75	18,934	79	19,925	75	18,968

(注)稼働率は、稼働率 = 年間延利用数/延べ営業数により算出。

なお、野球場は平成28年度及び29年度において冬期に大規模改修工事を実施したことにより延べ営業数が減少したため、利用数が減少しているが稼働率が増加している。

③ 行政コストの状況

明石公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-3-4> 明石公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	62,591	53,242
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	62,591	53,242
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	13,258	13,258
	国庫収入合計	13,258	13,258
行政コスト	人件費	117,148	115,416

	退職給与引当金繰入	16,097	12,877
	賞与引当金繰入	△1,446	△262
	物件費	—	—
	維持修繕費	106,227	98,876
	減価償却費	29,378	29,378
	公債費（利子のみ）	—	—
	行政コスト合計	267,404	256,285
行政コスト純額		191,554	189,784
利用者数（人）		2,451,000	2,465,700
利用者一人当たり県負担額（円／人）		78	77

④ 指定管理の状況

明石公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-3-5 > 明石公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	非公募	指定期間	平成30年4月～ 平成33年3月	
非公募の理由	園内の広範囲が史跡に指定される等、重要な公的機能を有するため。			
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	174,416	174,222	175,020
	決算額	174,416	174,222	175,020
	差額	—	—	—
利用料金の合計額	50,418	49,153	45,197	
利用料金の帰属先	指定管理者	指定管理者	指定管理者	
指定管理業務の 収支	収入	224,834	223,375	220,217
	支出	223,379	233,375	214,292
	収支差額	1,455	—	5,925
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	2,785,000人	2,465,700人(89%)		
利用料金収入	45,865千円	45,197千円(99%)		
利用者一人当たりの経費	0.096千円	0.087千円(111%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-3-1】

県有備品台帳に記載されている下表の備品について、既に廃棄が実施されているが、県に対する「廃棄備品報告書」にて報告されておらず県有備品台帳からの削除が行われていなかった。指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも廃棄した備品については適時に台帳に反映させるべきである。

<図表3-3-3-6> 明石公園の県有備品台帳抜粋

県有備品台帳 整理番号				品目	取得		
大分類	中分類	小分類	整理	品名・メーカー・規格	数量	単価	備考
11	106	101	17-3	パソコン	1	119,381円	※1

※1 廃棄処理が漏れていたもの。

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

ロ. 利用料金の支払について【意見3-3-2】

利用者は施設利用日の7日前までに利用料金を支払うこととなっているため、屋外の運動施設が雨天等により利用の中止となった場合には、利用料金は利用者に返金される。しかし、利用者の中には返金を受け取りに来ない者もあり、当該利用者に対してはその旨を伝えているが、利用料金と施設までの交通費や手間を勘案して、そのまま取りに来ないケースもある。その結果、下表のとおり未還付金が残っており、受取のない未還付金は10年間保管した上で、10年経過時点で指定管理者の収入として処理している。

施設において未還付金の管理や返金の連絡に伴う手続やコストが常に発生しており、現金管理に伴うリスクもあることから、利用料金は施設利用当日に利用確定後の支払への変更を検討する必要がある。

なお、当日支払への変更は当日キャンセルによる稼働率の低下が懸念されているが、既に利用料金の当日支払を導入している施設において、導入前後でキャンセルの傾向に変化はないとのことである。また、当日キャンセルのペナルティを厳しくすること等の対策で対応可能であると考えられる。

<図表3-3-3-7> 未還付金発生時期別の残高

(単位：円)

発生年度	平成25年度～ 平成29年度	平成20年度～ 平成24年度	合計
金額	264,810	282,175	546,985
件数	304件	197件	501件

ハ. テニスコート利用料金の設定について【意見3-3-3】

指定管理者は公園施設の利用料金について、兵庫県立都市公園条例で定められた基準額の0.5倍から1.5倍の範囲で提案を行えることとなっているが、明石公園のテニスコートの利用料金は条例で定められた基準額のままで設定されている。

当施設は、JR明石駅徒歩圏内の好立地に位置して、コート数も12面ある魅力的な施設となっているとともに同様に駅から徒歩圏内のテニスコートと比べ低い利用料金となっていることから、テニスコートは高稼働の状態が続いている。(下表参照)

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議のうえ受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について現状の利用料金からの値上げを含めた利用料変更提案の是非について検討することが必要である。

<図表3-3-3-8> テニスコート利用料金及び稼働率の状況

(単位：円)

	条例基準額※	利用料金※	平成29年度 施設稼働率	(参考) 神戸総合運動公園 利用料金※
平日	450	450	64.4%	1,400
土曜・日祝日	650	650	94.6%	1,700

※1面につき1時間利用する場合の料金

ニ. 設備の見直しについて【意見3-3-4】

陸上競技場等の放送室に空調設備が設置されていない。近年の気温の上昇により、夏季に屋外の閉鎖された空間の中でスポーツ競技を運営することは、利用者の体調に危険を伴うと考えられるため、空調設備の設置について検討を行う必要がある。

ホ. 駐車場利用率の算出方法について【意見3-3-5】

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める四半期報告書及び年度報告書を提出する必要があるが、その中で有料料金施設については「指定管理者事業報告書作成要領」の別紙1で定められた計算式に従い計算された利用率の報告が求められているが、定められた計算式と条例で定める利用単位が異なっているため、「指定管理者事業報告書作成要領」の別紙1における計算式を見直すべきである。

へ. 収支報告書の記載について【意見3-3-6】

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める年度報告書を提出する必要がある、その中で1年間の指定管理にかかる収入と支出を記載した収支報告書を提出している。平成28年度の収支報告書について、指定管理者の財源により支出した額については、記載対象から控除しており、実際の指定管理に要した支出の全額が報告されていない。

兵庫県は年度報告書における収支報告書で指定管理業務にかかる収入及び支出の全額の報告を求めていることから収入を超過した支出についても差し引くことなく報告する必要がある。

ト. 兵庫県園芸・公園協会の職員構成について【意見3-3-7】

(公財)兵庫県園芸・公園協会は、兵庫県から明石公園等の一部の都市公園について、高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設であるために公的団体による管理が望ましいとして、非公募により指定管理者に指定されている。また、公募公園においても、都市公園の機能を最大限に発揮すべく、積極的に公募獲得を行い、管理運営を行っている。この指定管理者の存続を維持することが県民サービスの維持の観点から重要である。しかし、同協会の正規職員の年齢構成を確認したところ、下表のとおり、全正規職員の半数以上が50歳超となっているとともに、40歳未満の職員が一人もいないという偏った構成となっている。このような年齢構成が続けば、今後、その存続を維持することが困難となることが予想され県民サービスの維持に支障を来す可能性がある。平成30年度までの行財政構造改革の一環で同協会は退職不補充を基本に定員管理に取り組むこととされていることから、同協会のみでの判断では改善が困難であるため、兵庫県は同協会の現状を把握分析した上で、適切な職員構成の整備等が必要である。

<図表3-3-3-9> 正規職員の年齢構成（技能労務職除く） 平成30年3月31日時点

所管部課	～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計	平均年齢
正規職員数	0人	17人	21人	2人	40人	50.5歳

※上記は、明石公園のみでなく(公財)兵庫県園芸・公園協会の全正規職員の年齢構成である。

(4) 甲山森林公園

① 施設の概要



<図表3-3-4-1> 甲山森林公園の概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	甲山森林公園
設置目的	阪神間諸都市の背山、六甲連山の東に位置する甲山（標高309.4m）の山麓一帯に開かれた広域公園として、「兵庫百年」と「明治百年」を記念する事業の一つとして開園した緑豊かな森林公園で、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	西宮市甲山町43
設置年月日	昭和45年11月10日
敷地面積	830,000.00㎡
延床面積	383.08㎡
施設内容	記念広場（モニュメント、噴水池、噴水、彫刻の道）、休憩広場（3カ所、休憩舎2棟）、野外ステージ（スタンド1,000人収容）、自由広場、芝生広場、県民の森、池、管理事務所、駐車場（普通車34台うち障害者1台、大型車3台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	なし
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数6人（正規1人、その他5人）

特徴・沿革	甲山周辺の緑地の保全と、豊かな自然の中での健康づくりをテーマに、昭和42年の「兵庫百年」と「明治百年」の記念事業として整備した。公園全域の85%が樹林地。昭和61年に昭和天皇在位60周年記念健康運動公園に指定され、隣接する国有林約23haを編入し計画面積を110.6haに拡張、平成15年度に約83haを開園した。
-------	---

② 利用状況

平成29年度の総来園者数は、約85.9万人で、対前年度比93.7%で昨年度と比べると減少している。これは、甲山森林公園は、自然を主体とした公園であることから、天候、気温といった自然条件による影響が大きいことが主な原因と考えられる。

<図表3-3-4-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	1,015,127	917,465	859,393

③ 行政コストの状況

甲山森林公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-4-3> 甲山森林公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	2,447	2,727
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	2,447	2,727
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	8,036	9,944
	国庫収入合計	8,036	9,944
行政コスト	人件費	16,044	19,172
	退職給与引当金繰入	—	—
	賞与引当金繰入	—	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	10,622	10,774
	減価償却費	16,351	20,166
	公債費(利子のみ)	—	—
行政コスト合計	43,017	50,112	
行政コスト純額		32,534	37,441
利用者数(人)		917,465	859,393
利用者一人当たり県負担額(円/人)		35	44

④ 指定管理の状況

甲山森林公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-4-4 > 甲山森林公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	パークマネジメント甲山			
指定の方法	公募	公募応募数	2	
直近公募年度	平成28年度	指定管理期間	平成29年4月～平成34年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	25,981	25,969	28,969
	決算額	25,981	25,969	28,969
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		—	—	—
利用料金の帰属先		—	—	—
指定管理業務の 収支	収入	26,843	26,775	29,947
	支出	26,434	26,667	29,880
	収支差額	409	108	67
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	950,000人	859,393人(91%)		
植物観察会及び野鳥観察会参加者数	900人	360人(40%)		
利用者一人当たりの経費	0.039千円	0.035千円(111%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

特に指摘すべき事項はない。

(5) 西猪名公園

① 施設の概要



<図表3-3-5-1> 西猪名公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	西猪名公園
設置目的	大阪国際空港周辺の環境整備のため、運輸省(当時)が昭和51年から54年にかけて取得した土地を県が借り受け、スポーツや水遊びができる楽しい憩いの場として開園した地区公園で、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例(昭和39年4月1日 条例第53号)
所在地	川西市久代6-30-1
設置年月日	昭和57年4月8日
敷地面積	60,000.00m ²
延床面積	500.28m ²
施設内容	球技場(75m×120m)、テニスコート(砂入り人工芝コート12面、スタンド1,000人収容)、ウォーターランド、芝生広場、展望広場、中央広場、管理事務所、駐車場(普通車163台うち障害者5台)、駐輪場
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	テニスコート:[土日祝日]1,100円/時間、[平日]800円/時間等 球技場:[土日祝日]600円/時間、[平日]500円/時間等
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数17人(正規1人、その他16人)

特徴・沿革	西猪名公園は、伊丹空港周辺の環境整備事業の一環として、運輸省が買収した工場跡地を整備した地区公園である。当該地は、伊丹市と川西市にまたがることから、県が国有地を無償で借り受け、県立公園として整備し、昭和57年に一部開園、昭和60年にウォーターランド、テニスコートを開園した。
-------	---

② 利用状況

平成29年度の総来園者数は324,254人で、目標年間来園者数を達成したが、平成28年度対比では、97.8%となった。要因としては、ウォーターランド有料開園期間の天候が悪く、利用者が減少したことや、10月に雨天の日が月の半数あったこと等が考えられる。

<図表3-3-5-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	316,594	331,260	324,254

<図表3-3-5-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)
テニスコート	84	32,075	85	32,719	84	32,394
球技場	69	2,116	65	2,148	64	2,059

(注)稼働率は、稼働率 = 年間延利用数/延べ営業数により算出。

③ 行政コストの状況

西猪名公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

平成29年度より自主事業である駐車場収入の一部を納付金として指定管理料に繰り入れているため使用料・手数料等収入が大きく増加している。

<図表3-3-5-4> 西猪名公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	53,731	83,142
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	53,731	83,142
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	54,117	52,551
	退職給与引当金繰入	88	—
	賞与引当金繰入	781	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	40,696	31,976
	減価償却費	3,366	3,366
	公債費 (利子のみ)	—	—
行政コスト合計	99,048	87,893	

行政コスト純額	45,317	4,751
利用者数（人）	331,260	324,254
利用者一人当たり県負担額（円／人）	137	15

④ 指定管理の状況

西猪名公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

平成29年度より自主事業である駐車場収入の一部を納付金として収入に充てているため、指定管理料が大きく減少している。

<図表3-3-5-5> 西猪名公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成28年度	指定管理期間	平成29年4月～平成32年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				
（単位：千円）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
指定管理料	協定締結額	41,645	42,775	1,385
	決算額	41,645	42,775	1,385
	差額	－	－	－
利用料金の合計額	51,691	52,037	49,712	
利用料金の帰属先	指定管理者	指定管理者	指定管理者	
指定管理業務の収支	収入	93,336	94,813	84,467
	支出	93,336	92,247	84,527
	収支差額	－	2,566	△60
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	315,000人	324,254人（103%）		
利用料金収入	46,397千円	49,712千円（107%）		
利用者一人当たりの経費	0.268千円	0.261千円（103%）		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-5-1】

県有備品台帳に記載すべき整理番号等の項目の記載が下表の備品について記載されていなかった。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳上で記載を必要としている項目については網羅的に記載すべきである。

<図表3-3-5-6> 西猪名公園の県有備品台帳抜粋

県有備品台帳 整理番号				品目	取得		
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
18	181	104	記載なし	トラクター	H20. 7. 25	1	152, 280円
19	194	102	記載なし	ボールポスト (少年用)	H28. 6	1	記載なし

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証拠を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証拠を残す形での棚卸しを実施すべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸しにより実施することも考えられる。

ロ. 利用料金の支払について【意見3-5-2】

利用者は施設利用日の7日前までに利用料金を支払うこととなっているため、屋外の運動施設が雨天等により利用の中止となった場合には、利用料金は利用者に返金される。しかし、利用者の中には返金を受け取りに来ない者もあり、当該利用者に対してはその旨を伝えているが、利用料金と施設までの交通費や手間を勘案して、そのまま取りに来ないケースもある。その結果、下表のとおり未還付金が残っており、受取のない未還付金は10年間保管した上で、10年経過時点で指定管理者の収入として処理している。

施設において未還付金の管理や返金の連絡に伴う手続やコストが常に発生しており、現金管理に伴うリスクもあることから、利用料金は施設利用当日に利用確定後の支払への変更を検討する必要がある。

なお、当日支払への変更は当日キャンセルによる稼働率の低下が懸念されているが、既に利用料金の当日支払を導入している施設において、導入前後でキャンセルの傾向に変化はないとのことである。また、当日キャンセルのペナルティを厳しくすること等の対策で対応可能であると考えられる。

<図表3-3-5-7> 未還付金発生時期別の残高

(単位：円)

発生年度	平成25年度～ 平成29年度	平成20年度～ 平成24年度	合計
金額	1, 229, 280	1, 504, 800	2, 734, 080
件数	738件	779件	1, 517件

ハ. テニスコート利用料金の設定について【意見3-5-3】

指定管理者は公園施設の利用料金について、兵庫県立都市公園条例で定められた基準額の0.5倍から1.5倍の範囲で提案を行えることとなっており、テニスコートにおいて、下表のとおり利用者の状況を勘案し利用料金を設定している。

当施設は、JR北伊丹駅徒歩1分の好立地に位置しており、コート数も12面ある魅力的な施設となっているとともに同様に駅から徒歩圏内のテニスコートと比べ低い利用料金となっていることから、テニスコートは高稼働の状態が続いている。(下表参照)

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議のうえ受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について現状の利用料金からの値上げを含めた利用料変更提案の是非について検討することが必要である。

<図表3-3-5-8> テニスコート利用料金及び稼働率の状況

(単位：円)

	条例基準額※	利用料金※	平成29年度 施設稼働率	(参考) 神戸総合運動公園 利用料金※
平日	650	800	76.9%	1, 400
土曜・日祝日	950	1, 100	96.5%	1, 700

※1面につき1時間利用する場合の料金

ニ. 収支報告書の記載について【意見3-5-4】

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める年度報告書を提出する必要があり、その中で1年間の指定管理にかかる収入と支出を記載した収支報告書を提出している。平成27年度の収支報告書について、指定管理者の財源により支出した額については、記載対象から控除しており、実際の指定管理に要した支出の全額が報告されていない。

兵庫県は年度報告書における収支報告書で指定管理業務にかかる収入及び支出の全額の報告を求めていることから収入を超過した支出についても差し引くことなく報告する必要がある。

ホ. トイレの見直しについて【意見3-5-5】

西猪名公園施設内に設置されているトイレのうち多目的使用トイレを除く全てのトイレが和式トイレでの設置となっており、洋式トイレの設置が行われていない。

近年においては、民間及び公的施設のいずれにおいても和式トイレに加えて洋式トイレの設置が一般的となっており、利用者の利便性の観点から西猪名公園においても洋式トイレの設置を検討する必要がある。

へ. ウォーターランド内の樹木の根について【意見3-5-6】

ウォーターランド内では、景観形成及び日除け等を目的として樹木を植林しているが、子供を中心とした利用者の多くが通行する場所において、樹木の根が盛り上がり、通行時に足を引っかけて転倒する危険性がある。現状はシートで覆うことにより安全対策を実施しているが、根の盛り上がり自体の改善には至っておらず、十分な対策が措置されているとは言えない。

該当部分はウォーターランドの中心部分に位置しており子供の通行が多いエリアであることから、早急に根の除去等の安全対策が必要である。

(6) 赤穂海浜公園

① 施設の概要



< 図表3-3-6-1 > 赤穂海浜公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	赤穂海浜公園
設置目的	“赤穂義士と塩の町”で知られる赤穂市南部の塩田跡地を整備した広域公園で、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	赤穂市御崎1857-5
設置年月日	昭和62年7月25日
敷地面積	717,000.00㎡
延床面積	5,002㎡
施設内容	テニスコート（砂入り人工コート16面、スタンド770人収容、クラブハウス）、塩の国（塩田、塩田作業所、体験管理棟（269㎡）、水尾）、海洋科学館（1,242㎡）、赤穂わくわくランド（遊戯器械12種）、青空広場、赤穂砂丘（大型遊具）、風の広場、じゃぶじゃぶ池、赤湖、白湖、オートキャンプ場（ファミリーサイト（ロイヤルタイプ18、エコノミータイプ20）、フリーサイト（46）、キャンピングカーサイト（6）、コテージ（一般者用9室、障害者用1室）、センターハウス（1）、炊事棟（3）、トイレ棟（2））、太陽のプロムナード、ふれあいロード、管理事務所、駐車場（普通車1,174台うち障害者20台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	テニスコート：〔土日祝日〕500円/時間、〔平日〕350円/時間等 駐車場：500円/台等

運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数29人（正規2人、その他27人）
特徴・沿革	西は千種川、東と南は瀬戸内海国立公園に隣接し、海岸の彼方に家島・小豆島が浮かぶすばらしい眺めを有している。その赤穂市南部の塩田跡地に、家族がそろって楽しむことのできるレジャー施設「赤穂わくわくランド」や多くの遊戯施設、テニスコート、オートキャンプ場、塩の国、赤穂砂丘等を配置し、多くの来園者があり、県民に親しまれている。

② 利用状況

平成29年度の来園者数は約51.8万人（対28年度比：101.8%）で、ほぼ前年度並みとなった。

<図表3-3-6-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	558,400	508,460	517,610

<図表3-3-6-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数	稼働率 (%)	利用数	稼働率 (%)	利用数
テニスコート	41	13,151件	40	12,843件	40	13,095件
駐車場	17	73,928台	16	67,922台	16	69,534台

(注)稼働率は、テニスコート：稼働率 = 年間延利用数/延べ営業数

駐車場：年間延利用台数/（年間営業日数×営業時間数×駐車枠数）により算出。

③ 行政コストの状況

赤穂海浜公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-6-4> 赤穂海浜公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	50,858	48,958
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	50,858	48,958
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	11,762	11,762
	国庫収入合計	11,762	11,762
行政コスト	人件費	50,577	53,575
	退職給与引当金繰入	2,625	—
	賞与引当金繰入	98	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	49,351	44,514
	減価償却費	23,523	23,523
	公債費（利子のみ）	—	—
行政コスト合計	126,174	121,612	

行政コスト純額	63,555	60,893
利用者数（人）	508,460	517,610
利用者一人当たり県負担額（円／人）	125	118

④ 指定管理の状況

赤穂海浜公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-6-5 > 赤穂海浜公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成26年度	指定管理期間	平成27年4月～平成32年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				(単位：千円)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	59,000	59,000	59,061
	決算額	59,000	59,000	59,061
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		43,664	40,454	40,343
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	103,154	99,928	99,843
	支出	99,681	94,911	98,089
	収支差額	3,473	5,017	1,754
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	462,000人	517,610人(112%)		
利用料金収入	37,900千円	40,343千円(106%)		
利用者一人当たりの経費	0.247千円	0.190千円(130%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-6-1】

県有物品に貼付すべき備品整理票が下表の物品について貼付されていなかった。物品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に物品を管理するために県有物品については備品整理票の貼付を徹底すべきである。

<図表3-3-6-6> 赤穂海浜公園の県有備品台帳抜粋

県有物品台帳 整理番号				品目	取得		
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
11	102	900	19～38	丸机	H25. 3. 1	20	60, 830円

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施すべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

ロ. 駐車場ゲートカード管理について【意見3-6-2】

職員による利用を目的とした駐車場ゲートカードの予備が管理事務所に保管されており、管理簿は作成されているが、保管数について定期的な棚卸しが実施されていなかった。不正使用を防止する観点からも、最低年に1度程度の定期的な棚卸しを実施する必要がある。

ハ. 年度報告書への収益事業の記載について【指摘3-6-3】

赤穂海浜公園では、収益事業としてわくわくランドやオートキャンプ場の運営を行っており、指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従いその計画及び実施結果についての報告が求められている。

平成29年度において計画については事業計画書で詳細に報告が行われているが、実施結果については年度報告書で求められている収支の報告が行われていない。

指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従った報告を行うべきである。

二. 修繕費について【指摘3-6-4】

本来兵庫県が実施の可否を判断した上で兵庫県の負担により実施すべき施設の修繕が指定管理者により実施されているものがあつた。

施設の修繕については指定管理者管理協定書において、指定管理者の判断において実施できるのは1件10万円未満の修繕に限定されており、10万円以上の修繕については指定管理者の負担でなく兵庫県と協議の上、兵庫県の負担として実施することを定めている。

平成29年度に指定管理者が指定管理料により実施した修繕費を確認したところ、10万円以上の修繕が2件実施されていた。また、当該修繕は指定管理者の収益事業として使用しているキャンプ場設備の修繕であり、キャンプ場設備は県所有の設備であるが、収益事業で使っているためその修繕の恩恵は指定管理者に帰属する部分が大いと考えられる。

10万円以上の修繕については優先度を含めその要否を兵庫県が判断した上で県の負担により実施されるべきものであり、指定管理者の判断のみで指定管理料による高額な修繕は実施すべきではない。

(7) 三木総合防災公園

① 施設の概要



<図表3-3-7-1> 三木総合防災公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	三木総合防災公園
設置目的	平時においては、地域のスポーツ振興の拠点となる運動公園としての機能を担い、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいやすらぎを与えるとともに、災害時には、隣接する広域防災センターと一体となって全県の広域防災拠点としての機能を担う。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	三木市志染町三津田1708
設置年月日	平成17年8月6日
敷地面積	2,022,000㎡
延床面積	48,601.78㎡
施設内容	陸上競技場（日本陸連公認 第1種競技場、400m×9レーン全天候舗装、観客席20,000人収容）、補助競技場（日本陸連公認 第3種競技場、400m×8レーン全天候舗装）、野球場、野球場レストハウス、球技場（第1・2球技場（天然芝舗装）、第3球技場（人工芝舗装）、管理棟）、屋内テニスコート1面（観客席1,500席）、サブコート8面、樹脂系ハードコート）、屋外テニスコート4面（樹脂系ハードコート4面）、グランドゴルフ場（3コース8ホール）、駐車場（普通車1,522台、バス36台）、芝生広場、スポーツ園路
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	野球場：〔土日祝日〕3,100円/時間、〔平日〕2,500円/時間等 球技場：〔土日祝日〕3,100円/時間、〔平日〕2,500円/時間等
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数17人（うち県出向3人、正規1人、その他13人）
特徴・沿革	災害時には、隣接する県立広域防災センターと一体となり、県下全域を対象とする全県広域防災拠点として、①資機材・機器・食料・医薬品等救援物資の仕分け・集配拠点、②復旧・救援要員の活動拠点、③救援資機材・食料等の備蓄拠点としての役割を担う。平時には、スポーツ・レクリエーション及

び地域スポーツの振興拠点となる広域公園として、運動施設の利用等に多くの来園者があり、県民に親しまれている。

② 利用状況

平成29年度の来園者数については、対前年比5%の増となった。

陸上競技場やみきぼうパークひょうごでは、9月に「近畿陸上競技選手権大会」「日本スポーツマスターズ2017 兵庫大会」が開催され、また10月から70歳以上の利用料が50%減免適用されることとなったことから、グラウンド・ゴルフ場利用者数が増えたことが要因となっている。

<図表3-3-7-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	1,042,000	1,017,500	1,069,100

<図表3-3-7-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)
野球場	43	1,520	47	1,504	43	1,362
球技場	66	4,314	69	4,109	62	3,983

(注)稼働率は、稼働率 = 年間延利用数/延べ営業数により算出。

③ 行政コストの状況

三木総合防災公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-7-4> 三木総合防災公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	74,760	78,190
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	74,760	78,190
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	167,398	167,282
	国庫収入合計	167,398	167,282
行政コスト	人件費	27,313	44,220
	退職給与引当金繰入	△5,896	△14,421
	賞与引当金繰入	△110	△85
	物件費	—	—
	維持修繕費	165,082	170,960
	減価償却費	342,880	334,664
	公債費(利子のみ)	—	—
	行政コスト合計	529,269	535,338
行政コスト純額		287,112	289,867
利用者数(人)		1,017,500	1,069,100
利用者一人当たり県負担額(円/人)		282	271

④ 指定管理の状況

三木総合防災公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-7-5 > 三木総合防災公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	非公募	指定管理機関	平成30年4月～平成33年3月	
非公募の理由	広域防災拠点としての機能及び広域防災センターとの連携等、県行政との一体性が必要であるため。			
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				(単位：千円)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	114,492	118,472	137,827
	決算額	114,492	118,472	137,827
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		74,753	73,923	77,353
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	189,245	192,395	215,181
	支出	189,245	192,395	215,181
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標		達成状況（達成率）	
総利用者数	707,500人		1,069,100人(151%)	
利用料金収入	53,554千円		77,353千円(144%)	
利用者一人当たりの経費	0.299千円		0.201千円(149%)	
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		S	A	S

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-7-1】

県有備品台帳に記載されている下表の備品について、既に廃棄が実施されているが、県に対する「廃棄備品報告書」にて報告されておらず県有備品台帳からの削除が行われていなかった。指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも廃棄した備品については適時に台帳に反映させるべきである。

< 図表3-3-7-6 > 三木総合防災公園の県有備品台帳抜粋

県有備品台帳 整理番号				品目	取得		
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
11	109	117	1	全自動洗濯機	H18.3.24	1	114,450円

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸しにより実施することも考えられる。

ロ. 利用料金の設定について【意見3-7-2】

指定管理者は公園施設の利用料金について、兵庫県立都市公園条例で定められた基準額の0.5倍から1.5倍の範囲で提案を行えることとなっているが、ほぼ全ての施設において利用料金は条例で定められた基準額のままで設定されている。条例の基準額は消費税改正に伴うものを除き公園設立当時に定められたものであり、既に10年超経過していることから、下表のとおりそれぞれの施設において稼働率に大きな差が生じている。

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議を行い、例えば高稼働の施設については公平な県民負担及び受益者負担の観点から利用料金の水準について値上げの検討を行うとともに、低稼働の施設についてはより多くの県民利用を促す観点から利用料金の水準について値下げの検討を積極的に行うことが必要である。

<図表3-3-7-7> 運動施設料金及び稼働率の状況

(単位：円)

	条例基準額※	利用料金※	平成29年度 施設稼働率
野球場（平日）	2,500	2,500	28.8%
野球場（土・日祝）	3,100	3,100	66.9%
球技場（平日）	2,500	2,500	35.2%
球技場（土・日祝）	3,100	3,100	94.0%
屋内センターテニス場（平日）	3,100	3,100	24.7%
屋内センターテニス場（土・日祝）	4,300	4,300	46.7%
屋内サブテニス場（平日）	2,100	2,100	57.2%
屋内サブテニス場（土・日祝）	2,900	2,900	79.7%
屋外テニス場（平日）	1,700	1,700	31.9%
屋外テニス場（土・日祝）	2,300	2,400	41.6%

※1時間利用する場合の料金

ハ. 利用料金の支払について【意見3-7-3】

利用者は施設利用日の7日前までに利用料金を支払うこととなっているため、屋外の運動施設が雨天等により利用の中止となった場合には、利用料金は利用者に返金される。しかし、利用者の中には返金を受け取りに来ない者もあり、当該利用者に対してはその旨を伝えているが、利用料金と施設までの交通費や手間を勘案して、そのまま取りに来ないケースもある。その結果、未還付金が残っており、受取のない未還付金は10年間保管した上で、10年経過時点で指定管理者の収入として処理している。

施設において未還付金の管理や返金の連絡に伴う手続やコストが常に発生しており、現

金管理に伴うリスクもあることから、利用料金は施設利用当日に利用確定後の支払への変更を検討する必要がある。

なお、当日支払への変更は当日キャンセルによる稼働率の低下が懸念されているが、既に利用料金の当日支払を導入している施設において、導入前後でキャンセルの傾向に変化はないとのことである。また、当日キャンセルのペナルティを厳しくすること等の対策で対応可能であると考えられる。

ニ. 未還付金の管理について【意見3-7-4】

指定管理者は、運動施設が雨天等により利用の中止になった場合に生じる未還付金について「財団法人兵庫県園芸・公園協会未還付金の取扱要領」を定め、各施設で保管している未還付金のうち保管期間が2年を超えるものについては、現金管理リスクを考慮し各施設から管理事務局の財務課に送金した上で一括して管理することとしている。

しかしながら、テニスコートでは平成28年6月に発生した未還付金が平成30年9月時点において施設で保管されているとともに、球技場においては、平成24年4月から平成28年3月までの4年分が一括して平成30年8月に管理事務局に送金されており、取扱要領に従った運用が実施されていなかった。指定管理者においては定めたルールに従った運用を行う必要がある。

ホ. 還付金の返金通知の文言について【意見3-7-5】

指定管理者は、運動施設が雨天等により利用中止になった場合に生じる還付金の返金について、それぞれの施設から手紙にて連絡を行っているが、三木総合防災公園内で手紙の文言及び様式が異なっており、公園として統一されていない。

利用者の混乱を防ぐため、公園として統一すべきである。

へ. 収支報告書の記載について【意見3-7-6】

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める年度報告書を提出する必要がある、その中で1年間の指定管理にかかる収入と支出を記載した収支報告書を提出している。平成29年度の収支報告書について、指定管理者の財源により支出した額については、記載対象から控除しており、実際の指定管理に要した支出の全額が報告されていない。

兵庫県は年度報告書における収支報告書で指定管理業務にかかる収入及び支出の全額の報告を求めていることから収入を超過した支出についても差し引くことなく報告する必要がある。

ト. 物品購入の入札について【意見3-7-7】

県有備品である薬剤散布機は故障のため、長期間にわたり使用されていない。当該備品については兵庫県が入札により2,100,000円で購入したものであるが、外国製品ということもあり今では部品の入手が困難となり、修理ができない状態となっている。兵庫県では物品購入時は、購入目的を満たすために必要とする機能、数量、納期等を定めた仕様書を作成し入札を行っており、一般的にはメンテナンスが容易であること等についても考慮され

ているとのことであるが、今後はより慎重に修理部品の調達が可能かどうか、またメンテナンスにどれくらいが発生するかについても考慮した上で購入を決める必要がある。

(薬剤散布機の状況)



(8) 一庫公園

① 施設の概要



<図表3-3-8-1> 一庫公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	一庫公園
設置目的	「人と自然の出合いの場」をテーマに、一庫ダム建設によって生まれた知明湖を含む地域に整備した広域公園で、豊かな自然とふれあうことのできる、数少ない阪神間の広域レクリエーション活動の場であり、公園とダムを一体化した眺望景観を生かした公園として、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	川西市国崎字知明1-6
設置年月日	平成10年7月29日
敷地面積	482,000.00㎡
延床面積	1,039.37㎡
施設内容	広場（森の広場、森の遊び場(大型遊具)）、丘の流れ（流れ、噴水）、湖畔の道（散策道、休憩所、展望テラス）、自然散策路、ネイチャーセンター（管理事務所：展示情報コーナー、ワークショップルーム、会議室）、出会いの谷、見晴らしの丘、自然観察の森、こもれ陽広場、駐車場（普通車148台うち障害者3台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	会議室大：[9-12時] 1,300円、[13-17時] 2,300円、[9-17時] 3,300円 会議室中：[9-12時] 800円、[13-17時] 1,300円、[9-17時] 1,900円

運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数11人（正規2人、その他9人）
特徴・沿革	「人と自然の出会いの場」をテーマに整備した広域公園で、豊かな自然とふれあうことのできる数少ない阪神間の広域レクリエーション活動の場であるとともに、公園とダムを一体化した眺望景観を生かした公園である。野鳥観察や炭焼き体験等、様々な住民参画の取組が行われており、多くの来園者がある等、子供たちの自然学習の場として県民に親しまれている。

② 利用状況

平成29年度の来園者は230,629人で、平成28年度の230,286人に対し、100.1%とほぼ前年度並みとなっている。

<図表3-3-8-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	223,429	230,286	230,629

<図表3-3-8-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数 (%)	稼働率 (%)	利用数 (%)	稼働率 (%)	利用数 (%)
会議室	7	93	6	85	6	84

(注)稼働率は、稼働率 = 年間延利用数/延べ営業数により算出。

③ 行政コストの状況

一庫公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-8-4> 一庫公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	2,869	2,650
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	2,869	2,650
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	10,295	10,295
	国庫収入合計	10,295	10,295
行政コスト	人件費	25,554	25,145
	退職給与引当金繰入	△3,862	—
	賞与引当金繰入	17	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	17,453	17,643
	減価償却費	20,591	20,591
	公債費(利子のみ)	—	—
行政コスト合計	59,753	63,379	
行政コスト純額	46,588	50,433	

利用者数（人）	230,286	230,629
利用者一人当たり県負担額（円／人）	202	219

④ 指定管理の状況

一庫公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-8-5 > 一庫公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成27年度	指定管理期間	平成28年4月～平成33年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	40,826	40,870	40,870
	決算額	40,826	40,870	40,870
	差額	－	－	－
利用料金の合計額		57	56	50
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	43,337	43,007	42,787
	支出	43,337	43,007	42,787
	収支差額	－	－	－
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名		目標	達成状況（達成率）	
総利用者数		180,000人	230,629人(128%)	
利用料金収入		33千円	50千円(152%)	
利用者一人当たりの経費		0.281千円	0.185千円(152%)	
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		A	A	A

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について 【指摘3-8-1】

県有備品台帳に記載の保管場所と実際の保管場所が異なる備品が散見された。備品の保管場所は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の保管場所については実際の保管場所と一致させるべきである。

また、指定管理者管理協定書の締結後に取得・除却・買替えた県有備品について、県に対する「取得備品報告書」又は「廃棄備品報告書」にて報告されていない。さらには、証跡を残す形での定期的な棚卸しを実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環

棚卸により実施することも考えられる。

ロ. 領収書の管理について【意見3-8-2】

利用料金等の受領の際に使用している領収書において、それぞれの領収書に管理番号の網羅的な記載が行われておらず、使用した領収書について連番管理がなされていない。

領収書については一般的に現金不正リスクにつながるおそれがあるため、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。

(9) 有馬富士公園

① 施設の概要



<図表3-3-9-1> 有馬富士公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	有馬富士公園
設置目的	古くから景勝の地として有名な有馬富士と福島大池、青野ダムの湖水域を中心に、「みんなで作るふるさと公園」をテーマに開園した県内最大の広域公園で、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	三田市福島1091-2
設置年月日	平成13年4月29日
敷地面積	1,782,000.00㎡
延床面積	2,422.10㎡
施設内容	ガーデン階段（流れ、四阿（あづまや））、出合いの広場（パークセンター、三田市立有馬富士自然学習センター）、自然生態園（水辺の生態園、草地の生態園、林の生態園）、里山、花菖蒲園、棚田・かやぶき民家、遊びの王国（大型遊具）、休養ゾーン（芝生広場、三田市立有馬富士共生センター）、駐車場（普通車674台うち障害者12台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	会議室大：[9-12時] 700円、[13-17時] 1,100円、[9-17時] 1,600円 会議室中：[9-12時] 400円、[13- 17時] 700円、[9-17時] 900円
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数15人（正規3人、その他12人）
特徴・沿革	阪神間北部の豊かな自然を保全し、増大する多様なレクリエーション需要に対応するため、古くから景勝地として有名な有馬富士と福島大池、さらに昭

和63年に完成した青野ダムの湖水域を中心に、「みんなでつくるふるさと公園」をテーマに整備し、県立人と自然の博物館と連携しながら様々な住民参画の取組を行っており、年間80万人を超える来園者がある等、自然環境学習の場として県民に親しまれている。

② 利用状況

平成29年度の来園者数は、約779千人と前年度来園者数を下回った。

特に9月から10月の台風による悪天候により、来園者の大幅な減少があり、前年度来園者数(814千人)を下回った。

<図表3-3-9-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	843,292	814,732	779,514

<図表3-3-9-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)
多目的ホール	46	332	45	321	46	330

(注)稼働率は、稼働率 = 年間延利用数/延べ営業数により算出。

③ 行政コストの状況

有馬富士公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-9-4> 有馬富士公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	3,914	4,353
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	3,914	4,353
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	16,941	17,278
	国庫収入合計	16,941	17,278
行政コスト	人件費	34,513	36,885
	退職給与引当金繰入	△11,721	—
	賞与引当金繰入	△547	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	25,624	23,762
	減価償却費	33,882	34,556
	公債費(利子のみ)	—	—
	行政コスト合計	81,751	95,203
行政コスト純額		60,896	73,572
利用者数(人)		814,732	779,514
利用者一人当たり県負担額(円/人)		75	94

④ 指定管理の状況

有馬富士公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-9-5 > 有馬富士公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成27年度	指定管理期間	平成28年4月～ 平成33年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	56,193	56,270	56,341
	決算額	56,193	56,270	56,341
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		932	905	974
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の 収支	収入	64,251	60,136	60,648
	支出	64,251	60,136	60,648
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名		目標	達成状況（達成率）	
総利用者数		700,000人	779,514人(111%)	
利用料金収入		977千円	974千円(100%)	
利用者一人当たりの経費		0.104千円	0.078千円(133%)	
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		A	A	A

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-9-1】

県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

ロ. 領収書の管理について【意見3-9-2】

利用料金等の受領の際に使用している領収書において、それぞれの領収書に管理番号の網羅的な記載が行われておらず、使用した領収書について連番管理がなされていない。

領収書については一般的に現金不正リスクにつながるおそれがあるため、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。

(10) 丹波並木道中央公園

① 施設の概要



<図表3-3-10-1> 丹波並木道中央公園の概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	丹波並木道中央公園
設置目的	丹波地域は、阪神都市圏に近く、緑豊かな森が広がっており、歴史的にも都の背後にあって、各街道沿いに文化がはぐくまれてきた地域であり、この丹波の中核をなす広域公園として開園し、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	篠山市西古佐90
設置年月日	平成19年10月14日
敷地面積	709,000.00㎡
延床面積	1,062.98㎡
施設内容	茅葺民家（242㎡、住民参画活動拠点）、森林活動センター（374㎡、森林活動拠点）、広場（芝生広場、森の広場、お花見広場、朝市広場）、棚田、あおぞら広場、育成展示林（自然生態観察園）、管理事務所、古民家、駐車場（普通車110台、バス5台、臨時80台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	なし
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数14人（正規1人、その他13人）

特徴・沿革

丹波地域は、阪神都市圏に近く、緑豊かな森が広がっており、歴史的にも都の背後にあって、各街道沿いに文化が育まれてきた地域であり、この丹波の中核をなす広域公園として平成19年に開園した。公園の多くを占める「森」。この森づくり＝公園づくりととらえ、3つのコンセプト（①森の保全や再生についてモデル的に提示していく、②ふるさと丹波の景観をつくり育んでいく、③森で学び、森で遊び、生活空間としても使い、コミュニティを形成していく）のもと、森や田んぼ等丹波のありふれた風景と人の営みを大切にし、県民の参画と協働により公園づくりを進めている。

② 利用状況

平成29年度の来園者数は142千人となり、前年に比べ約1% (1,075人) 増加している。また、9月には開園以来100万人の来園者数を達成した。

＜図表3-3-10-2＞ 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	139,619	141,337	142,412

③ 行政コストの状況

丹波並木道中央公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

＜図表3-3-10-3＞ 丹波並木道中央公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	2,826	2,841
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	2,826	2,841
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	8,336	8,336
	国庫収入合計	8,336	8,336
行政コスト	人件費	31,292	32,364
	退職給与引当金繰入	△41,590	—
	賞与引当金繰入	△1,383	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	28,964	27,907
	減価償却費	16,672	16,672
	公債費 (利子のみ)	—	—
行政コスト合計	33,955	76,943	
行政コスト純額	22,793	65,766	
利用者数 (人)	141,337	142,412	
利用者一人当たり県負担額 (円/人)	161	462	

④ 指定管理の状況

丹波並木道中央公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-10-4 > 丹波並木道中央公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	公募	公募応募数	2	
直近公募年度	平成27年度	指定管理期間	平成28年4月～ 平成33年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				(単位：千円)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	57,436	57,430	57,430
	決算額	57,436	57,430	57,430
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		—	—	—
利用料金の帰属先		—	—	—
指定管理業務の 収支	収入	61,611	60,256	60,272
	支出	61,611	60,256	60,272
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	82,157人	142,412人(173%)		
自主事業実施回数	152回	196回(129%)		
利用者一人当たりの経費	0.859千円	0.423千円(203%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

特に指摘すべき事項はない。

(11) 淡路佐野運動公園

① 施設の概要



<図表3-3-11-1> 淡路佐野運動公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	淡路佐野運動公園
設置目的	淡路地域の運動施設の拠点として、また、「野球王国兵庫」の施設面での充実を図るため、県立都市公園としては初めての本格的な運動公園として開園し、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうまいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	淡路市佐野新島9-6
設置年月日	平成15年5月3日
敷地面積	295,000.00㎡
延床面積	3,464.42㎡
施設内容	野球場（第1野球場（スタンド6,000人収容）、第2野球場（スタンド300人収容））、多目的グラウンド（210m×210m、芝生舗装）、第2多目的グラウンド（115m×137m、芝生舗装）、サッカー場（第1・2サッカー場（80m×110m、芝生舗装）、第3サッカー場（68m×105m、人工芝舗装））、クラブハウス、便所、売店、芝生広場、駐車場（普通車512台、大型5台、中型5台、臨時252台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	野球場：〔土日祝日〕3,100円/時間、〔平日〕1,200円/時間 サッカー場：〔土日祝日〕3,100円/時間、〔平日〕1,200円/時間 多目的グラウンド：〔土日祝日名称〕500円/時間、〔平日〕200円/時間
運営形態	指定管理者制度

職員配置の状況	総数18人（正規2人、その他16人）
特徴・沿革	淡路地域におけるスポーツ振興及び健康の維持増進等を図るとともに、施設面で充実した本格的な運動公園として、①全国、県大会レベルの公式大会が開催できる野球場、②「F I F Aワールドカップ」でイングランドチームのキャンプ地として注目を集めたサッカー場、③中央には各種スポーツに利用できる広大な芝生のグラウンド、④公園内の園路・広場では、自由に散策やジョギングを楽しむことができる施設を整備し、年間21万人を超える来園者があり、運動施設の拠点として県民に親しまれている。

② 利用状況

平成29年度の来園者数は、197,020人で、過去3年平均（205,265人）に比べて96.0%と若干減少した。主な要因としては、イングランドU20 キャンプによる一般利用制限による減、10月の台風等による各種大会（日本スポーツマスターズ兵庫大会ソフトボール競技会、各種サッカー大会等）の減等が挙げられる。

＜図表3-3-11-2＞ 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	212,410	206,365	197,020

＜図表3-3-11-3＞ 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (件)	稼働率 (%)	利用者数 (件)	稼働率 (%)	利用者数 (件)
野球場	58	2,572	57	2,539	54	2,320
サッカー場	66	2,727	65	2,678	62	2,840

(注)稼働率は、稼働率 = 年間延利用数/延べ営業数により算出。

③ 行政コストの状況

淡路佐野運動公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

＜図表3-3-11-4＞ 淡路佐野運動公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	14,696	14,057
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	14,696	14,057
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	11,768	11,768
	国庫収入合計	11,768	11,768
行政コスト	人件費	46,652	46,952
	退職給与引当金繰入	1,146	—
	賞与引当金繰入	35	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	41,299	40,465
	減価償却費	23,537	49,787

	公債費（利子のみ）	—	—
	行政コスト合計	112,669	137,204
行政コスト純額		86,204	111,378
利用者数（人）		206,365	197,020
利用者一人当たり県負担額（円／人）		418	565

④ 指定管理の状況

淡路佐野運動公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

＜図表3-3-11-5＞ 淡路佐野運動公園の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成29年度	指定管理期間	平成30年4月～平成35年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞（単位：千円）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	73,408	73,408	73,513
	決算額	73,408	73,408	73,513
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		12,535	13,436	13,373
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	87,943	87,951	87,417
	支出	87,943	87,951	87,415
	収支差額	—	—	2
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	180,000人	197,020人(110%)		
利用料金収入	10,600千円	13,373千円(126%)		
利用者一人当たりの経費	0.499千円	0.444千円(113%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-11-1】

県有備品台帳の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものや記載の保管場所と実際の保管場所が異なる備品等、県有備品及び物品管理において下表の不備があった。それぞれの備品やその保管場所は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の適切な作成及び備品整理表を正確かつ明瞭に記載すべきである。

<図表3-3-11-6> 淡路佐野運動公園の県有備品台帳抜粋

県有備品台帳 整理番号				品目			
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名・メーカー・規格	数量	単価	備考
17	171	900	30	芝生剥ぎ取り機	1	651,000円	※1
17	171	900	42	コントローラー	3	476,000円	※2
17	171	900	1-1	スコアボード	1	228,779円	※3
11	103	102	2	A4サイズ 対応保管庫ガラス 引き違い戸	1	40,850円	※3
19	194	101	4-1～-4	防球用ネット	4	23,625円	※4

※1 記載と使用場所が異なっていたもの。

※2 備品整理票が不鮮明であったもの。

※3 備品出納簿の記載内容と備品整理票の整理番号が異なっていたもの。

※4 備品整理票が貼付されていなかったもの。

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

ロ. 金庫の管理について【意見3-11-2】

営業時間中において現金及び現金同等物が保管されている金庫が常時閉錠されていない状態であった。営業時間以外については施錠を行っているとのことであるが、現金管理は施設の管理・運営上、重要であることから、金庫については常時閉錠する必要がある。

ハ. 利用料金の設定について【意見3-11-3】

指定管理者は公園施設の利用料金について、兵庫県立都市公園条例で定められた基準額の0.5倍から1.5倍の範囲で提案を行えることとなっているが、全ての施設において利用料金は条例で定められた基準額のままで設定されている。

当施設は、全国規模の大会が開催できる野球場や天然芝2面人工芝1面のサッカー場等、充実した設備となっており、特に土曜・日祝日においては高い稼働率で運営されている。このような本格的な運動公園は近隣にはなく県外からの利用も多いことから県費により整備されている公園であることに立ち返り公平な県民負担を考慮した利用料金設定を行う必要がある。

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議のうえ受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について現状の利用料金からの値上げを含めた利用料金変更提案の是非について検討することが必要である。

<図表3-3-11-7> 運動施設料金及び稼働率の状況

(単位：円)

	条例基準額※	利用料金※	平成29年度 施設稼働率
野球場（平日）	1,200	1,200	35.5%
野球場（土・日祝）	3,100	3,100	79.3%
サッカー場（平日）	1,200	1,200	33.6%
サッカー場（土・日祝）	3,100	3,100	91.0%

※1時間利用する場合の料金

(12) 淡路島公園

① 施設の概要



<図表3-3-12-1> 淡路島公園の概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	淡路島公園
設置目的	明石海峡を望む淡路島北端の丘陵地に、豊かな自然環境とすばらしい眺望を生かした広域公園として、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	淡路市岩屋大林2674-3
設置年月日	昭和60年4月21日
敷地面積	1,348,000.00㎡
延床面積	8,101.44㎡
施設内容	展望広場（展望デッキ、展望テラス、休憩所）、野外ステージ（石と芝生のステージ）、遊び場（石の遊び場、水の遊び場、木の遊び場）、県民の森、オアシス館（レストラン、売店、管理事務所）、花の谷（流水、四阿（あづまや））、テラスガーデン（レストラン、カフェテラス）、多目的グラウンド、林間遊歩道、芝生広場、駐車場（普通車1,051台うち障害者13台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	駐車場：500円/台（3時間まで無料）
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数17人（正規2人、その他15人）
特徴・沿革	本公園は、淡路島内及び周辺地域のレクリエーション需要に対応するため整備を昭和52年度より行っている。昭和60年の一部開園後、順次整備を進め、平成10年4月には明石海峡大橋の開通に合わせハイウェイオアシスゾーン及び森のゾーンの一部を追加開園、平成16年4月27日には、交流ゾーン芝生広場12.5haの追加開園を行った。残る区域のうち草原と花のゾーンについて

て、H20年度より整備を進め、平成23年4月29日に追加開園を行った。また、平成22年度より都市公園安全・安心対策緊急支援事業により遊具の改修、トイレのバリアフリー化等を実施している。

② 利用状況

淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーンを除く)

7月15日からニジゲンノモリ営業開始(平成30年1月22日～2月28日休業)により平成29年度の一般、団体客等の入園者数463,599人、前年度対比141.2%と年間目標来園者数を大幅に上回り、ニジゲンノモリ開園効果が見られた。

淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)

高速道路利用者、一般道利用者とも小型車での利用が増加したが、高速道路大型バス利用での来園が減少したことが影響し、年間で1,673,420人(前年比99.1%)となった。

<図表3-3-12-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	2,021,689	2,016,371	2,137,019

<図表3-3-12-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数 (台)	稼働率 (%)	利用数 (台)	稼働率 (%)	利用数 (台)
駐車場	157	79,496	153	77,286	192	96,841

(注)稼働率は、稼働率 = 年間延利用数/延べ駐車スペース数により算出。

③ 行政コストの状況

淡路島公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-12-4> 淡路島公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	50,223	62,646
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	50,223	62,646
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	40,040	40,040
	国庫収入合計	40,040	40,040
行政コスト	人件費	44,534	48,738
	退職給与引当金繰入	△12,098	422
	賞与引当金繰入	19	△50
	物件費	—	—
	維持修繕費	111,432	119,914
	減価償却費	78,523	78,614
	公債費(利子のみ)	—	—

行政コスト合計	222,410	247,638
行政コスト純額	132,147	144,952
利用者数(人)	2,016,371	2,137,019
利用者一人当たり県負担額(円/人)	66	68

④ 指定管理の状況

淡路島公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

<図表3-3-12-5> 淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーンを除く)の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	非公募	指定管理期間	平成30年4月～平成31年3月	
非公募の理由	平成31年度より公募予定。			
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	62,218	65,261	65,578
	決算額	62,218	65,261	65,578
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		—	—	—
利用料金の帰属先		—	—	—
指定管理業務の収支	収入	62,218	65,261	65,578
	支出	62,075	65,238	65,556
	収支差額	143	23	22
＜運営評価指標と達成状況(平成29年度)＞				
指標名	目標	達成状況(達成率)		
総利用者数	335,000人	463,599人(138%)		
利用者一人当たりの経費	0.196千円	0.141千円(139%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

<図表3-3-12-6> 淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(株)夢舞台			
指定の方法	非公募	公募応募数	平成30年4月～平成33年3月	
非公募の理由	隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設であるため。			
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	66,058	66,086	66,032
	決算額	66,058	66,086	66,032
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		814	741	2,022
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者

指定管理業務の 収支	収入	99,951	90,705	103,096
	支出	99,951	90,705	103,096
	収支差額	—	—	—
< 運営評価指標と達成状況（平成29年度） >				
指標名		目標		達成状況（達成率）
総利用者数		1,707,000人		1,673,420人(98%)
利用料金収入		240千円		2,022千円(843%)
利用者一人当たりの経費		0.067千円		0.062千円(108%)
< 指定管理者制度導入施設管理運営評価 >				
施設所管課による総合評価	平成27年度		平成28年度	平成29年度
	A		A	A

⑤ 監査の結果又は意見

淡路島公園（ハイウェイオアシスゾーンを除く）

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-12-1】

県有備品台帳に記載されている下表の備品について台帳記載の保管場所と実際の保管場所が異なっていた。備品の保管場所は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の保管場所については実際の保管場所と一致させるべきである。

< 図表3-3-12-7 > 淡路島公園（ハイウェイオアシスゾーンを除く）の県有備品台帳抜粋

県有備品台帳 番号				品目	取得			保管場所
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価	保管場所
17	171	900	A50	集草機	H22.3.30	1	117,600円	千尋倉庫

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

ロ. 領収書の管理について【意見3-12-2】

イベント料金等の受領の際に使用している領収書において、それぞれの領収書に管理番号の網羅的な記載が行われておらず、使用した領収書について連番管理がなされていない。

領収書については一般的に現金不正リスクにつながるおそれがあるため、使用された領収書の所在を網羅的に管理するため連番管理を徹底する必要がある。

淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)

ハ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-12-3】

県有物品に貼付すべき備品整理票が下表の物品について貼付されていなかった。物品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に物品を管理するために県有物品については備品整理票の貼付を徹底するべきである。

<図表3-3-12-8> 淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)の県有備品台帳抜粋

番号			品目	取得			
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	年月日	数量	単価
11	102	900	19～38	丸机	H25. 3. 1	20	60,830円
11	171	900	39～160	椅子	H25. 3. 1	78	18,760円

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

また、県有備品について、証跡を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸しにより実施することも考えられる。

ニ. 年度報告書への収益事業の記載について【指摘3-12-4】

淡路島公園(ハイウェイオアシスゾーン)は、収益事業としてテナント事業や自動販売機設置事業を行っており、指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従いその計画及び実施結果についての報告が求められている。

平成29年度において収益事業の計画及びその実施結果について、指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領で求められている報告が行われていない。指定管理者管理協定書及び指定管理者事業報告書作成要領に従った報告を行うべきである。

ホ. 駐車場利用率の算出方法について【意見3-12-5】

指定管理者は兵庫県に対して指定管理者管理協定書第21条に定める四半期報告書及び年度報告書を提出する必要がある、その中で有料料金施設については「指定管理者事業報告書作成要領」の別紙1で定められた計算式に従い計算された利用率の報告が求められているが、定められた計算式と条例で定める利用単位が異なっているため、「指定管理者事業報告書作成要領」の別紙1における計算式を見直すべきである。

(13) 灘山緑地

① 施設の概要



<図表3-3-13-1> 灘山緑地の概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	灘山緑地
設置目的	淡路島の北端、灘山の土砂採取跡地に残された広大な法面に緑を回復するため、潮風や岩盤等の気象条件、地質条件等の技術的課題を克服しながら整備した都市緑地で、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	淡路市夢舞台3
設置年月日	平成12年3月18日
敷地面積	113,000.00㎡
延床面積	—
施設内容	プロムナードガーデン（四阿（あづまや）2基、壁泉、花壇、芝生広場等）、展望デッキ、植栽
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	なし
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	淡路夢舞台として一体として職員を配置している。
特徴・沿革	淡路夢舞台は、かつて「灘山」と呼ばれ、里山として人々に親しまれていたが、関西国際空港等大阪湾ベイエリアの埋め立て土砂の採取場として利用され、日本の経済成長の一翼を担う一方で139haもの自然を失った。こうした

なか、荒廃した土砂採取場跡地に緑を復元し、環境を創造することを目的に、灘山周辺土砂採取跡地の長大な斜面地において、岩盤や潮害、アルカリ性土壌等の植栽技術的課題も克服しながら修景緑化に取り組んだ全国的にも先駆的なモデルとなる緑地で、国営明石海峡公園を含む淡路夢舞台地区と一体となった緑あふれる景観を形成しており、年間20万人近い来園者がある等、観光地の一部として県民に親しまれている。

② 利用状況

平成27年度は「淡路花みどりフェア2015」の開催があり、4月～5月の来園者が大幅に増加したため、利用者数が増加していた。平成29年度の総来園者数は、平成25年4月の淡路島地震の影響があった同年度の17.2万人に次ぐ少ない来園者数となった。平成29年度前半は、ニジゲンノモリのオープン等で北淡路への観光客が増えたことや、屋外バラ園の期間延長、淡路市夏祭りの無料入館日を初実施したことから来園者数が増加したが、後半はラン展の入園者数が伸び悩んだこと等により、年度全体では、平成28年度を下回った。

<図表3-3-13-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	308,284	185,671	180,518

(注)灘山緑地のみ利用者数は集計していないため、近隣施設の奇跡の星の植物館来館者数を灘山緑地の利用者数として集計している。

③ 行政コストの状況

灘山緑地の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-13-3> 灘山緑地の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	—	396
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	—	396
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	8,622	8,622
	国庫収入合計	8,622	8,622
行政コスト	人件費	—	—
	退職給与引当金繰入	—	—
	賞与引当金繰入	—	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	9,535	9,931
	減価償却費	17,244	17,244
	公債費(利子のみ)	—	—
行政コスト合計	26,779	27,175	
行政コスト純額		18,157	18,157
利用者数(人)		185,671	180,518
利用者一人当たり県負担額(円/人)		98	101

④ 指定管理の状況

灘山緑地の指定管理の状況は下表のとおりである。

< 図表3-3-13-4 > 灘山緑地の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(株)夢舞台			
指定の方法	非公募	指定管理期間	平成30年4月～ 平成33年3月	
非公募の理由	隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設であるため。			
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				(単位：千円)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	9,535	9,535	9,535
	決算額	9,535	9,535	9,535
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		—	—	—
利用料金の帰属先		—	—	—
指定管理業務の 収支	収入	9,535	9,535	9,535
	支出	9,423	9,535	9,931
	収支差額	112	—	△396
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	256,000人	180,518人(71%)		
イベント実施回数	1回	1回(100%)		
利用者一人当たりの経費	0.042千円	0.055千円(76%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 公園のホームページについて【意見3-13-1】

灘山緑地は、事業計画書において利用の促進の取組として公園の存在や公園で行われる催しについてホームページ、パンフレット及びイベント等により情報発信していくと記載しているが、灘山緑地としてのホームページを設立しておらず、その理由は隣接する「淡路夢舞台」のホームページに含めているということだが「淡路夢舞台」のホームページにも灘山緑地の名称は記載されておらず、事業計画書に記載されている積極的な情報発信による広報活動が実施されているとは言えない。

兵庫県立の都市公園で公園としてのホームページが設立されていない公園は灘山緑地のみであり、昨今はインターネットによる情報入手が一般化しているため利用者の利便性の観点からホームページの設立を検討する必要がある。

(14) 播磨中央公園

① 施設の概要



<図表3-3-14-1> 播磨中央公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	播磨中央公園
設置目的	中国縦貫自動車道の滝野社インターチェンジの北西、五峯山麓の丘陵地に開かれた広域公園で、東播磨地域を中心として、文化・スポーツ等の広域レクリエーションの場として、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	加東市下滝野1275-8
設置年月日	昭和53年8月5日
敷地面積	1,817,000.00㎡
延床面積	3,603.32㎡
施設内容	野外ステージ（15,000人収容（うちいす席2,188席））、芝生広場、野球場（スタンド500人収容）、球技場（140m×80m、スタンド1,000人収容）、テニスコート（全天候型コート6面）、レストハウス、こどもの小川、子供の森（グリーンアドベンチャー（冒険の国））、サイクルランド（サイクリングロードコース（3km）、ロードレースサーキット（6km）、サイクル広場、管理棟）、桜の園（桜、県民の森）、御成婚記念広場（モニュメント、噴水）、四季の庭（バラ園、サービスセンター、芝生、ロックガーデン、展望塔）、自然散策ゾーン、事務所兼倉庫、クラブハウス、アーチェリー場、駐車場（普通車1,047台うち障害者32台）
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。

利用料金	野外ステージ：4時間まで4,500円 以降1時間につき650円等
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数25人（正規2人、その他23人）
特徴・沿革	中国縦貫自動車道の滝野社インターチェンジの北西、五峯山山麓の丘陵地に開かれた広域公園で、緑の樹林に囲まれた丘や、大小の池が点在する自然豊かな地に、野外ステージやバラ園、芝生広場のほか、野球場、球技場、テニスコート等の各種運動施設も整備し、東播磨地域を中心とした文化・スポーツ等の広域レクリエーションの場として、年間40万人を超える来園者があり、県民に親しまれている。

② 利用状況

平成29年度は平成28年度に比べ来園者を大きく上回った月は、3月のみで、5月、6月及び9月に若干上回ったほかは下回っている。特に10月の来園者数は、対平成28年度比59.8%で、次いで7月は同比85.3%、2月は86.7%となった。大きな要因として、10月は2週続けて週末に台風の襲来があったことやこれにより開催中であった「秋のぼらまつり」への来園者が大幅に減ったことが挙げられる。7月、2月は天候不順によることが大きい。

<図表3-3-14-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	440,420	414,230	400,250

<図表3-3-14-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)	稼働率 (%)	利用数 (件)
野球場	28.9	661	32.5	735	25.6	591
球技場	20.5	463	20.4	478	16.9	391
アーチェリー場	46.7	296	46.7	246	51.6	318
野外ステージ	2.9	9	2.2	8	1.6	8

(注)稼働率は、稼働率 = 年間延利用数/延べ営業数により算出。

③ 行政コストの状況

播磨中央公園の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-14-4> 播磨中央公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	2,663	2,749
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	2,663	2,749
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	14,194	13,433
	国庫収入合計	14,194	13,433

行政コスト	人件費	53,400	54,512
	退職給与引当金繰入物件費	8,746	—
	賞与引当金繰入	172	172
	物件費	—	—
	維持修繕費	46,600	45,574
	減価償却費	28,501	26,980
	公債費（利子のみ）	—	—
	行政コスト合計	137,419	127,238
行政コスト純額		120,562	111,056
利用者数（人）		414,230	400,250
利用者一人当たり県負担額（円／人）		291	277

④ 指定管理の状況

播磨中央公園の指定管理の状況は下表のとおりである。

<図表3-3-14-5> 播磨中央公園の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成26年度	指定管理期間	平成27年4月～平成32年3月	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況> (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	100,000	100,000	100,000
	決算額	100,000	100,000	100,000
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		1,715	87	67
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	102,111	100,087	100,369
	支出	102,111	99,934	100,087
	収支差額	—	153	282
<運営評価指標と達成状況（平成29年度）>				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	420,000人	400,250人(95%)		
利用料金収入	6,238千円	67千円(1%)		
利用者一人当たりの経費	0.313千円	0.25千円(125%)		
<指定管理者制度導入施設管理運営評価>				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘3-14-1】

県有備品台帳に各備品の保管場所の記載欄がなくそれぞれの備品がどこに存在するかが、台帳を確認するだけではわからない状態となっている。指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためには備品台帳にはそれぞれの資産の保管場所を記載するべきである。

また、県有備品について、証拠を残す形での定期的な棚卸しが実施されていないため、

全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

ロ. 休止施設の活用方法について【意見3-14-2】

テニスコートが平成29年8月より、コート表面部分の隆起のため、使用中止となっている。兵庫県主導のもと原因について調査を行っているものの、根本的な原因特定に至っておらず、復旧の見込みが立っていない。兵庫県は指定管理者と積極的に協議を行い、根本原因が特定できない場合も含めた施設の転用等の対応方針及び具体的な計画を定めて、有効に活用していくことが必要である。

(視察時のテニスコートの様子)

使用中止の案内	隆起部分

ハ. トイレの見直しについて【意見3-14-3】

播磨中央公園施設内に設置されているトイレのうち多目的使用トイレを除く全てのトイレが和式トイレでの設置となっており、洋式トイレの設置が行われていない。

近年においては、民間及び公的施設のいずれにおいても和式トイレに加えて洋式トイレの設置が一般的となっており、利用者の利便性の観点から播磨中央公園においても洋式トイレの設置を検討する必要がある。

ニ. 猪及び鹿対策について【意見3-14-4】

播磨中央公園においては、近年猪による公園内全域にわたり芝生の掘り起こしや、鹿による花壇草花の踏み荒らし被害が生じており、その都度指定管理者職員により修復作業を実施している。

そのため、指定管理者は平成28年から兵庫県猟友会と捕獲業務の委託業務を締結し、固体数減少による根本要因の改善に取り組んでいるが、下表のとおり捕獲数は増加の一途を辿っており、なお対策過程である。現状の指定管理料には猪及び鹿対策としての費用は含まれておらず、指定管理者において対策費用の捻出が大きな課題となっている。公園利用者の安全確保及び景観形成の保全のため、兵庫県は指定管理料に対策費用を考慮すること

も含め指定管理者と協力して対策を検討及び実施することが必要である。

<図表3-3-14-6> 捕獲頭数の推移

(単位：頭)

	猪	鹿	合計
平成28年度	8	-	8
平成29年度	32	8	40
平成30年度上期	46	9	55

ホ. バラ園について【意見3-14-5】

播磨中央公園では、過去に有料施設としていたバラ園について、平成23年4月より利用料金を無料として運営している。

今後施設老朽化により増加が見込まれる施設維持費の財源捻出や公平な県民負担及び受益者負担の観点から、利用料金の有料化の是非について検討する必要がある。

へ。 野外ステージの有効活用について【意見3-14-6】

利用料金対象施設として運営している野外ステージは長期間にわたって稼働率が低い状態が続いており、平成29年度においても稼働率は1.6%であり、年間で8件の利用しかない。また、野外ステージは設置から30年超が経過していることから老朽化が進んでおり、特に屋根の金属部分の錆びの進行や観客席の床タイルの損傷等については、利用者の安全面の点から早急に改善が求められる状態である。

一方で、長期間にわたり稼働率が低い状態が続いている状況を考えると兵庫県は指定管理者と協議を行い、施設の修繕を実施した上で稼働を高める施策のみでなく、施設の在り方自体についての検討を早急に行っていく必要がある。

(視察時の野外ステージの状況)

ステージ金属屋根部分	観客席床タイル
	

(15) あわじ石の寝屋緑地

① 施設の概要



<図表3-3-15-1> あわじ石の寝屋緑地の概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	あわじ石の寝屋緑地
設置目的	あわじ石の寝屋緑地は明石海峡を望む淡路島北端の丘陵地に位置し、緑豊かで良好な自然環境を残す地域である。明石海峡大橋及び淡路縦貫道の開通に伴い、大橋周辺地域において無秩序な開発を抑制し緑地の保全を図る。
設置根拠条例	条例名称 兵庫県立都市公園条例（昭和39年4月1日 条例第53号）
所在地	淡路市岩屋茂谷2009-3
設置年月日	平成27年4月 1 日
敷地面積	375,000.00㎡
延床面積	—
施設内容	休憩所（あずまや等）、ベンチ、柵類、案内板
業務内容	(1)公園及び公園施設を県民の利用に供すること。 (2)前号に掲げるもののほか、公園の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	なし
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数5人（正規・出向者なし、その他5人）
特徴・沿革	あわじ石の寝屋緑地は明石海峡を望む淡路島北端の丘陵地に位置し、緑豊かで良好な自然環境を残す地域である。明石海峡大橋及び淡路縦貫道の開通に伴い、大橋周辺地域において無秩序な開発を抑制し緑地の保全を図るため、平成12年度に同地区を都市緑地として整備を行うことが決定し、同年度から都市計画手続きで環境影響評価を行い、平成14年10月に都市計画決定された。平成18年度より整備を進め、平成27年4月1日に37.5haを供用開始した。

② 利用状況

平成29年度の来園者は、ハイカーや愛犬家のリピーターが増えたこと等により13,480人となり、計画目標来園者数を上回っている。生き物植物調査を4回開催し、里山だよりを4回発行する等緑地のPRに努めるとともに、環境学習を2回開催する等、利用促進を行った。

<図表3-3-15-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	6,663	8,286	13,480

③ 行政コストの状況

あわじ石の寝屋緑地の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-3-15-3> あわじ石の寝屋緑地の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	—	—
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	—	—
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	1,856	1,856
	国庫収入合計	1,856	1,856
行政コスト	人件費	9,602	10,064
	退職給与引当金繰入	—	—
	賞与引当金繰入	—	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	4,806	4,110
	減価償却費	4,755	4,755
	公債費(利子のみ)	—	—
行政コスト合計	19,163	18,929	
行政コスト純額		17,306	17,072
利用者数(人)		8,286	13,480
利用者一人当たり県負担額(円/人)		2,089	1,267

④ 指定管理の状況

あわじ石の寝屋緑地の指定管理の状況は下表のとおりである。

<図表3-3-15-4> あわじ石の寝屋緑地の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県園芸・公園協会			
指定の方法	非公募	指定管理期間	平成30年4月～平成31年3月	
非公募の理由	平成31年度より公募予定。			
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況>				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	14,313	14,408	14,199
	決算額	14,313	14,408	14,199
	差額	—	—	—

利用料金の合計額		—	—	—
利用料金の帰属先		—	—	—
指定管理業務の 収支	収入	14,313	14,408	14,199
	支出	14,300	14,382	14,174
	収支差額	13	26	25
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名		目標		達成状況（達成率）
総利用者数		7,000人		13,480人(193%)
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 利用促進の取組について【意見3-15-1】

あわじ石の寝屋緑地は平成27年4月設置から平成30年度で4年目になり、利用者数は毎年増加してはいるが、依然として少ない状態が続いている。

これに対し、平成29年度の年度報告書に記載されている利用者促進のための事業として3種類の利用促進事業を実施しているが、利用促進事業の種類数を比較した場合、他の都市公園と比べて積極的とは言えない状況である。

県立都市公園は県費により整備されている公園であり、多くの県民の利用により活用が図られるべきであるため、より積極的な利用促進の取組を実施し、さらなる入園者の増加を目指す必要がある。

＜図表3-3-15-5＞ 利用促進事業種類数、利用者数及び行政コストの比較

	利用促進事業種類数※	平成29年度 利用者数	平成29年度 行政コスト	平成29年度 一人当たり行政 コスト
あわじ石の寝屋緑地	3種類	13,480人	17,072千円	1,267円
一庫公園	30種類	230,629人	50,433千円	219円
甲山森林公園	19種類	1,015,127人	35,534千円	35円
有馬富士公園	30種類	779,514人	73,235千円	94円

※各公園の平成29年度年度報告書より集計

4. 社会教育施設（8施設）に関する監査の結果及び意見

(1) 嬉野台生涯教育センター

① 施設の概要



<図表3-4-1-1> 嬉野台生涯教育センターの概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	嬉野台生涯教育センター
設置目的	県民の自主的学習活動を促進し、あわせて県民の教養文化の高揚と健康の増進を図る。
設置根拠条例	兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例 (昭和54年3月14日 条例第18号)
所在地	加東市下久米1227-18
設置年月日	昭和54年7月1日
敷地面積	404,625.05㎡
延床面積	9,809.38㎡
施設内容	青少年宿泊研修棟（10棟、1棟48人）、成人宿泊棟（定員68人）、研修室、体育館、多目的グラウンド、芝生広場、テニスコート（4面）、キャンプ場（3カ所）
業務内容	(1) 社会教育を行う者の研修及び社会教育関係団体の指導者等の研修を行うこと。 (2) 社会教育及び学校教育に関する講座を開設し、及び講習会、展示会等を開催し、並びにこれらのために施設を利用させること。 (3) 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する行事等を開催し、並びにこれらのために施設を利用させること。 (4) 生涯教育に関する調査研究を行い、及び情報資料を収集し、並びにこれ

	<p>らを提供すること。</p> <p>(5)郷土資料及び美術品を収集し、及び展示し、並びに図書及び視聴覚教材を整備し、並びにこれらを利用させること。</p> <p>(6)前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務。</p>
利用料金	<p>本館・学習交流棟</p> <p>第1研修室1,900円～6,700円、第2研修室900円～3,100円、第3研修室600円～2,200円、第4研修室1,000円～3,600円、第5研修室800円～2,800円、第6研修室500円～1,800円、和室会議室900円～3,500円、視聴覚室1,000円～3,800円、陶芸室900円～3,100円、染色室900円～3,100円、木彫・木工室800円～2,800円、音楽室600円～2,000円、手芸室500円～1,700円、講堂4,600円～17,200円、青少年宿泊研修棟（1棟につき）300円～1,300円</p> <p>体育館</p> <p>大体育館2,200円～8,200円、小体育館800円～3,000円</p> <p>体験学習棟</p> <p>工作室1,200円～4,600円</p> <p>成人宿泊棟（1人1泊につき）1,900円</p> <p>青少年宿泊研修棟</p> <p>団体で利用するとき 1棟1泊につき9,600円</p> <p>個人で利用するとき 1人1泊につき450円</p> <p>リーダー管理宿泊棟 1人1泊につき1,100円</p> <p>スポーツ広場 1時間につき450円</p> <p>テニスコート 1面1時間につき400円</p> <p>キャンプ場</p> <p>宿泊をする場合</p> <p>備付けのキャンプ用具を利用するとき 1人1泊につき150円</p> <p>備付けのキャンプ用具を利用しないとき 1人1泊につき100円</p> <p>宿泊をしない場合</p> <p>備付けのキャンプ用具を利用するとき 1人8時間100円</p> <p>備付けのキャンプ用具を利用しないとき 1人8時間50円</p>
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数25人（うち県出向10人、正規4人、その他11人）
特徴・沿革	<p>昭和54年7月 兵庫県「学園都市」構想のもと、東播磨内陸学園都市の中心的な施設として、県下の生涯教育学習のセンターとなる兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の設置及び管理に関する条例を施行、全国の社会教育施設にさきがけて「生涯教育」の名称を付す。</p> <p>昭和55年5月 体育館を新設</p> <p>昭和55年6月 キャンプ場、体験工作棟を新設</p> <p>昭和55年7月 青少年宿泊研修棟6棟を増設</p> <p>昭和57年3月 冒険の小川、冒険の道、思索の森、芝生広場を新設</p> <p>平成3年 3月 スポーツ広場の全面改修及びゲートボール場を新設</p> <p>平成15年6月 Hyogo Adventure Projectうれしの台チャレンジコースを新設</p> <p>平成27年3月 耐震改修工事のため、原則自主事業を除き全館休館</p> <p>平成28年4月 施設の一般利用再開（リニューアルオープン）</p>

② 利用状況

平成27年度については耐震改修工事に伴う休館のため、センター自主事業参加者のみの数値となっている。平成28年度リニューアルオープンして以後、平成29年度にかけて利用状況は徐々に回復傾向にある。

ただし、青少年宿泊棟及びキャンプ場については利用率が増加しているものの、利用者数は減少している。これは、少子化に伴う各利用団体当たりの人数減少等を原因とすると考えられ

る。

< 図表3-4-1-2 > 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	27,382	145,176	153,640

< 図表3-4-1-3 > 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
宿泊施設 (成人宿泊棟)	—	42	25	6,652	30	7,500
宿泊施設 (青少年宿泊棟)	—	1,029	23	32,949	22	29,960
会議室等貸室	—	16,379	23	46,435	27	54,886
キャンプ場	—	5,131	62	18,155	64	16,009
体育館	—	3,393	21	20,911	24	23,063
スポーツ広場	—	1,408	11	12,221	14	13,952

(注)稼働率は、各施設の利用数/年間の稼働可能件数により算出。

③ 行政コストの状況

嬉野台生涯教育センターの行政コストの状況は以下のとおりである。

< 図表3-4-1-4 > 嬉野台生涯教育センターの行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	19,440	20,467
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	19,440	20,467
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	1,259	1,259
	国庫収入合計	1,259	1,259
行政コスト	人件費	109,446	106,033
	退職給与引当金繰入	△16,397	△8,102
	賞与引当金繰入	△854	△151
	物件費	13,920	14,210
	維持修繕費	44,908	50,676
	減価償却費	31,280	32,796
	公債費 (利子のみ)	2,145	2,145
行政コスト合計	184,447	197,606	
行政コスト純額	163,748	175,880	
利用者数 (人)	145,176	153,640	
利用者一人当たり県負担額 (円/人)	1,128	1,145	

④ 指定管理の状況

嬉野台生涯教育センターの指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-4-1-5> 嬉野台生涯教育センターの指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県生きがい創造協会			
指定の方法	非公募	指定管理期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日	
非公募の理由	地域文化の向上や生涯学習の支援施設の拠点であり、関係団体等との利用調整や密接な連携が必要とされるため。			
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	93,670	89,339	97,625
	決算額	91,787	89,339	97,625
	差額	1,883	—	—
利用料金の合計額		2,827	18,056	16,740
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	95,932	108,713	118,026
	支出	95,932	108,713	118,026
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況(平成29年度)＞				
指標名	目標	達成状況(達成率)		
総利用者数	200,000人	153,640人(77%)		
ホームページアクセス数	55,085回	55,850回(101%)		
施設使用料収入	24,057千円	16,740千円(70%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 施設の稼働率について【意見4-1-1】

施設全体の利用率は平成29年度実績で17.9%である。一番高いキャンプ場については63.6%であるものの、成人宿泊棟29.8%、青少年宿泊棟22.5%等軒並み低い稼働率となっており、手芸室に至っては2.5%と低い稼働率となっている。施設全体のPR活動を強化する一方で、稼働率の低い設備を有効活用する方法がないか検討を行う必要がある。

ロ. 現状改善の対策について【意見4-1-2】

嬉野台生涯教育センターの平成29年度の施設使用料収入は16百万円程度であり、施設全体の総支出の15%程度しか賄えない状況となっている。また、現状の利用者数についても、平成27年度の耐震工事による休止時の一時的な利用者数減少の影響が回復できておらず、目標値の200,000人に届いていない。平成27年度に耐震改修工事も実施しており、閉鎖は現実的ではないと考えるため、あらゆる対策を講じて、施設使用料収入及び利用者数の増加を達成すべく、近隣地域に加え、県内全域への広報を強化すべきであるとする。

例えば、現状ではホームページを職員が自前で更新しているが、安価で更新してくれる企業等を探して委託する等、利用者数増加並びに施設使用料収入増加のために、過去の慣例や固定観念にとらわれることなくゼロベースで案を検討し、実行に移すことが必要である。

ハ. 業務収支状況報告書と収支計算書の不一致について【意見4-1-3】

兵庫県へ提出している業務収支状況報告書と嬉野台生涯教育センターで管理している協会収支計算書とに以下の差額が生じていた。

<図表3-4-1-6> 業務収支報告書と収支計算書の差額

(単位：円)

項目名	業務収支状況報告書	収支計算書	差額
給料手当	37,627,215	37,600,662	26,553
福利厚生費	16,982,311	16,983,791	△1,480
租税公課	5,146,184	5,146,216	△32

4月末に兵庫県へ報告を行う際には、手元整理資料で確認した数値を用いて業務収支状況報告書を作成し、県に報告を行っていたが、その後、生きがい創造協会の決算処理過程で、手元整理資料の誤りが判明し、給料手当、福利厚生費、租税公課について、業務収支状況報告書の金額を修正すべきところを失念していたため差異が生じたものである。正確な実績報告を行う必要がある。

ニ. 現金の管理について【意見4-1-4】

釣銭については、兵庫県のつり銭用資金取扱要領により担当者ならびに責任者の2名により確認することとされているが、嬉野台生涯教育センターでは責任者が休暇等で不在の際は担当者1名のみによる確認となっている。職責の明確化及び適切な現金管理の観点から、現金については兵庫県のつり銭用資金取扱要領に沿って常に2名以上で確認する必要がある。

また、嬉野台生涯教育センターでは5万円以内の釣銭を保有することが許容されているが、10万円を超えた状態で1週間程度金融機関へ振込みが行われず保管されたままの状態となっている期間が散見された。現金を多額に保有することは紛失・盗難リスクを増大させることとなるため、適正な残高での管理を行う必要がある。

(2) 図書館

① 施設の概要



<図表3-4-2-1> 図書館の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	図書館
設置目的	県民の教育と文化の発展を図るため
設置根拠条例	兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例 (昭和49年3月27日 条例第31号)
所在地	明石市明石公園1-27
設置年月日	昭和49年10月
敷地面積	5,207.69㎡
延床面積	8,129.09㎡
施設内容	調査相談室 郷土資料室 視聴覚資料室 音楽資料室 ビデオライブラリー 一室 第1・第2研修室
業務内容	(1)図書館資料を収集、整理、保存すること。 (2)ほかの図書館、図書室、公民館、博物館等との相互協力を行うこと。 (3)図書館資料に係る調査相談に応じること。 (4)前各号に掲げる業務のほか、図書館の設置目的を達成するために必要な業務。
利用料金	なし
運営形態	兵庫県直営
職員配置の状況	総数32人(正規27人、その他5人)
特徴・沿革	県民の教育と文化の発展を図るため、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存し、県民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション

等に資することを目的とする。
 なお、設立当初から、市町立図書館との関係において、相互協力、調査相談、資料保存それぞれのセンター的な役割を担うことを基本方針としている。

昭和44年 7月 図書館等調査委員会を設置
 昭和45年 7月 図書館等建設調査委員会を設置
 昭和48年 6月 コンピュータによる冊子体蔵書目録の作成開始
 昭和49年10月 開館
 平成28年 9月 耐震補強工事開始
 平成30年 3月 耐震補強工事終了
 平成30年 7月 再開館

② 利用状況

平成28年6月6日～8月31日は耐震改修工事による休館、9月より民間建物を借り上げた仮設図書館において開館していたため、本館と比べて開架図書冊数が少ないなどの理由で平成28年度及び平成29年度の利用者数は著減している。平成30年7月1日より再開館を行い、7月の利用者数は9,054名であった。

<図表3-4-2-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	200,776	74,108	53,203

③ 行政コストの状況

図書館の行政コストの状況は以下のとおりである。

なお、図書館については図書館法第十七条により「いかなる対価をも徴収してはならない」と規定されているため、使用料収入等の収入が発生しない。

<図表3-4-2-3> 図書館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	—	—
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	—	—
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	1,600	1,600
	国庫収入合計	1,600	1,600
行政コスト	人件費	218,511	219,078
	退職給与引当金繰入	△8,338	90
	賞与引当金繰入	△689	△5,532
	物件費	43,549	47,458
	維持修繕費	35,208	30,446
	減価償却費	16,671	16,671
	公債費（利子のみ）	—	—
行政コスト合計	304,912	308,211	
行政コスト純額		303,312	306,611
利用者数（人）		74,108	53,203
利用者一人当たり県負担額（円／人）		4,093	5,763

④ 運営評価指標と達成状況

図書館の運営評価指標とその達成状況は以下のとおりである。なお、平成29年度については仮図書館での開館を行っていたため、一時的に資料貸出数が減少していた。

< 図表3-4-2-4 > 図書館の運営評価指標と達成状況

＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞		
指標名	目標	達成状況（達成率）
資料貸出数	78,000件	45,505 (58%)
蔵書検索数	2,600,000件	3,277,964件 (126%)
図書館利用（資料貸出数＋調査相談数） 1件当たり経費	3.03千円	5.45千円 (56%)

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘4-2-1】

図書館では、年に1回備品の棚卸しを行っているとのことであるが、担当者がリストに従い棚卸しを実施し確認しているのみであり実施した証跡が残っておらず第三者による事後的な確認が実施できない。適切な備品の管理のためには、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施すべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸しにより実施することも考えられる。

ロ. 委託業務の内容確認について【意見4-2-2】

図書館では清掃業務について外部委託を行っている。委託業者は入札により決定しており、入札時の仕様書に従い清掃業務を委託している。日々日報を受け取り、業務を確認しているが、週に1度清掃を行うことを仕様書に記載している施設に関して、1週間以上日報で清掃が行われた旨の報告がないものがあつた。

実際は週に1度程度は清掃されているのを目視で確認しているとのことであるが、仕様書に従い業務が行われていることを日報等の報告書をもって確認すべきである。日報等の報告書の形式を工夫する等して、委託業務が確実に行われていることを確認できる体制の構築が必要である。

ハ. 蔵書点検について【意見4-2-3】

蔵書点検に関して、全点点検が毎年は行われておらず、長中期的な年次計画も作成されていないため、点検の実施頻度や範囲が不明確となっている。したがって、定期的に全点の点検が行われるように蔵書点検の計画の整備が必要である。

また、現在所在不明図書の登録抹消作業については、5年間所在不明かつ5回の棚卸しで見つからなかった場合に行うこととされている。規程上では「5年間所在不明で再発見が不可能と認められたもの」は登録を抹消することとされており、また、上記のように毎年全点点検が行われているわけではないことから、現状は5年超所在不明のものも登録が行われたままの状態であり、例えば平成20年度に不明とされた蔵書についても廃棄されずに残存している。蔵書点検と廃棄ルールの再度の見直しと徹底が必要である。

二. 図書の館外貸出について【指摘4-2-4】

図書館では、図書館資料の館外貸出について、その冊数及び期間は、兵庫県立図書館利用規則に定めており、その内容は以下のとおりである。

(兵庫県立図書館利用規則第8条 館外利用)

1. 次の各号に掲げる図書館、図書室等で、館外利用の登録をしたものは、図書館資料の館外貸出しを受けることができる。
 - (1) 図書館法（昭和25年法律第180号）の規定に基づく図書館
 - (2) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）の規定に基づく学校図書館
 - (3) 学校教育法（昭和24年法律第150号）の規定に基づく大学及び高等専門学校の図書館
 - (4) 県内の地方公共団体の議会の図書室
 - (5) 前各号に掲げる図書館又は図書室に準ずる施設
2. 次の各号に掲げる者で、館外利用の登録をしたものは、図書館資料の館外貸出しを受けることができる。
 - (1) 県内に居住する者
 - (2) 県内に勤務場所を有する者
 - (3) 県内の学校に在学する者
 - (4) その他館長が許可する者

(兵庫県立図書館利用規則第10条の2 館外利用できる図書館資料の冊数)

館外利用をすることができる図書館資料の冊数は、第8条第2項の規定により図書館資料の館外貸出しを受けることができる者にあつては、同時に7冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(兵庫県立図書館利用規則第11条 館外利用できる期間)

1. 館外利用をすることができる期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間とする。ただし、館長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
 - (1) 第8条第1項に規定する館外貸出し：館外貸出しを受けた日から2か月間
 - (2) 第8条第2項に規定する館外貸出し：館外貸出しを受けた日から3週間
2. 館長は、業務上必要があると認めるときは、前項各号に規定する期間内においても、当該図書館資料の返還を求めることができる。

上記のとおり、館外貸出し（以下、「貸出し」という）できる図書館資料（以下、「図書」という）の冊数は、同時に7冊以内と定められているが、実際には同時に10冊を限度として貸出しが行われている。

また、一般利用者への図書の貸出期間は3週間を限度とされているが、監査時点（平成30年8月28日現在）において、返却の遅延の有無について確認したところ、返却予定日が平成30年6月6日から7月5日のものについて計5名、計5冊の図書が、返却予定日が7月6日から8月5日のものについては、計2名、計7冊の図書が未返却である。過年度の返却状況についても、

平成26年度で計4名、計18冊の図書、平成27年度で計3名、計13冊の図書、平成28年度で計5名、計28冊の図書が未返却の状態にある。特に、過年度の未返却については、郵便物が届かない、電話してもつながらないなど、現在は連絡が取れていない相手先がほとんどであり、返却してもらえる可能性が低いと言える状況である。

その中で、未返却に対する手続きは、返却予定日から早い場合で10日ほど、遅い場合は1か月程度過ぎてから電話で督促している状況であり、督促が遅くなるほど、引越し等で相手先と連絡が取れなくなるリスクが増すことを考えると、返却遅延についてタイムリーな対応が求められる。

なお、兵庫県立図書館利用規則には、図書の返却が遅延した者については3か月貸出しができないという規定があるものの運用されていないのが現状である。

以上のことから、規則に基づいた適正な運用や返却遅延に対するタイムリーな督促、さらには前述の規則の運用による返却期間内の返却促進に努めるべきである。

ホ. 寄贈資料について【意見4-2-5】

図書館では「兵庫県立図書館資料選択基準」において、その選択基準が決められている。

図書館では図書の寄贈も受け入れているが、事前に連絡のない寄贈も多い。

事前に連絡のない寄贈の中には、状態が悪い・既に受入済の図書である等、収集対象としないことから実際には受け入れることのできない図書も多く送られている状態であり、その選別や受け入れることのできない図書の処分等に時間がかかっている。

寄贈の受入は事前連絡によりある程度の内容が確認できたものに限定する等の対応を検討する必要がある。

(3) 美術館王子分館

① 施設の概要



<図表3-4-3-1> 美術館王子分館

(平成30年4月1日時点)

施設名	美術館王子分館
設置目的	美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに芸術の振興を図る。
設置根拠条例	兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例 (昭和45年3月31日 条例第15号)
所在地	神戸市灘区原田通3-8-30
設置年月日	昭和45年3月
敷地面積	6,564.91㎡
延床面積	10,431.24㎡
施設内容	展示室(本館2、東館2、西館2)、会議室5、貸倉庫、アーカイブルーム、収蔵庫(本館1、東館2、西館1)、駐車場(31台)、喫茶室
業務内容	<p>(1)美術品及び美術その他の芸術に関する図書、文献、模写、模造、写真、フィルム、テープ等(以下「美術館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。</p> <p>(2)美術その他の芸術に関する展覧会、講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>(3)美術その他の芸術に関する講座を開設すること。</p> <p>(4)美術その他の芸術の創作、研究等又は美術に関する展覧会の開催その他芸術の振興を目的とする事業のために美術館の施設を県民の利用に供すること。</p> <p>(5)美術品及び美術館資料に関する学術調査及び研究を行うこと。</p> <p>(6)美術品の保存及び修復を行うこと。</p> <p>(7)他の美術館、研究機関等との相互協力を行うこと。</p> <p>(8)美術館王子分館の維持管理を行うこと。</p> <p>(9)前項各号に掲げるもののほか、美術館王子分館の目的を達成するために必要な業務。</p>

利用料金	横尾忠則現代美術館：展覧会ごとに料金が異なる 原田の森ギャラリー (単位：円)				
	区分		10時から12時まで	13時から18時まで	10時から18時まで
	本館1階展示室	土日及び休日	8,100	20,000	28,100
		平日	7,100	17,600	24,700
	本館2階大展示室	土日及び休日	16,800	42,000	58,800
		平日	14,700	36,900	51,600
	東館1階展示室	土日及び休日	3,000	7,500	10,500
		平日	2,700	6,600	9,300
	東館2階展示室	土日及び休日	3,200	7,900	11,100
		平日	2,800	7,000	9,800
	101号室	130㎡	2,100	5,200	7,300
	201号室	120㎡	1,900	4,600	6,500
	301号室	130㎡	2,100	5,200	7,300
	401号室	175㎡	2,800	7,000	9,800
501号室	25㎡	600	1,600	2,200	
収蔵庫	1平方メートルにつき1日 100円				
運営形態	指定管理者制度				
職員配置の状況	総数14人（うち県出向5人、正規5人、その他4人）				
特徴・沿革	昭和45年10月 兵庫県立近代美術館開館 昭和57年 3月 西館竣工 昭和63年 3月 東館竣工 平成7年 4月 震災復旧工事着工（本館改修総工事費12億円） 平成7年 12月 震災復旧工事完了 平成14年 3月 兵庫県立近代美術館閉館 平成14年 4月 兵庫県立美術館「芸術の館」オープン 平成14年10月 貸しギャラリーとして再オープン（本館・別館・東館） 平成15年 4月 西館リニューアルオープン 平成23年 4月 改修工事のため西館閉鎖 平成24年 3月 改修工事完了 平成24年11月 西館を横尾忠則現代美術館として再オープン 平成28年 1月 耐震補強・大規模改修工事のため本館及び別館を閉鎖 平成29年 4月 本館及び別館リニューアルオープン				

② 利用状況

美術館王子分館の利用状況は以下のとおりである。平成28年度は原田の森ギャラリーの耐震補強大規模改修工事に伴う完全閉館の影響もあり、横尾忠則現代美術館への人の流れが縮小したため、大幅に利用者数が減少した。

<図表3-4-3-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	223,310	38,325	216,528

<図表3-4-3-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用者数 (人)
展示室（原田の森）	97	146,477	0	0	93	137,266
会議室等	64	17,697	0	0	61	27,346

(注)稼働率は、1日の利用回数/1日単位の利用可能回数により算出。

③ 行政コストの状況

美術館王子分館の行政コストの状況は以下のとおりである。

<図表3-4-3-4> 美術館王子分館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	17,009	51,614
	分担金・負担金・寄付金	8,123	8,123
	経常収益合計	25,132	59,737
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	95,175	99,032
	退職給与引当金繰入	1,477	3,320
	賞与引当金繰入	166	166
	物件費	47,771	43,973
	維持修繕費	78,120	100,131
	減価償却費	62,208	62,208
	補助費等	23,793	15,472
	公債費（利子のみ）	2,185	2,185
行政コスト合計		310,895	326,487
行政コスト純額		285,763	266,750
利用者数（人）		38,325	216,528
利用者一人当たり県負担額（円／人）		7,456	1,232

④ 指定管理の状況

美術館王子分館の指定管理の状況は以下のとおりである。

<図表3-4-3-5> 美術館王子分館の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県芸術文化協会			
指定の方法	非公募	指定管理期間	平成30年4月～平成33年3月	
非公募の理由	高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設であり、関係団体等との利用調整や密接な連携が必要とされ、さらに、隣接施設との一体的な管理運営や近傍施設との密接連携等により効果的な管理運営が図られるため。			
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	115,505	152,896	118,141
	決算額	115,505	152,896	118,141
	差額	－	－	－
利用料金の合計額		29,942	486	36,688
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	145,447	153,382	154,829
	支出	145,447	153,382	154,829
	収支差額	－	－	－
＜運営評価指標と達成状況 (平成29年度)＞				
指標名	目標		達成状況 (達成率)	
総利用者数	170,000人		216,528人 (127%)	
展示室平均利用率	64%		93%(146%)	
利用者一人当たりの経費	0.5千円		1.2千円 (42%)	
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘4-3-1】

備品出納簿の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが下表のとおり発見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品についての管理簿の整理を求めており、また効果的かつ効率的に備品を管理するためにも台帳の整理番号と備品整理票の整理番号を一致させるべきである。

<図表3-4-3-6> 美術館王子分館の備品出納簿抜粋

備品出納簿 番号				品目		
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名	数量	単価
12	122	103	1	音響機器 (東館地下2階)	1	1,424,640円

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

ロ. 横尾忠則現代美術館の招待券について【意見4-3-2】

横尾忠則現代美術館では、展覧会ごとに招待券を配布している。招待券の管理簿である展覧会観覧券受払簿を閲覧したところ、平成30年度開催の兵庫県政150周年記念事業「横尾忠則 画家の肖像」の招待券について使途不明と記載されているものが21枚あった。調査の結果、21枚中20枚は受払の計算誤りによる誤記載であり実際に使途不明となっているものは1枚のみであったが、1枚については使途が不明なままである。特別展が終わるまでは、当該招待券は、現金等価物であることから、残数管理とその保管方法並びに展覧会終了後の実績の確認について手続を設定し、慎重に管理することが必要である。

ハ. アンケートの回収について【意見4-3-3】

公的施設の管理運営を行っていく上で、当該施設の利用者の生の意見を収集し、検討し、今後の運営に活かすことは重要である。横尾忠則現代美術館では、毎回の展覧会の都度、入場者にアンケートを実施している。

<図表3-4-3-7> アンケートによる評価

アンケート実施期間 平成28年11月1日～平成29年10月31日

展覧会名	期間※	開館日数	入場者数	回答数	回答率
ヨコオ・マニリスムVol.1	H28. 11. 1～H28. 11. 27	24日	2,363人	128	5.4%
ようこそ！横尾温泉郷	H28. 12. 17～H29. 3. 26	74日	10,712人	130	1.2%
ヨコオ・ワールド・ツアー	H29. 4. 15～H29. 8. 20	110日	10,403人	107	1.0%
横尾忠則HANGA JUNGLE	H29. 9. 9～H29. 10. 31	45日	884人	23	2.6%
全体	H28. 11. 1～H29. 10. 31	253日	24,362人	388	1.6%

(出典 横尾忠則現代美術館運営会議資料を一部加工 平成30年1月26日)

※期間は、アンケート実施期間をいう。

アンケートの回答率は、全体平均で1.6%となっている。また、大学生（院生含む）以下の若い入場者からの回答率(年齢別)は10.8%となっているが、実際には若年者の入場者の割合はもっと多いと思われる。回答率が低いと、回答結果が偏ったものになる可能性がある。アンケート用紙は会場の出口付近に置かれており、特に記入を督促することもなく、任意に記入することになっているが、アンケートの回答率を上げるために、回答者への景品を企画したり、受付やアンケート記入場所近辺において記入を呼びかけたり等の工夫をする必要がある。

(4) 美術館

① 施設の概要



<図表3-4-4-1> 美術館の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	美術館
設置目的	震災からの「文化の復興」のシンボルとして、美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに芸術の振興を図る。
設置根拠条例	兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例 (昭和45年3月31日 条例第15号)
所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1
設置年月日	平成14年4月1日
敷地面積	19,000.00㎡
延床面積	27,461.41㎡
施設内容	企画展示室、常設展示室、美術情報センター、ミュージアムホール、ギャラリー、アトリエ、レクチャールーム、収蔵庫
業務内容	(1)美術品及び美術その他の芸術に関する図書、文献、模写、模造、写真、フィルム、テープ等（以下「美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。 (2)美術その他の芸術に関する展覧会、講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。 (3)美術その他の芸術に関する講座を開設すること。 (4)美術その他の芸術の創作、研究等又は美術に関する展覧会の開催その他芸術の振興を目的とする事業のために美術館の施設を県民の利用に供すること。 (5)美術品及び美術館資料に関する学術調査及び研究を行うこと。 (6)美術品の保存及び修復を行うこと。 (7)他の美術館、研究機関等との相互協力を行うこと。 (8)前各号に掲げるほか、美術館の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	常設展 大人500円（400円） 大学生400円（300円） 高校生以下無料 70歳以上250円（200円） ※（）は20名以上の団体 特別展 展覧会ごとに料金が異なる
運営形態	兵庫県直営
職員配置の状況	総数46人（正規33人、その他13人）
特徴・沿革	美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに、芸術文化の振興を図ることを目的として、新美術館は、新しい都市文明の先導都市空間となる

神戸東部新都心に、震災からの「文化の復興」のシンボルと位置付けて、美術を中心とする芸術活動の積極的な展開を通じて、「人間のこころの豊かさ」の回復・復興を図ることを目指すものとして建設された。

平成 6年 6月 基本構想検討委員会を設置
 平成 7年 6月 基本構想の策定
 11月 基本計画検討委員会を設置
 平成 8年10月 基本計画の策定
 平成 9年 3月 設計者を(株)安藤忠雄建築研究所に決定
 平成11年 3月 建築工事着工
 平成13年 9月 建築工事竣工
 10月 建物引渡し、教委管理（3月まで養生期間）
 平成14年 4月 開館
 平成28年 7月 来館者数1千万人達成

② 利用状況

美術館の利用者数は平成25年度及び26年度は70万人程度であったが、平成27年度及び平成28年度に一時的に50万人程度まで低迷した。しかし、平成29年度に実施した「怖い絵」展が歴代3位の観覧者数となり、利用者全体人数を回復・増加させることとなった。

<図表3-4-4-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	563,316	463,397	902,722

<図表3-4-4-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)
貸し施設	70	867	71	867	63	760

(注)稼働率は、年間延利用室数/年間営業日数×室数により算出。

③ 行政コストの状況

美術館の行政コストの状況は以下のとおりである。

<図表3-4-4-4> 美術館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	111,911	202,132
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	111,911	202,132
国庫収入	国庫支出金	12,109	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	12,109	—
行政コスト	人件費	275,162	267,762
	退職給与引当金繰入	△263	127

賞与引当金繰入	△43	1,486
物件費	241,733	303,171
維持修繕費	493,773	487,052
減価償却費	410,903	410,903
公債費（利子のみ）	103,238	103,238
行政コスト合計	1,524,502	1,573,738
行政コスト純額	1,400,482	1,371,606
利用者数（人）	463,397	902,722
利用者一人当たり県負担額（円／人）	3,022	1,519

④ 運営評価指標と達成状況

美術館の運営評価指標とその達成状況は以下のとおりである。

<図表3-4-4-5> 美術館の運営評価指標と達成状況

＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞		
指標名	目標	達成状況（達成率）
入館者数	600,000人	902,722人(151%)
イベント実施回数	100回	168回(168%)
利用者一人当たりの経費	2.0千円	1.2千円(167%)

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 前売券の管理について【意見4-4-1】

特別展については前売券の販売が行われている。前売券については、前売期間が終了した後に販売手数料を差し引いた金額と売れ残りの前売券が販売者から美術館へ収納されることとなっている。美術館ではこの前売券について売れ残りを金庫へ保管しているが、その残数管理及び廃棄手続が定められていなかった。特別展が終了するまでは、当該前売券は、現金等価物であることから、残数管理とその保管方法並びに廃棄の手続（複数人による明示的な確認プロセスを含む）を設定し、運用する必要がある。

ロ. 県有備品及び物品の管理について【指摘4-4-2】

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされているが、美術館では備品は年に1回自己検査を行っているもののその記録がなく、重要物品を含む備品については年に1回の自己検査ではなく常設展の展示替えを行う都度、対象の美術品を確認するという形を取っており年に1回の検査とはなっていない。

ただし、美術館には1万点程度の美術品が収蔵されており全ての収蔵品の自己検査を行うには多大な労力が必要となる。また、美術品を状態良く保存するためには収蔵庫の温度や湿度の管理は重要であり、年に1度自己検査を行うことは収蔵庫の温度や湿度を変化させ美術品の状態を悪化させることにつながりかねないため、現実的ではない。各施設の実情に

応じた、対応を検討すべきである。

ハ. 招待券について【意見4-4-3】

美術館の利用に際して高校生以下は無料となっているものの、一般の人は、常設展については500円、特別展については1,600円程度の観覧料が必要となる。一方で、美術館では無料の招待券を新聞社や協賛企業に配布しており、招待券での入場者のボリュームが大きいため来館者に比して収入が少なくなっている可能性があると考えられる。この招待券について、作品の借用館に配付するもの等の必要なものも含まれるとのことであるが、大半が広告宣伝目的で使用するのであれば、どこに、どのような目的で、何枚配布し、何枚が利用され、どの程度広告宣伝の効果があつたのか等の管理を行う必要がある。

招待券の配布及び実際の利用数、あるいは可能であれば招待券に付随して来訪した有料観覧者数等についての効果分析・管理を行うことで、招待券配布の効果を測定し、今後の招待券の取扱いについて検討する必要がある。

(5) 歴史博物館

① 施設の概要



<図表3-4-5-1> 歴史博物館の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	歴史博物館
設置目的	郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する。
設置根拠条例	兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (昭和57年9月23日 条例第35号)
所在地	姫路市本町68番地
設置年月日	昭和58年4月1日
敷地面積	6,145.00㎡
延床面積	7,585.29㎡
施設内容	ギャラリー、ロビー、シアター、ライブラリー、展示室(6)、ホール、体験ルーム、事務管理室、講堂
業務内容	(1)郷土の歴史及び城郭に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。 (2)博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。 (3)博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を利用させること。 (4)博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。 (5)博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。 (6)他の博物館等との相互協力を行うこと。 (7)前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務
利用料金	1階のみ無料。常設有料ゾーンは、一般200円(150円)、大学生150円(100円)、高校生以下無料。()内は20人以上の団体料金。障がい者及び70歳以上の方は半額。障がい者1人につき、介護者1人無料。 ※特別展・特別企画展の際は、料金に変更。
運営形態	兵庫県直営
職員配置の状況	総数31人(正規19人、その他12人)

特徴・沿革	郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育・学術及び文化の発展に寄与する。	
	昭和56年 6月	建設工事着工
	昭和57年 9月	建設工事完了
	昭和58年 4月	開館
	平成8年 3月	常設展示リニューアルオープン
	12月	重要文化財の公開承認施設
	平成12年12月	重要有形民俗文化財の公開事前届出免除施設
平成19年 4月	リニューアルオープン	
平成27年 4月	ひょうご歴史研究室設置	

② 利用状況

来館者数は概ね年間10万人程度で推移している。平成29年度については特別展の展示内容が大衆に人気のあるものではなかったことから、来館者数は減少した。

<図表3-4-5-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	107,688	113,410	80,409

<図表3-4-5-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用率 (%)	年間延べ利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ利用室数 (室)
講堂	7	42	6	37	5	32

(注)稼働率は、年間延利用室数(1日2コマ)/年間営業日数×貸し室数により算出。

③ 行政コストの状況

歴史博物館の行政コストの状況は以下のとおりである。なお、平成29年度の国庫その他とは電力移出県等交付金の受領による収入である。

<図表3-4-5-4> 歴史博物館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	32,065	19,634
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	32,065	19,634
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫その他	—	65,709
	国庫収入合計	—	65,709
行政コスト	人件費	145,674	146,052
	退職給与引当金繰入	△128	62
	賞与引当金繰入	△148	154
	物件費	68,950	57,444
	維持修繕費	66,862	72,775

	減価償却費	45,299	45,299
	公債費（利子のみ）	—	—
	行政コスト合計	326,509	321,786
行政コスト純額		294,444	236,443
利用者数（人）		113,410	80,409
利用者一人当たり県負担額（円／人）		2,596	2,941

④ 運営評価指標と達成状況

歴史博物館の運営評価指標とその達成状況は以下のとおりである。

<図表3-4-5-5> 歴史博物館の運営評価指標と達成状況

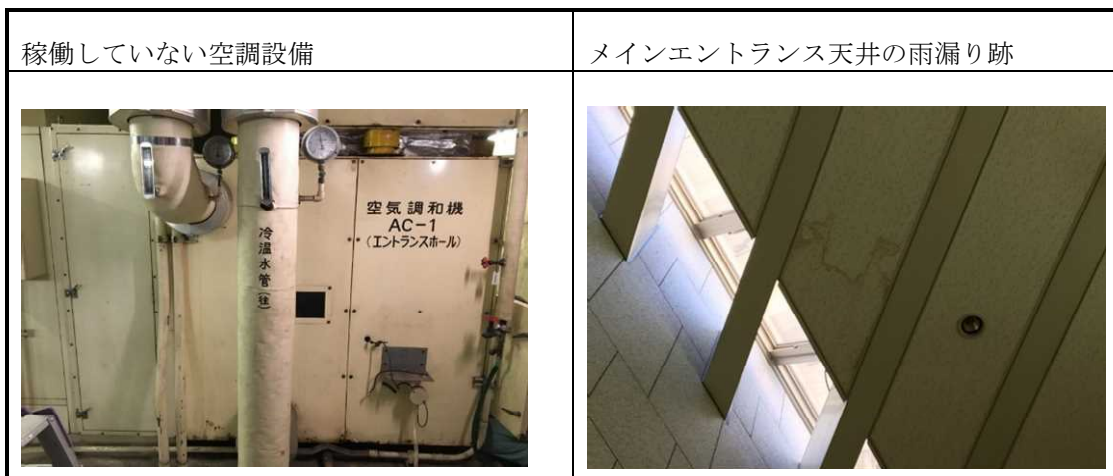
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞		
指標名	目標	達成状況（達成率）
観覧者数	133,000人	80,409人(61%)
ミュージアムパフォーマンス実施回数	50回	59回(118%)
灯油使用料（光熱水費削減）	70,000L	55,000L(127%)

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 歴史博物館の修繕計画について【意見4-5-1】

歴史博物館については、メインエントランスの空調設備が老朽化により使用不可能となっているほか雨漏り等も生じている。館蔵品を雨漏りから守り、開館に支障を来さぬよう計画的に修繕を行う必要がある。

(視察時の状況)



ロ. 県有備品及び物品の管理について【指摘4-5-2】

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされている。兵庫県では10万円以上の物品が備品として管理対象となっており、歴史博物館においてはシステムの備品台帳により管理が行われているが、物品棚卸は実施されておらず、規定どおりの運用が行われていなかった。

2百万円以上の重要物品についても、年1回兵庫県の監査時に任意でのサンプル抽出により複数人で現物の確認が行われているが、それ以外は担当学芸員の管理下にあり担当者以外の現物確認は行われていない状況である。

さらに、歴史博物館では外部からの寄贈資料を多数受け入れているが、学芸員不足等により整理が進まず、多くの収蔵品について台帳への記載が未了であり、展示や文献としての利用に資することが困難な状態となっている。歴史資料を整理・分類し、展示や文献としての利用を行える状態とすることで郷土の歴史に関する文化的価値が生じ、郷土の歴史に対する県民の理解を深めることができることから、早急に対応する必要がある。

ただし、博物館には26万点以上の収蔵品が収蔵されており、寄贈資料の整理を進めながら、全ての収蔵品の自己検査を行うには多大な労力が必要となる。また、収蔵品を状態良く保存するためには収蔵庫の温湿度の管理が重要であり、自己検査を行うことは収蔵庫の温度や湿度を変化させ美術品の状態を悪化させることにつながりかねないため、年に1度全ての収蔵品の検査を行うことは現実的ではないことから、各施設の実情に応じた、対応を検討すべきである。また、重要物品については年に1度複数人での現物確認を、それ以外の備品についても年に1度サンプル抽出による現物確認を行うことを周知徹底する等による資産の流用リスクに対する内部体制を構築すべきである。

ハ. 現状改善の対策について【意見4-5-3】

歴史博物館では運営評価指標の一つとして年間133千人の観覧者数を目標としているが、平成29年度の観覧者数は80千人と達成率が60%程度となっている。また、平成29年度の講堂利用状況についても、稼働率は5%と低い水準にある。

来館者数は歴史博物館で年数回行われる特別展や特別企画展の内容によって大きく増減するとのことであるが、PR活動を強化することで、来館者数の増加及び講堂の利用促進を図るとともに、他の有効利用方法の検討が必要である。



ニ. 使用見込みのない備品について【意見4-5-4】

歴史博物館で保管されている陶芸用電気炉とマイクロカメラについては現在使用されていない。陶芸用電気炉については廃棄するのに多額の費用が必要となるとのことであるが、施設の有効活用のためにも、使用見込みのない備品については、適時に廃棄処理を行うことが必要である。

<図表3-4-5-6> 歴史博物館の備品出納簿抜粋

備品出納簿 番号				品目		
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名・メーカー・規格	数量	単価
11	105	109	0000009-00	マイクロカメラ装置一式	1	851,500円
16	163	105	0000003-00	電気かまど・陶芸用電気炉	1	620,000円

(視察時の使用見込みのない備品の状況)

電気かまど・陶芸用電気炉	マイクロカメラ装置一式
	

(6) 人と自然の博物館

① 施設の概要



<図表3-4-6-1> 人と自然の博物館の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	人と自然の博物館（兵庫県立大学自然・環境科学研究所）
設置目的	自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する。
設置根拠条例	兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例（平成4年3月27日条例第25号）
所在地	兵庫県三田市弥生が丘6丁目
設置年月日	平成4年10月10日
敷地面積	40,258.12㎡
延床面積	18,951.39㎡
施設内容	本館、エントランスホール、研究収蔵庫棟、ジーンファーム管理棟、ひとはく恐竜ラボ
業務内容	(1)自然、生命及び環境に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。 (2)博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。 (3)博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を利用させること。 (4)博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。 (5)自然、生命及び環境に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。 (6)貴重な野生植物の種の保存を行うこと。 (7)自然、生命及び環境に関する情報提供を行うこと。 (8)他の博物館、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。 (9)前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	大人 個人200円 団体150円、大学生 個人150円 団体100円 70歳以上 個人100円 団体50円
運営形態	兵庫県直営
職員配置の状況	総数82人（正規43人、その他39人）
特徴・沿革	自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する。 平成 3年12月 研究・収蔵棟完成

平成 4年 3月 本館（ホロンピア館）工事完了
 平成 4年10月 開館
 平成16年 4月 兵庫県立大学の統合に伴い、研究所を兵庫県立大学自然・環境学科研究所に改称
 平成20年 4月 ひとつはく恐竜ラボ開館

② 利用状況

人と自然の博物館では、利用者が毎年80万人前後となっている。利用者数にはひとつはくキャラバン等アウトリーチ活動での利用者も含まれている。

<図表3-4-6-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	841,242	760,004	976,219

<図表3-4-6-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)
ホロンピアホール	6	18	7	19	11	31

(注)稼働率は、年間延利用室数／年間営業日数×室数により算出

③ 行政コストの状況

人と自然の博物館の行政コストの状況は以下のとおりである。

<図表3-4-6-4> 人と自然の博物館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	44,317	42,712
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	44,317	42,712
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	161,860	162,280
	退職給与引当金繰入	△170	82
	賞与引当金繰入	△935	1,134
	物件費	129,344	146,959
	維持修繕費	173,516	170,757
	減価償却費	120,546	120,546
	公債費（利子のみ）	2,982	2,982
	行政コスト合計	587,143	604,739
行政コスト純額		542,826	562,027
利用者数（人）		760,004	976,219
利用者一人当たり県負担額（円／人）		714	576

④ 運営評価指標と達成状況

人と自然の博物館の運営評価指標とその達成状況は以下のとおりである。

<図表3-4-6-5> 人と自然の博物館の運営評価指標と達成状況

＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞		
指標名	目標	達成状況（達成率）
総利用者数（ビジター数）	500,000人	976,219人(195%)
オープンセミナー・イベントの回数	1,100回	889回(81%)
利用者一人当たりの経費	16千円	5千円(320%)

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 稼働率の算出方法について【意見4-6-1】

ホロンピアホールについては午前みの貸出し、午後みの貸出し、1日を通じた貸出しの3パターンあるが、以下の算定式により稼働率を計算しており、午前もしくは午後のみ貸し出されていればその日の稼働率が100%となっている。

（算式）年間延べ利用室数 / （年間営業日数 × 貸し室数） = 稼働率

施設の経営改善を図るためには、より実態を表す1日の使用可能延べ室数のうち何室利用されているかといった観点から稼働率を算出することが必要である。

ロ. ホロンピアホールの稼働率について【意見4-6-2】

ホロンピアホールは、昭和63年に開催された21世紀公園都市博覧会「ホロンピア'88」のテーマ館「ホロンピア館」として建設・使用されたホールで、人と自然の博物館がこれを引き継いだものである。現在は、主に音楽やダンスの発表会等に利用されているが、その利用件数は、以下のとおりであり稼働率が低い水準にある。

施設全体のPR活動を強化する一方で、ホールを有効利用する方法がないか検討を行う必要がある。

<図表3-4-6-6> ホロンピアホールの利用率推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用率 (%)	年間延べ利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ利用室数 (室)
ホロンピアホール	6	18	7	19	11	31

ハ. 県有備品及び物品の管理について【指摘4-6-3】

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされているが、人と自然の博物館では毎期数点サンプル抽出により自己

検査を行っており、全ての備品について年に1回の自己検査ができていなかった。人と自然の博物館では備品点数も多いため、年に1度全ての備品について自己検査を行うことは実務的には困難と考えられるため、各施設の実情に応じた対応を検討すべきである。

また、備品の出納簿から数点サンプルを抽出し、現物確認を実施した。その結果、備品出納簿には計上されているものの現物がないもの、備品出納簿には計上されているものの担当者1名以外保管場所がわからず往査当日に現物が見つからなかったもの、備品出納簿と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているもの、備品出納簿に記載されている内容と備品現物の内容が異なっているものが発見された。

<図表3-4-6-7> 人と自然の博物館の備品出納簿抜粋

備品出納簿 番号			品目				
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名・メーカー・規格	数量	単価	備考
11	105	103	0000001-00	和文タイプライター	1	1,173,170円	※1
11	105	109	0000043-00	全自動写真撮影装置	1	1,421,400円	※2
22	228	900	0000453-00	断層露頭はぎ取り断面模型	1	1,472,900円	※2
11	105	112	0000011-00	記録映画	1	978,500円	※3
22	228	900	0000073-00	その他の物財類・照葉樹、 表日本要素樹幹 (14点)	1	1,654,180円	※4

※1 現物がなかったもの

※2 備品出納簿と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっていたもの

※3 現物が見つからなかったもの

※4 備品出納簿の記載内容と現物が異なっていたもの

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の整理番号と備品整理票の整理番号及び内容を一致させ、担当者以外でも備品の所蔵場所等が把握できるような体制を構築し、備品出納簿に記載されているものの現物がないものについては備品出納簿上で廃棄処理を行う等、整理を行うべきである。

二. 収蔵品の保管場所について【意見4-6-4】

人と自然の博物館では160万点以上の収蔵品を有しており、収蔵品の保管スペースの不足から収蔵庫に保管しきれない収蔵品については博物館の廊下に保管されている状況である。しかし、廊下は正規の収蔵場所ではないため温度や湿度の管理が困難であり、収蔵品の劣化が早まることが想定される。

収蔵場所の増設も考えられるが、収蔵箇所を増やすに従い、警備料や維持管理費等の管理コストが増加することが見込まれる。そのため、収蔵品の重要性に照らして整理を進める必要がある。

(視察時の収蔵品の状況)



ホ. 共催ビジネスについて【意見4-6-5】

人と自然の博物館では団体との共催ビジネスを行っているが、共催ビジネスを開催するにあたって、事前に伺い書により承認が行われているものと行われていないものが存在した。現状では、どのような場合に事前の承認が必要となるかが明確に定められておらず、各職員の判断に任せられているが、事前の承認を行うべき事業を明確にする必要がある。

へ. 公印使用承認欄について【指摘4-6-6】

兵庫県では公印規程第8条2項により「公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済みの当該起案文書を添えて、公印の保管者に提示し、審査を受けなければならない」こととされており、公印使用時に日付の入った押印を行うこととなっているが、人と自然の博物館では決裁書・報告書の公印使用承認欄への押印が行われていない例が散見された。規程に基づく公印使用承認が必要である。

ト. 忘れ物の管理について【意見4-6-7】

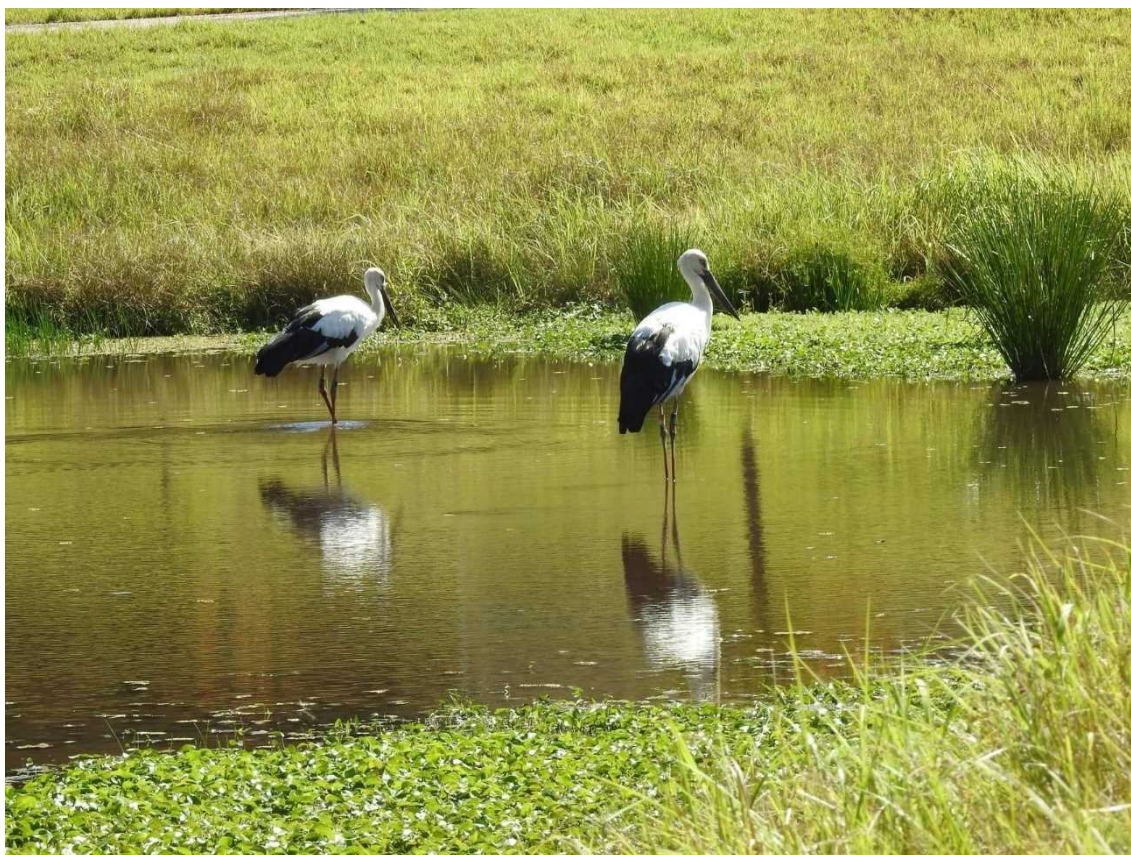
人と自然の博物館では来館者の忘れ物について、警察への引き渡しを行わず館内での保管を行っているが、館内で保管を行うことにより保管場所が必要となるほか、保管責任も生じることとなる。他の施設と同様に館内で1か月程度保管した後は、警察へ引き渡す等の処置を検討する必要がある。

チ. ひとはくキャラバンについて【意見4-6-8】

人と自然の博物館ではアウトリーチ活動として移動博物館車「ゆめはく」を利用した移動博物館「ひとはくキャラバン」を実施している。ひとはくキャラバンについては、要請があった地域や団体を中心に回っており、兵庫県内だけでなく県外にも依頼に応える形で訪問を行っている。これは、来館者増加のためにも有意義な取組であることから、この取組を継続し、中長期的な視点から県民全体が便益を享受できるような巡回計画を定め、行動計画に対する成果を測定することによりアウトリーチ活動の成果を可視化できる仕組みを検討することが必要である。

(7) コウノトリの郷公園

① 施設の概要



<図表3-4-7-1> コウノトリの郷公園の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	コウノトリの郷公園（兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科）
設置目的	特別天然記念物であるコウノトリを保護し、その種の保存を図るとともに、豊かな自然の中で、コウノトリその他の野生生物と共存できる、人と自然との調和した環境の創造について県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する。
設置根拠条例	兵庫県立コウノトリの郷公園の設置及び管理に関する条例 (平成11年3月18日 条例第31号)
所在地	豊岡市祥雲寺二ヶ谷128
設置年月日	平成11年4月1日
敷地面積	1,090,047.25㎡
延床面積	2041.41㎡
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コウノトリの郷公園 管理・研究棟、検疫棟、飼育管理棟、繁殖ケージ（10基）、馴化ケージ（2基）、個体ケージ（3基）、入院ケージ（1基）、オープンケージ（1基）、公開ケージ（2基）、自然観察路、観察サイト、屋外便所 ・附属飼育施設コウノトリ保護増殖センター 管理棟、育雛棟、飼育・繁殖ケージ（11基）、屋外便所
業務内容	<p>(1)コウノトリの種の保存を行うこと。</p> <p>(2)コウノトリ及び人と自然との調和した環境に関する専門的、科学的な調査研究を行うこと。</p>

	<p>(3) コウノトリを飼育し、及び展示すること。 (4) コウノトリ及び人と自然との調和した環境に関する学習等のために施設を県民の利用に供すること。 (5) コウノトリ及び人と自然との調和した環境に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。 (6) コウノトリ及び人と自然との調和した環境に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。 (7) 野生生物に関する地域の普及及び観察の指導を行うこと。 (8) 他のコウノトリの飼育施設、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。 (9) 前各号に掲げるほか、公園の目的を達成するために必要な業務。</p>
利用料金	なし
運営形態	兵庫県直営
職員配置の状況	総数42人（正規23人、その他19人）
特徴・沿革	<p>特別天然記念物であるコウノトリを保護し、その種の保存を図るとともに、豊かな自然の中で、コウノトリその他の野生生物と共存できる、人と自然との調和した環境の創造について県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する。</p> <p>昭和37年 文化庁より兵庫県がコウノトリの管理団体の指定を受ける 昭和38年 日本で最後の生息地となった豊岡市周辺でわずか14羽となったコウノトリを人工飼育により増殖を図ることを決定 昭和40年 コウノトリ人工飼育開始 飼育場（保護センター）開設 コウノトリを兵庫県鳥に指定 昭和60年 旧ソ連ハバロフスク地方からコウノトリ6羽受贈 昭和61年 但馬で捕獲された最後のコウノトリの死亡 平成元年 人工飼育で初めてのヒナ誕生（3羽） 平成 2年 人工育雛に成功 平成 4年 コウノトリ将来構想調査委員会を設置 平成10年～11年 飼育管理施設、繁殖・馴化ケージ、研究・治療施設、検疫施設等完成 平成11年 開園（全面供用開始） 平成22年 ジオ環境研究部開設（4月1日） 平成26年 田園生態研究部及びジオ環境研究部を、エコ研究部、ジオ研究部、ソシオ研究部に改組（4月1日） 郷公園内に兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科開設（4月1日）</p>

② 利用状況

コウノトリの郷公園については平成27年度まで30万人前後で推移していたものの、平成28年度より利用者数が落ち込み23万人程度となっている。

< 図表3-4-7-2 > 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	285, 449	230, 734	233, 021

③ 行政コストの状況

コウノトリの郷公園の行政コストの状況は以下のとおりである。

<図表3-4-7-3> コウノトリの郷公園の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	1,478	759
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	1,478	759
国庫収入	国庫支出金	34,200	21,000
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	34,200	21,000
行政コスト	人件費	48,558	48,684
	退職給与引当金繰入	△51	25
	賞与引当金繰入	1,284	163
	物件費	101,232	73,178
	維持修繕費	10,048	9,751
	減価償却費	31,739	31,739
	公債費 (利子のみ)	40,155	40,155
	行政コスト合計	232,965	203,695
行政コスト純額		197,287	181,936
利用者数 (人)		230,734	233,021
利用者一人当たり県負担額 (円/人)		855	781

④ 運営評価指標と達成状況

コウノトリの郷公園の運営評価指標とその達成状況は以下のとおりである。

<図表3-4-7-4> コウノトリの郷公園の運営評価指標と達成状況

<運営評価指標と達成状況 (平成29年度)>		
指標名	目標	達成状況 (達成率)
総利用者数	275,000人	233,021人 (85%)
講座実施回数	13回	33回 (254%)
利用者一人当たりの経費	0.84千円	0.56千円 (150%)

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 施設の目的について【意見4-7-1】

コウノトリの郷公園の設置目的は「特別天然記念物であるコウノトリを保護し、その種の保存を図るとともに、豊かな自然の中で、コウノトリその他の野生生物と共存できる、人と自然との調和した環境の創造について県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与する」ことであるが、その主目的をコウノトリの保護・研究とするのか、もしくは、県民の理解及び地域の発展に役立てることとするのかが明確に外部に説明できる状況になっていない。

保護・研究を主目的とする場合には、コウノトリが感染症等に罹患したり、危害を加えられたりするリスクを低減させるといった観点から、来場者を過度に募ることは望ましくないこととなる。一方、県民の理解及び地域の発展、さらには豊岡市等の近隣地方公共団体は観光資源としてのコウノトリに価値を見出していると考えられ、それらの視点からは、

コウノトリを過度に保護するのではなく可能な限り来場者の目に触れる場所に展示する方が望ましいと考えられる。

今後は、今までの成果を踏まえ、兵庫県としてどのような状態を目指し事業を展開していくのかを協議・検討し、県民へ明確に説明できる状況にすべきである。

ロ. 県有備品及び物品の管理について【指摘4-7-2】

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされているが、コウノトリの郷公園では異動のあった備品について自己検査を行っているが、全ての備品について年に1回の自己検査ができていなかった。備品の適切な現物管理のため、対象備品については、備品整理票を添付し、県有備品一覧表にも同様の管理番号を追記し、定期的に棚卸しを行う必要がある。

また、備品出納簿の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが散見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できているとのことであるが、効果的かつ効率的に備品を管理するために台帳の整理番号と備品整理票の整理番号を一致させるべきである。

<図表3-4-7-5> コウノトリの郷公園の備品出納簿抜粋



備品出納簿 番号			品目	取得		
大分類	中分類	小分類	品目整理	品名・メーカー・規格	数量	単価
11	105	109	0000001-00	映像無線送受信撮影システム	1	6,054,825円
11	106	102	0000003-00	3Dプリンター	1	168,000円

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

ハ. 使用見込みのない備品について【意見4-7-3】

施設内を視察した結果、旧型のテレビやモニター等現在は使われていない備品が散見された。一部については平成30年度中に廃棄予定とのことであるが、現時点では廃棄が未定のものも存在した。施設の有効活用のためにも、使用見込みのない備品については、速やかに廃棄処理を行う必要がある。

(視察時に確認した使用見込みのない備品の状況)

使用見込みのないテレビ	使用見込みのないモニター
	

(8) 考古博物館

① 施設の概要



<図表3-4-8-1> 考古博物館の概要 (平成30年4月1日時点)

施設名	考古博物館
設置目的	古代文化に関する県民の教養を高めるとともに、遺跡及び考古資料の活用を通じた県民の交流の場を提供することにより、教育、学術及び文化の発展に寄与する。
設置根拠条例	兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（平成19年3月16日 条例第24号）
所在地	加古郡播磨町大中1-1-1
設置年月日	平成19年4月1日
敷地面積	5,544.33㎡
延床面積	8,690.36㎡
施設内容	エントランス、体験展示室「発掘ひろば」、テーマ展示室、特別展示室、特別収蔵庫、一時保管庫、一般収蔵庫、研究室、調査室、遺物整理室、保存処理室、写真撮影室、書庫、講堂、体験学習室（3室）、考古学情報プラザ、事務管理室
業務内容	(1) 古代文化に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。 (2) 古代文化に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

	(3)博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を県民の利用に供すること。 (4)博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。 (5)古代文化に関する学術調査及び研究を行うこと。 (6)他の博物館、研究機関、遺跡及び考古資料を保存し、管理する団体等と相互に協力及び連携を行うこと。 (7)前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務
利用料金	(考古博物館) 個人 一般200円、大学生150円 団体 一般150円、大学生100円 ※障がい者については上記金額の1/2。また、特別展の際には、別途決定した金額が適用される。 (考古博物館加西分館) 一般100円 ※別途フラワーセンター入園料(一般500円)が必要となる。
運営形態	兵庫県直営
職員配置の状況	総数43人(正規32人、その他11人)
特徴・沿革	古代文化に関する県民の教養を高めるとともに、遺跡及び考古資料の活用を通じた県民の交流の場を提供することにより、教育、学術及び文化の発展に寄与する。 平成19年10月 考古博物館開館 平成24年 4月 埋蔵文化財調査部門をまちづくり技術センターに移管 平成29年 4月 考古博物館加西分館「古代鏡展示館」が開館

② 利用状況

考古博物館及び考古博物館加西分館合計の利用者数には考古博物館が主体となって実施したアウトリーチ活動への参加者を含んでいる。平成25年度には利用者数が15万人を超えていたものの、近年は減少傾向にある。

<図表3-4-8-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	133,630	138,505	144,392

<図表3-4-8-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)	利用率 (%)	年間延べ 利用室数 (室)
講堂	39	238	42	257	31	190

(注)稼働率は、年間延利用室数/年間営業日数×室数により算出。

③ 行政コストの状況

考古博物館の行政コストの状況は以下のとおりである。

<図表3-4-8-4> 考古博物館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	24,378	23,875
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	24,378	23,875
国庫収入	国庫支出金	2,000	2,000
	資産充当国庫支出金減価償却額	4,626	4,626
	国庫収入合計	6,626	6,626
行政コスト	人件費	234,697	235,306
	退職給与引当金繰入	△179	86
	賞与引当金繰入	11	△686
	物件費	54,302	56,901
	維持修繕費	105,444	107,579
	減価償却費	81,530	81,530
	公債費（利子のみ）	67,097	13,876
行政コスト合計	542,902	494,593	
行政コスト純額	511,898	464,092	
利用者数（人）	138,505	144,392	
利用者一人当たり県負担額（円／人）	3,696	3,214	

④ 運営評価指標と達成状況

考古博物館の運営評価指標とその達成状況は以下のとおりである。

<図表3-4-8-5> 考古博物館の運営評価指標と達成状況

<運営評価指標と達成状況（平成29年度）>		
指標名	目標	達成状況（達成率）
年間総利用者数	143,000人	144,392人(100%)
学習プログラム参加者数	20,000人	20,992人(105%)
利用者1人当たりの経費	8,300円	2,700円(307%)

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘4-8-1】

兵庫県の財務規則第190条では「部局長又はかい（出先機関）長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない」と自己検査について規定している。これを受けて「財務規則の運用について」の第13では、備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされている。兵庫県では10万円以上の物品が備品として管理対象となっており、考古博物館においては、物品棚卸は実施されていなかった。

ただし、博物館には相当数の収蔵品が収蔵されており全ての収蔵品の自己検査を行うには多大な労力が必要となる。また、収蔵品を状態良く保存するためには収蔵庫の温湿度の管理が重要であり、自己検査を行うことは収蔵庫の温度や湿度を変化させ考古資料の状態を悪化させることにつながりかねないため、年に1度全ての収蔵品の検査を行うことは現実的ではない。博物館でも運用が可能な財務規則の制定もしくは例外を設定すべきである。また、重要物品については年に1度複数人での現物確認を、それ以外の備品についても年に

1度サンプル抽出による現物確認を行うことを周知徹底する等による資産の流用リスクに対する内部牽制を構築すべきである。

ロ. 収蔵品の保管場所について【意見4-8-2】

考古博物館は平成19年4月に開館し、現在開館10年を過ぎたところであるが、収蔵品の保管場所不足が課題となっている。兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例第3条では、博物館は、その目的を達成するため、古代文化に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルムテープ等の資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供することとの定めがある。これに則り、資料を収集することにより、収蔵品が増加している傾向にある。

保管場所不足への対応として、考古博物館に保管するほか、明石市魚住に一家所収蔵庫棟を保有しており保管している。また、それでも足りない場合については廃校となった旧兵庫県立新宮高校を利用して保管している。

収蔵箇所を増やすに従い、警備料や維持管理費等の管理コストが増加することが見込まれるほか、廃校等に保管した場合は、盗難等のリスクも考えられる。そのため、収蔵品の重要性に照らして整理を進める必要がある。

ハ. 委託業務の日報について【意見4-8-3】

考古博物館加西分館では清掃業務について外部委託を行っている。委託業者は入札により決定しており、入札時の仕様書に従い清掃業務を委託している。日々日報を受け取り委託業者の実施業務を確認しているが、年に2度定期清掃が行われることと仕様書で決められている清掃に関しては、日報やその他報告書で清掃が行われた旨の報告がなかった。

実際は年に2度休館日に清掃が行われていることを職員が目視で確認しているとのことであるが、仕様書に従い業務が行われていることを日報等の報告書をもって事後的にも確認できるようにすべきである。日報等の報告書の形式を工夫する等して、委託業務が確実に行われていることを確認できる体制の構築が必要である。

ニ. 考古博物館の地域性について【意見4-8-4】

考古博物館では出前授業や出前展示を行っているが、平成28年度に実際に利用した学校は以下のとおりであり利用されている地域に偏りが生じている。

<図表3-4-8-6> 平成28年度出前授業一覧

学校名	内容	実施日	対象	参加数
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ勾玉づくり	5月23日	4～6年生	13人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ染色体験	6月27日	4～6年生	13人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ銅鏡をつくろう	9月12日	4～6年生	13人
加西市立富田小学校	校区内の遺跡について（大崎遺跡・鳥居元遺跡）	9月28日	6年生	29人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ銅鏡をつくろう	10月7日	4～6年生	13人

播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ土器づくり	10月24日	4～6年生	13人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ土器づくり	10月31日	4～6年生	13人
播磨町立播磨小学校	古代体験クラブ土器炊飯	11月28日	4～6年生	13人
たつの市立小宅小学校	校区内の遺跡について（堂本上長 堀遺跡・宮脇遺跡他）	12月2日	3～6年生	350人
朝来市立梁瀬小学校	校区内の遺跡について（栗鹿遺跡 他）	3月6日	6年生	46人

<図表3-4-8-7> 平成28年度出前展示一覧

学校名	展示品	実施日	対象	参加数
加西市立富田小学校	大崎遺跡・鳥居元遺跡 出土遺物	9月14日～10月14日	児童・教諭	180人
たつの市立小宅小学校	堂本上長堀遺跡・宮脇 遺跡他出土遺物	11月16日～12月16日	児童・教諭	954人
朝来市立梁瀬小学校	栗鹿遺跡他出土遺物9 月	2月16日～3月17日	児童・教諭	277人

地元を中心に啓蒙活動を実施することにより、利用者の増加を図れるという考え方もあるが、考古博物館は県立施設であるため、県民全体に広く利用されるべきであり、県民全体に向けて広くPR活動を行うことが必要である。

ホ. 古代鏡展示館の運用について【指摘4-8-5】

平成26年に古代中国鏡を中心としたコレクションの一部の寄贈を受け、この古代中国鏡を県民がいつでも観覧できるように平成29年に新たに兵庫県立フラワーセンター内に加西分館を設立している。

加西分館の観覧者データは以下のとおりである。

<図表3-4-8-8> 加西分館観覧者一覧

	観覧料（円）	有料（人）	無料（人）	観覧者計（人）
H29年度4月	568,600	5,686	835	6,521
5月	347,500	3,475	591	4,066
6月	130,700	1,307	245	1,552
7月	61,700	617	161	778
8月	58,000	580	199	779
9月	79,100	791	269	1,060
10月	78,600	786	461	1,247
11月	98,100	981	180	1,161
12月	20,000	200	41	241

1月	28,000	280	158	438
2月	39,800	398	100	498
3月	102,300	1,023	535	1,558
H29年度合計	1,612,400	16,124	3,775	19,899
H30年度4月	269,400	2,694	543	3,237
5月	141,200	1,412	281	1,693
6月	66,400	664	184	848
7月	14,400	144	464	608
8月	27,600	276	105	381
9月	55,500	555	204	759

平成29年度の有料観覧者数は16,124人であり、本施設を開館時に見込んでいた有料観覧者数55,000人と大きく乖離している。加えて平成30年度の9月までの有料観覧者数は、5,745人であり、平成29年度の9月までの有料観覧者数12,456人と比較しても著しく低い水準となっている。

このように開館時に見込んでいた観覧者数と著しく乖離していることから施設の運用について議論する必要があるが、現状では加西分館個別での費用の集計を行っていないので、早急に費用の集計及び損益の管理ができる体制を構築すべきである。現在、加西分館には5名の職員がおり、別途委託業者が警備員1名、受付1名を配置しているが、観覧者数に応じて効率的な運営を行えるよう人員を配置することを検討すべきである。

また、本コレクションは歴史的、美術的に高い価値を有しており、世界的にも大変貴重なものである。他の施設での展示会を開催する等の工夫を行うことにより、多くの人に鑑賞され、その魅力が共有される可能性があるため、県立施設の有効活用という観点から、広報活動を行う一方で、本コレクションの活用方法について検討すべきである。

5. スポーツ施設（7施設）に関する監査の結果及び意見

(1) 文化体育館

① 施設の概要



<図表3-5-1-1> 文化体育館の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	文化体育館
設置目的	勤労者をはじめ広く県民の文化の高揚及び体育・スポーツの振興を図り、その福祉を増進する。
設置根拠条例	兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
所在地	神戸市長田区蓮池町1-1
設置年月日	昭和60年6月1日
敷地面積	10,163.55㎡
延床面積	15,876.49㎡
施設内容	ホール、柔道場、剣道場、研修室、会議室、トレーニング室、多目的室、プール
業務内容	(1) 文化活動及び体育・スポーツの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。 (2) 文化及び体育・スポーツに関する講座を開設すること。 (3) 文化及び体育・スポーツに関する講習会、研修会、展示会等を開催し、及びこれらのために施設を県民の利用に供すること。 (4) 体育・スポーツに関する相談に応ずること。 (5) 文化及び体育・スポーツに関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。 (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務。

利用料金	利用料金は以下のとおりである。		
	1. プール・トレーニング等「個人」で利用（時間指定あり）		
		1人1回	定期券
	プール	500円	9,000円
	トレーニング（中学生以上）	650円	11,700円
	プール・トレーニング共通	950円	17,100円
	ランニングコース・剣道・武道・卓球	300円	—
	※時間指定あり。高校生以下半額。		
	2. 多目的ホール専用利用（9時～17時全面利用時）		
		土・日及び休日	平日
	入場料等を徴収しない場合	53,400円	42,800円
	入場料等を徴収する場合	96,000円	76,800円
	3. その他施設利用（9時～17時全面利用時）		
		土・日及び休日	平日
	体育室	17,100円	13,700円
柔道場・剣道場	7,200円	5,800円	
多目的室	9,000円	7,200円	
小ホール	11,500円	9,200円	
特別会議室		4,600円	
会議室A		6,500円	
会議室B		3,600円	
和室会議室		3,200円	
4. 駐車場（1日1回24時間利用。収容台数49台）			
普通車		500円	
中型		800円	
運営形態	指定管理者制度		
職員配置の状況	総数24人（正規9人、その他15人）		
特徴・沿革	<p>勤労者をはじめ広く県民の文化の高揚及び体育・スポーツの振興を図り、その福祉を増進する施設、誰もがいつでも快適に利用できる公平で平等な施設運営を行っており、障害者の方や高齢者等の利用にも十分に配慮し、あらゆる人が使いやすい施設である。</p> <p>昭和47年5月 兵庫県スポーツ会館の開館。 平成23年4月 ミズノグループが指定管理者の指定を受ける。 平成29年 ネーミングライツにより神戸常盤アリーナとなる。</p>		

② 利用状況

直近の5年間に於いて一定の利用者数で推移している。スポーツ施設においては毎年増加傾向にある。

<図表3-5-1-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	720,954	780,271	788,235

<図表3-5-1-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
スポーツ施設	87	243,06	90	265,080	88	284,103
研修施設	43	69,766	44	71,815	43	66,185

(注)稼働率は、利用コマ数合計/各営業日数により算出。

③ 行政コストの状況

文化体育館の行政コストの状況は以下のとおりである。

<図表3-5-1-4> 文化体育館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	287,939	388,614
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	287,939	388,614
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	87,678	84,730
	退職給与引当金繰入	—	—
	賞与引当金繰入	—	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	200,261	303,884
	減価償却費	60,560	60,560
	公債費(利子のみ)	—	—
行政コスト合計	348,499	449,174	
行政コスト純額	60,560	60,560	
利用者数(人)	780,271	788,235	
利用者一人当たり県負担額(円/人)	78	77	

④ 指定管理の状況

文化体育館の指定管理者の状況は以下のとおりである。

<図表3-5-1-5> 文化体育館の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	ミズノグループ			
指定の方法	公募	公募応募数	2	
直近公募年度	27年度	指定管理期間	平成28年4月～ 平成33年3月	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況>				
(単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	132,136	132,270	230,671
	決算額	132,136	132,270	230,671
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		141,913	139,141	144,421
利用料金の帰属先		兵庫県	兵庫県	兵庫県
指定管理業務の	収入	286,573	287,939	388,614

収支	支出	286,573	287,939	388,614
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	592,000人	788,235人(133%)		
利用料金収入	121,930千円	144,421千円(118%)		
利用者一人当たりの経費	0.498千円	0.493千円(101%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	S	S	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘5-1-1】

県有備品に貼付すべき備品整理票が一部の備品について貼付されていなかった。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できていると考えられるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品について、善良なる管理者の注意をもって管理することを求められていることから、備品整理票による整理が必要である。

また、「跳馬」については、備品整理票が貼付されておらず、県有備品一覧表にも記載がなかった。

さらには、県有備品について、証跡を残す形での棚卸しを実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

(2) 武道館

① 施設の概要



<図表3-5-2-1> 武道館の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	武道館
設置目的	武道の振興を通じ、青少年をはじめ広く県民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置根拠条例	兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
所在地	姫路市西延末504
設置年月日	平成14年4月1日
敷地面積	21,723.73㎡
延床面積	14,033.52㎡
施設内容	第一道場、第二道場、会議室、研修室、和室、トレーニングルーム
業務内容	(1) 武道の練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。 (2) 武道に関する講座を開設すること。 (3) 武道に関する講習会、研修会等を開催し、及びこれらのために施設を県民の利用に供すること。 (4) 武道に関する相談に応じ、及び必要な指導を行うこと。 (5) 武道に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 (6) 前各号に掲げるもののほか、武道館の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立体育施設管理規則に従う。

	1. 専用利用			
		9～12時	13～17時	18～21時
	第1道場	13,100円	17,500円	19,500円
	第2道場（全面利用）	9,900円	13,200円	14,800円
	会議室	2,100円	2,700円	3,100円
	研修室（全面利用）	4,200円	5,600円	6,300円
	和室（全面利用）	1,700円	2,300円	2,600円
	2. 個人利用			
		利用料（1人1回につき）		
	一般	300円		
	高校生以下	150円		
	3. トレーニングルーム			
		1人1回	回数券 （11枚）	定期券 （3か月）
	一般	450円	4,500円	8,100円
	高校生以下	200円	2,000円	3,600円
運営形態	指定管理者制度			
職員配置の状況	総数13人（正規2人、その他11人）			
特徴・沿革	<p>(1) 武道の中核施設として、武道愛好者がいつでも利用できる施設とする。</p> <p>(2) 優れた武道の指導者を配置し、いつでも、高度で専門的な指導が受けられる施設とする。</p> <p>(3) 見る人の立場を十分に配慮した施設とすること。</p> <p>(4) 武道を通して、県内外の交流を深めるとともに国際親善の場としても活用できる施設とすること。</p> <p>(5) 人と人との出会いを大切にした施設とすること。</p> <p>平成14年4月 武道館の設置。 平成14年6月 貸館利用を開始。 平成18年4月 財兵庫県体育協会が指定管理者となる。 平成23年4月 ネーミングライツ導入。 （現愛称：ウイנק武道館（平成30年より））</p>			

② 利用状況

平成27年度は少林寺拳法の全国総体会場となり利用者が非常に増加したため、平成28年度は前年度比16万人減にはなったが、増加傾向で推移している。利用内訳では、トレーニングルームの利用者が順調に増加している。

<図表3-5-2-2> 施設全体の利用者数

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	702,880	544,831	590,536

<図表3-5-2-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
第一道場	45	289,691	45	237,417	45	240,546
第二道場	81	312,905	77	214,586	81	244,094
トレーニングルーム	—	54,228	—	56,137	—	56,435

(注)稼働率は、利用回数/営業日数×100により算出。営業日数は、営業日×3（午前・午後・夜間）

③ 収支状況

武道館の行政コストの状況は下表のとおりである。

<図表3-5-2-4> 武道館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	41,712	35,613
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	41,712	35,613
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	50,906	54,665
	退職給与引当金繰入	—	—
	賞与引当金繰入	△45	180
	物件費	—	—
	維持修繕費	128,806	125,141
	減価償却費	642,144	642,144
	公債費（利子のみ）	—	—
	行政コスト合計	821,811	822,130
行政コスト純額		780,099	786,517
利用者数（人）		544,831	590,536
利用者一人当たり県負担額（円/人）		1,432	1,332

④ 指定管理の状況

武道館の指定管理の状況は以下のとおりである。

平成29年度の指定管理料の増加は、床転換システム等の修繕費及び利用料金の改訂に伴う県からの補填により発生している。

<図表3-5-2-5> 武道館の指定管理の状況

<現在の指定管理者の概況>				
指定管理者の名称	兵庫県体育協会県立武道館グループ			
指定の方法	公募	公募応募数	3	
直近公募年度	27年度	指定管理期間	平成28年4月～平成33年3月	
<過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況> (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	139,955	138,000	144,193
	決算額	139,955	138,000	144,193

	差額	—	—	—
利用料金の合計額		34,812	36,667	35,817
利用料金の帰属先		兵庫県	兵庫県	兵庫県
指定管理業務の 収支	収入	179,686	179,712	179,806
	支出	179,686	179,712	179,806
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名		目標	達成状況（達成率）	
総利用者数		505,000人	590,536人(117%)	
利用料金収入		19,064千円	35,613千円(187%)	
利用者一人当たりの経費		0.381千円	0.304千円(125%)	
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 忘れ物の管理について【意見5-2-1】

忘れ物を保管していることについて、利用者への周知がされていない。忘れ物の保管責任に関する利用者とのトラブルを防止するために、保管期間等についての掲示を行って利用者へ周知することが必要である。

ロ. 床転換システムについて【指摘5-2-2】

「武道館用床転換システム」とは・・・

柔道用の畳 32枚からなる畳ユニットを空気で浮かせて走行台車で移動させ、隙間なく並べて連結し、板床から畳敷に自動転換させるシステムである。4ユニットで柔道場1面を構成できる畳ユニットが16ユニットあり、最大4面の柔道場をつくること
ができる。また、必要に応じて1面から4面まで選択できる。転換の所要時間は40分であり、畳を設営する作業をスイッチひとつの簡単操作で済ませることができる。

武道館用床転換システムは、他に同様の床転換システムを導入した施設はなく、交換部品が当該武道館専用となり高額であることから、毎年多額の修繕費が発生している状況である。正常に作動しない場合は手作業により床転換を行っており、対応可能な職員数の状況により床転換に要する時間を予測できないため、床転換前は前日の予約を受け付けなかったり、夜中に作業を実施したりといった不都合が生じている。

また、交換部品の入手先は施工を担当した業者に依存しているが、同社が施行した床転換システムは当該施設のみであることから、同社が交換部品を供給しなくなった場合にはメンテナンスが困難となり、床転換システムの利用そのものが不可能となることも予想される。その場合、柔道用の畳32枚からなる1ユニットは5トンの重さがあるため、全ての設置作業を手作業で行うことが難しく、板床と畳敷を都度転換しながら使用することは難しくなることから、設備環境の整備や他の対応策を含めて検討すべきである。

ハ. 設備の維持管理費について【意見5-2-3】

武道館は、床転換システムや大型映像装置といった様々な充実した設備を維持するために、相応の修繕費が発生していることにより施設維持管理費が高い水準となっている。これらの修繕費は今後も継続して発生することが予想されるため、現在の設備を維持していくかどうかの方針を考えるとともに、将来の施設維持管理費の対策を検討する必要がある。

ニ. 施設の稼働率について【意見5-2-4】

会議室や和室の稼働率が下表のとおり低く推移している。要因としては、住宅や駅から離れた立地にあり交通の便が良くないことが挙げられる。武道館では主に武道教室を開講しているが、文化講座の開設や近隣企業の研修の斡旋等のPR等により利用率向上の施策を講じることが必要である。

<図表3-5-2-6> 稼働率の状況

	平成28年度	平成29年度
第一道場稼働率	45.3%	45.2%
第二道場稼働率	77.0%	81.2%
会議室稼働率	9.1%	10.2%
研修室稼働率	41.4%	47.1%
和室稼働率	19.7%	23.2%

ホ. 武道教室の受講率について【意見5-2-5】

平成29年度に開講された武道教室について、指定管理者はホームページへの掲載やパンフレットの配布等によるPR活動を実施しているものの、多くの武道教室において定員20名に対して受講者が10名を下回っており、受講率は低い状況である。

武道館の設置目的を鑑みて、武道の裾野を広げるためには採算は取れていなくても、今後も継続して武道教室を開講していくことはやむを得ないが、より一層のPR活動に努め、受講率を上げる努力が必要である。

(3) 総合体育館

① 施設の概要



<図表3-5-3-1> 総合体育館の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	総合体育館
設置目的	体育・スポーツの振興を通じ、県民の健康で文化的な生活の向上に寄与する。
設置根拠条例	兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
所在地	西宮市鳴尾浜1-16-8
設置年月日	昭和60年8月1日
敷地面積	22,655.57 m ²
延床面積	15,673.77m ²
施設内容	体育室、会議室、格技室、宿泊室、トレーニング室、研修室、駐車場
業務内容	(1) 体育・スポーツの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。 (2) 体育・スポーツに関する講座を開設すること。 (3) 体育・スポーツに関する講習会、研究会等を開催し、及びこれらのために施設を県民の利用に供すること。 (4) 体育・スポーツの指導者に対する研修を行うこと。 (5) 体育・スポーツに関する相談に応ずること。 (6) 体育・スポーツに関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務

利用料金	9時～17時全面利用の場合の利用料金は以下のとおりである。		
	1. 団体（専用）利用		
	施設	平日利用	休日利用
	大体育館（体育・スポーツ利用）	56,400円	70,400円
	大体育館（その他に利用）	84,500円	105,700円
	中体育館	13,200円	16,500円
	小体育室、格技室A・B	9,300円	11,700円
	研修室	1,200円	
	視聴覚室	1,900円	
	特別会議室	4,300円	
	2. 個人（共同）利用		
		一般	高校生以下
	当日券	450円	200円
	回数券（11回）	4,500円	2,000円
	3. トレーニング室		
	一般	70歳以上・高校生以下	
当日券	650円	300円	
回数券	6,500円	3,000円	
定期券（93日間）	11,700円	5,400円	
4. 駐車料金			
	区分	料金	
	普通車・小型車	500円	
	中型車	800円	
	大型車	1,600円	
運営形態	指定管理者制度		
職員配置の状況	総数12人（正規9人、その他3人）		
特徴・沿革	宿泊設備を併設しており、大規模大会にも対応できる。 昭和60年 8月 開館。 昭和63年 8月 昭和63年度全国高等学校総合体育大会（体操競技）が開催される。 平成18年10月 第61回国民体育大会（新体操）が開催される。 平成27年 7月 平成27年度全国高等学校総合体育大会（ボクシング）が開催される。		

② 利用状況

利用者数は、研修施設については減少傾向ではあるものの、施設全体の利用者は右肩上がりの増加を見せている。

< 図表3-5-3-2 > 施設全体の利用者数

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	521,296	551,470	570,968

<図表3-5-3-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
スポーツ施設	69	419,651	66	443,739	66	470,258
研修施設	22	59,009	26	58,626	22	53,024

(注)稼働率は、利用コマ数/稼働可能コマ数(午前、午後、夜間の3区分×部屋数×開館日数)により算出。

③ 行政コストの状況

総合体育館の行政コストの状況は以下のとおりである。

平成29年度において、トイレの改修等により維持修繕費が189,245千円増加している。なお、新たに物件費が計上されているが、勘定科目の区分の変更によるものであり、事業内容に変更はない。

<図表3-5-3-4> 総合体育館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	87,281	91,847
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	87,281	91,847
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	42,756	42,130
	退職給与引当金繰入	—	—
	賞与引当金繰入	—	—
	物件費	—	9,395
	維持修繕費	126,303	315,548
	減価償却費	72,767	72,861
	補助費等	—	2,395
	公債費(利子のみ)	—	—
行政コスト合計	241,826	442,329	
行政コスト純額		154,545	350,482
利用者数(人)		551,470	570,968
利用者一人当たり県負担額(円/人)		280	614

④ 指定管理の状況

総合体育館の指定管理の状況は以下のとおりである。

平成29年度の指定管理料の増加は、主としてトイレの洋式化による工事に伴うものである。

<図表3-5-3-5> 総合体育館の指定管理者の状況

<現在の指定管理者の概況>			
指定管理者の名称	ひょうごウエルネスライフグループ		
指定の方法	公募	公募応募数	2

直近公募年度	平成26年度	指定管理期間	平成27年4月～ 平成32年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
指定管理料	協定締結額	100,554	81,778	277,621
	決算額	100,554	81,778	277,621
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		43,702	47,903	45,313
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の 収支	収入	195,225	169,059	369,468
	支出	195,225	169,059	369,468
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	462,000人	570,968人(124%)		
利用料金収入	69,231千円	45,313千円(66%)		
利用者一人当たりの経費	0.420千円	0.647千円(64%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	S	S	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 回数券の管理について【意見5-3-1】

トレーニング室の回数券について、定期的な現物数の確認は実施しているとのことであるが、管理簿の残数と一致するよう徹底する必要がある。

ロ. 忘れ物の管理について【意見5-3-2】

忘れ物を保管していることについて、利用者への周知がされておらず、また、忘れ物の管理簿上、既に処分されたものについて適時に管理簿の更新が行われていない。忘れ物の保管責任に関する利用者とのトラブルを防止するために、保管期間等についての掲示を行って利用者へ周知するとともに、管理簿を適時に更新する必要がある。

ハ. 県有備品及び物品の管理について【指摘5-3-3】

県有備品に貼付すべき備品整理票が一部の備品（バスケットゴールほか）について貼付されていなかった。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できていると考えるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品について、善良なる管理者の注意をもって管理することを求められていることから、備品一覧との整理が必要である。

ニ. 施設の稼働率について【意見5-3-4】

稼働率が下表のとおり低い数値で推移している。要因としては、住宅や駅から離れた立地にあり利用者にとって交通の便が良くないこと及び3月8日は合宿利用者対応のために講座が休講されることによる定着率の低さが挙げられる。特に、研修室、会議室、実習室といった研修施設は20%台となっており、施設としても対応策を講じているが、稼働率の改

善には結びついていない。

引き続き、文化講座の開設や近隣企業の研修の斡旋等のPR等により稼働率向上の施策を講じることが必要である。

<図表3-5-3-6> 稼働率の推移

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
スポーツ施設稼働率	69	66	66
研修施設稼働率	22	26	22

(4) 海洋体育館

① 施設の概要



<図表3-5-4-1> 海洋体育館の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	海洋体育館
設置目的	海洋スポーツの振興を通じ、青少年の健全育成に寄与する。
設置根拠条例	兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
所在地	芦屋市浜風町30番地2号
設置年月日	昭和59年4月1日
敷地面積	13,308.31 m ²
延床面積	1,384.78 m ²
施設内容	管理棟（研修室、和室会議室、ミーティングロビー、事務室、ほか） 第1艇庫（艇庫・船具ロッカー室、更衣室、シャワールーム、トイレ、機械室）、第2艇庫（艇庫、修理ヤード、会議室）、出帰艇受付、陸置場（ディングー平置場、縦置きラック、カヌーラック）浮栈橋、スロープ、ボートリフター
業務内容	(1)海洋スポーツの練習又は競技のために施設を利用させること。 (2)海洋スポーツに関する講座を開設すること。 (3)海洋スポーツの指導者を育成するための研修を行うこと。 (4)海洋スポーツに関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 (5)この他、体育館の目的を達成するために必要な業務。

利用料金	利用料金は以下のとおりである。		
	1. レンタル艇（1艇／1時間）		
	区分	一般	高校生以下 又は70歳以上
	ヨット	350～600円	150～300円
	カヌー	350・450円	150・200円
	2. 貸館		
	区分	午前	午後
	研修室	1,300円	1,700円
	和室会議室	400円	600円
	会議室A	300円	300円
	会議室B	300円	300円
	3. 置艇（陸置場）		
艇種	使用料（1m/1か月）		
ヨット立置	450円		
ヨット平置	900円		
カヌー・ボート	600円		
4. 置艇（艇庫）			
区分	料金		
ヨット平置	1,100円		
カヌー・ボート	700円		
運営形態	指定管理者制度		
職員配置の状況	総数7人（正規2人、その他5人）		
特徴・沿革	昭和58年10月 竣工。兵庫県教育委員会が財産を引き継ぐ。 昭和59年 4月 兵庫県海洋体育館の管理運営を財団法人兵庫県健康教育公社に委託され、業務を開始。 平成 3年 8月 愛称を公募し「芦屋マリンセンター」とする。 平成10年10月 (財法)兵庫県体育協会に管理運営を委託される。 平成18年 4月 (財法)兵庫県体育協会が指定管理者の指定を受ける。 平成27年 4月 (公財)兵庫県体育協会が指定管理者の指定を受ける。		

② 利用状況

海洋体育館の利用状況は以下のとおりである。

海洋体育館の利用状況は、天候の他、波や水温にも大きく左右される。そのため、台風等の悪天候により近年は減少傾向にある。

<図表3-5-4-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	74,707	71,718	68,535

<図表3-5-4-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
会議室等貸室	19	8,626	9	9,080	18	12,958
置艇施設	93	52,777	92	50,430	93	44,568

(注)稼働率は、以下の計算式により算出している。

会議室等稼働率＝年間利用室数/年間営業日数×利用区分(午前、午後、全日)×貸室数

置艇施設＝置艇数/置艇可能スペース数

③ 行政コストの状況

海洋体育館の行政コストの状況は以下のとおりである。

平成29年度において、災害復旧費及びトイレ改修工事並びにレンタル艇の更新等により維持修繕費が24,534千円増加している。また、退職給与引当金繰入については、平成28年度に1名が退職したことにより前年度に比べ35,074千円増加している。その他の項目については前年度とほぼ同水準で推移している。

<図表3-5-4-4> 海洋体育館の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	25,521	25,422
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	25,521	25,422
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	34,907	41,917
	退職給与引当金繰入	△16,647	18,427
	賞与引当金繰入	△610	472
	物件費	—	—
	維持修繕費	21,406	45,940
	減価償却費	4,438	4,438
	公債費(利子のみ)	—	—
行政コスト合計	43,494	111,194	
行政コスト純額	17,973	85,772	
利用者数(人)	71,718	68,535	
利用者一人当たり県負担額(円/人)	251	1,252	

④ 指定管理の状況

総合体育館の指定管理の状況は以下のとおりである。

平成29年度の指定管理料の増加は、主としてトイレの洋式化による工事に伴うものである。

< 図表3-5-4-5 > 海洋体育館の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県体育協会			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成26年度	指定管理期間	平成27年4月～ 平成32年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞ (単位：千円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	31,573	30,792	62,435
	決算額	31,573	30,792	62,435
	差額	－	－	－
利用料金の合計額		20,688	20,521	19,085
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の 収支	収入	59,750	56,318	87,857
	支出	59,750	56,318	87,857
	収支差額	－	－	－
＜運営評価指標と達成状況 (平成29年度)＞				
指標名		目標	達成状況 (達成率)	
総利用者数		60,000人	68,535人(114%)	
利用料金収入		19,302千円	19,085千円(99%)	
利用者一人当たりの経費		1.48千円	1.28千円(115%)	
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		A	A	A

⑤ 監査の結果又は意見

特に指摘すべき事項はない。

(5) 円山川公苑

① 施設の概要



<図表3-5-5-1> 円山川公苑の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	円山川公苑
設置目的	勤労青少年の文化活動、スポーツ活動及びレクリエーション活動を促進するとともに、勤労者をはじめ広く県民の福祉の増進を図る。
所在地	豊岡市小島1163番地
設置年月日	昭和62年11月1日
敷地面積	100,887.2㎡
延床面積	2,111.56㎡
施設内容	ボートヤード、プール・スケート場、センター広場、美術館、会議室
業務内容	<p>(1) シー・エス・アール活動のために勤労青少年に施設を利用させること。</p> <p>(2) 勤労青少年のシー・エス・アール活動を促進するために勤労青少年以外の者に施設を利用させること。</p> <p>(3) 勤労青少年のシー・エス・アール活動を促進するため、講習会、研修会等の事業を行うこと。</p> <p>(4) 勤労青少年のシー・エス・アール活動を促進するため、美術に関する展覧会を開催すること。</p> <p>(5) 勤労青少年のシー・エス・アール活動に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、円山川公苑の目的を達成するために必要な業務</p>

利用料金	<p>利用料金は以下のとおりである。</p> <p>1. 専用利用（個人利用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9-12時</th> <th>13-17時</th> <th>18-21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1,000円</td> <td>1,700円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>プール（1コースにつき）</td> <td>1,200円</td> <td>2,100円</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>スケート場（1時間につき）</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">美術館</td> <td>大展示室（1日につき）</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>小展示室（1日につき）</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>アイスホッケーゴール1組につき</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 共同利用（個人利用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人</th> <th>高校生</th> <th>中学生以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール（1人1回につき）</td> <td>250円</td> <td>250円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>スケート（1人1回につき）</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>1,900円</td> <td>1,900円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボート</td> <td>シングルスカル</td> <td>550円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>シェルフォア</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カヌー</td> <td>カナディアンカヌー</td> <td>600円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>カヤック</td> <td>450円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">美術展示室</td> <td>所蔵品展</td> <td>200円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>企画展</td> <td>350円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		9-12時	13-17時	18-21時	会議室	1,000円	1,700円	1,500円	プール（1コースにつき）	1,200円	2,100円	1,900円	スケート場（1時間につき）	7,200円	美術館	大展示室（1日につき）	4,600円	小展示室（1日につき）	1,500円	附属設備	アイスホッケーゴール1組につき	1,500円		大人	高校生	中学生以下	プール（1人1回につき）	250円	250円	100円	スケート（1人1回につき）	500円	500円	250円	カッター	1,900円	1,900円	950円	ボート	シングルスカル	550円	550円	シェルフォア	1,500円	1,500円	カヌー	カナディアンカヌー	600円	600円	カヤック	450円	450円	美術展示室	所蔵品展	200円	0円	企画展	350円	0円
		9-12時	13-17時	18-21時																																																								
会議室	1,000円	1,700円	1,500円																																																									
プール（1コースにつき）	1,200円	2,100円	1,900円																																																									
スケート場（1時間につき）	7,200円																																																											
美術館	大展示室（1日につき）	4,600円																																																										
	小展示室（1日につき）	1,500円																																																										
附属設備	アイスホッケーゴール1組につき	1,500円																																																										
	大人	高校生	中学生以下																																																									
プール（1人1回につき）	250円	250円	100円																																																									
スケート（1人1回につき）	500円	500円	250円																																																									
カッター	1,900円	1,900円	950円																																																									
ボート	シングルスカル	550円	550円																																																									
	シェルフォア	1,500円	1,500円																																																									
カヌー	カナディアンカヌー	600円	600円																																																									
	カヤック	450円	450円																																																									
美術展示室	所蔵品展	200円	0円																																																									
	企画展	350円	0円																																																									
運営形態	指定管理者制度																																																											
職員配置の状況	総数12人（正規3人、その他9人）																																																											
特徴・沿革	<p>山陰海岸国立公園・山陰海岸ジオパーク内の円山川河口にある文化・スポーツ・レクリエーションの総合施設。豊かな大自然の中で、芸術鑑賞・文化活動・スポーツ体験・散策等、ゆったりと過ごすことができる。美術館は年間通じて、田島の芸術を中心に年3～4回の企画展を開催。他にデッサン・日本画・工芸等の文化講座を実施しています。春・夏・秋はカヌー・カヤック・カッター・インラインスケート、7月末～8月は屋外プールでスイミング、芝生広場ではサッカー・グランドゴルフ、11月下旬～3月中旬は屋外リンクでスケートができる。各種カヌースクール、カヌーツアー、インラインスケート教室、水泳教室、スケート教室等のスポーツ教室、その他各種イベントを実施している。県下小学校5年生が実施する4泊5日の自然学校での、円山川公苑カヌー・カッター体験プログラムは毎年200校を超える利用がある。</p> <p>昭和62年11月 円山川公苑を開園 平成23年 4月 兵庫県教育委員会より財団法人兵庫県体育協会（現（公財）兵庫県体育協会）及び榊加藤商会在兵庫県円山川公苑の指定管理者として指定される。 平成28年 4月 兵庫県教育委員会より兵庫県体育協会円山川公苑グループ（公財）兵庫県体育協会、榊加藤商会在兵庫県円山川公苑の指定管理者として指定される。</p>																																																											

② 利用状況

円山川公苑の利用状況は以下のとおりである。

利用者数は、自然学校等のボートヤードの団体利用者の減少や、スケート利用者の見込める土日祝日等が悪天候により、減少傾向にある。

<図表3-5-5-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	90,787	87,613	86,304

<図表3-5-5-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
会議室	—	1,527	5.9%	1,447	6.7%	1,387
展示室	—	1,614	54.1%	2,058	63.1%	2,251
プール専用利用	—	778	39.8%	1,119	39.8%	1,191
スケート専用利用	—	2,731	51.7%	2,028	46.9%	1,884
プール共同利用	—	5,035	—	5,417	—	5,025
スケート共同利用	—	6,861	—	5,515	—	6,093
芝生広場	—	20,649	—	21,757	—	22,231
ボートヤード	—	35,920	—	33,028	—	30,266
企画展	—	14,189	—	13,272	—	13,468
自主事業	—	5,904	—	7,905	—	8,315

(注)稼働率は、利用回数/年間延べ営業日数により算出。ただし、専用利用（事前予約による貸し切り、専用による利用）以外は、稼働率を算出していない。

③ 行政コストの状況

円山川公苑の行政コストの状況は以下のとおりである。

平成29年度において、トイレの改修等により、維持修繕費が25,016千円の増加、退職給与引当金1,394千円及び賞与の引当金643千円の戻しによる減少、その他の項目については前年度とほぼ同水準で推移している。

<図表3-5-5-4> 円山川公苑の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	108,662	133,235
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	108,662	133,235
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	46,847	46,404
	退職給与引当金繰入	1,377	△17
	賞与引当金繰入	349	△294

	物件費	—	—
	維持修繕費	61,815	86,831
	減価償却費	24,807	20,313
	公債費（利子のみ）	—	—
	行政コスト合計	135,195	153,237
行政コスト純額		26,533	20,002
利用者数（人）		87,613	86,304
利用者一人当たり県負担額（円／人）		303	232

④ 指定管理の状況

円山川公苑の指定管理の状況は以下のとおりである。

＜図表3-5-5-5＞ 円山川公苑の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	兵庫県体育協会円山川公苑グループ			
指定の方法	公募	公募応募数	1	
直近公募年度	平成27年度	指定管理期間	平成28年4月～ 平成33年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞（単位：千円）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	93,863	91,893	117,210
	決算額	93,863	91,893	117,210
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		10,415	9,257	8,238
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の 収支	収入	109,322	108,662	133,235
	支出	109,322	108,662	133,235
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	100,000人	86,304人(86%)		
利用料金収入	14,147千円	8,238千円(58%)		
利用者一人当たりの経費	1,173千円	1,544千円(76%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 遊休資産の有効活用について【意見5-5-1】

未利用の土地が二か所存在しており、一か所は、第2駐車場の奥の土地（以下の左側の写真）、もう一か所は河川沿いの土地（以下の右側の写真）が未利用となっている。第2駐車場の奥の土地については、湿地帯となっており、駐車場としても利用できず、湿地帯のままとなっている。河川沿いの土地については、建物の設置規制があり、建屋の場所や面積が限定されている。

当該二か所の未利用の土地については、猪や鹿等の害獣の侵入口ともなっていることから、利活用のみでなく、必要性も含めて未利用地の在り方を検討する必要がある。

（視察時の遊休土地の状況）

第2駐車場奥の土地	河川沿いの土地
	

ロ. 消火器の点検について【指摘5-5-2】

美術館では、美術品の消火に伴う毀損を防ぐために、ガスにより消火する特殊な消火器が設置されている。当該消火器のバルブ部分については、点検の法定期間が経過している。

当該消火器が作動しなかった場合、美術品の毀損だけでなく、利用者の安全性も確保できなくなる可能性があり、公共施設としての安全管理が不十分な状況にある。

そのため、速やかに当該消火器のバルブ部分を点検若しくは交換すべきである。

ハ. 施設の老朽化対策について【意見5-5-3】

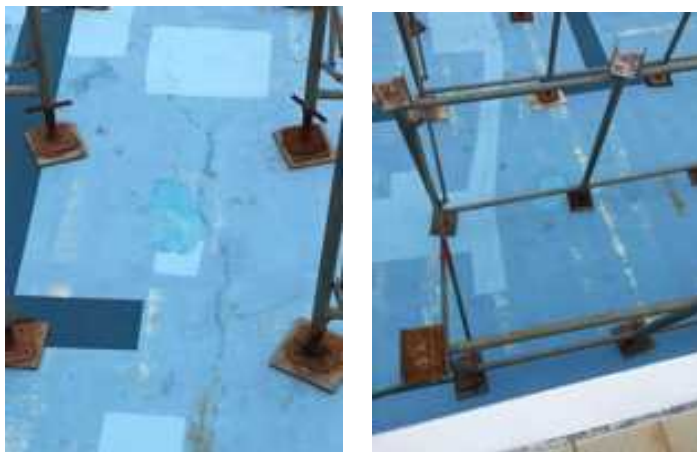
円山川公苑は、昭和62年に開園しており、部分補修はされているものの、施設には老朽化がみられ、指定管理者が実施した点検記録でも異常ありとされている。修繕工事は、兵庫県との協議により、利用者の安全性を阻害する要因を優先的に実施している。

しかし、以下の修繕未了箇所については、利用者の安全性に配慮すべきものと考えられることから、修繕計画を立て早急に対応する必要がある。

(i) プールの内側の塗装の剥がれ

プール内の塗装の剥がれの箇所で利用者が怪我をする恐れがあり、塗装で対応しているが、複数個所で剥がれが生じている。

(視察時のプール内側の塗装の剥がれの様子)



(ii) プールの照明の腐食

プールに設置されている照明の根本部分が腐食しているものが多く、放置されると倒壊の恐れもある。指定管理者は、表面塗装により防錆措置を施している。

(視察時のプールの照明の腐食の様子)



(iii) 美術館の側溝の地盤沈下

施設の周りでは地盤沈下が生じており、特に美術館の側溝の地盤沈下により、側溝横に設置されているボイラーが傾斜し、接続配管にも歪みが生じている。

(視察時の美術館側溝の地盤沈下の様子)



(iv) 道路の街灯の腐食

苑内の道路に沿って設置されている街灯の根本部分が腐食しているものがあり、放置されると倒壊の恐れもある。指定管理者は、表面塗装による防錆措置や、照明が十分な箇所については街灯を切断することにより撤去している。

(視察時の道路街灯の腐食の様子)



ニ. 県有備品及び物品の管理について【指摘5-5-4】

県有備品台帳の整理番号と備品に貼付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが散見された。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できていると考えるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品について、善良なる管理者の注意をもって管理することを求められていることから、備品一覧との整理が必要である。

また、県有備品について、証跡を残す形での棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

ホ. 指定管理料の設定方法について【意見5-5-5】

当該施設においては、近年猪、鹿等の害獣の増加により糞の掃除や獣防護柵の設置を行っているが、現状の指定管理料には猪及び鹿対策としての費用は含まれておらず、指定管理者において対策費用及び人員の捻出が大きな課題となっている。利用者の安全性を確保するため、兵庫県は指定管理料に対策費用を考慮することも含め指定管理者と協力して対策を検討及び実施することが必要である。

以下の写真は、鹿による被害を受けた生垣であり、奥側は枝がむき出しになり、利用者の安全性に配慮し、指定管理者が剪定している。

(視察時の害獣被害の状況)

**へ. スケートリンクの冷媒について【意見5-5-6】**

現在スケートリンクの冷凍機に使用されている冷媒フロンR22については、平成31年12月未で、製造が中止されることが決まっている。今後もスケートリンクの運営を継続するのであれば、新冷媒R410用の冷凍機への切替えが必要となり、切替えまでの間の冷媒フロンR22在庫の確保が必要となる。

切替える場合には多額の投資が必要であることから、スケートリンク運営の現状を分析し、切替えを行うかどうかについて検討する必要がある。

ト. 忘れ物管理について【意見5-5-7】

施設として忘れ物の保管方針を定めておらず、利用者への周知がされていない。忘れ物の保管責任に関する利用者とのトラブルを防止するために、最寄りの警察署に相談する等により適切な保管方針を定め、利用者へ周知することが必要である。

(6) 弓道場

① 施設の概要



<図表3-5-6-1> 弓道場の概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	弓道場										
設置目的	弓道の振興を通じ、青少年を始め、広く県民の心身の健全な発達に寄与するため										
設置根拠条例	兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例										
所在地	明石市明石公園1-27										
設置年月日	昭和63年5月1日										
敷地面積	3,882.35㎡										
延床面積	736.62㎡										
施設内容	近的射場（10人立ち）、遠的射場（6人立ち）、観客席（120席）、更衣室等										
業務内容	(1) 弓道の練習又は競技のために施設を利用させること。 (2) 弓道に関する講座を開設すること。 (3) 弓道の指導者を養成するために研修を行うこと。 (4) 前3号のほか、弓道場の目的を達成するために必要な業務。										
利用料金	利用料金は以下のとおりである。 1. 専用利用 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">9～12時</td> <td style="text-align: center;">13～17時</td> <td style="text-align: center;">9～17時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">3,200円</td> <td style="text-align: center;">5,700円</td> </tr> </table> 2. 共同利用 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">1人2時間につき</td> <td style="text-align: center;">150円 (ただし、2時間をこえる場合は、1時間につき100円を加算した額とする。)</td> </tr> </table>			9～12時	13～17時	9～17時	2,500円	3,200円	5,700円	1人2時間につき	150円 (ただし、2時間をこえる場合は、1時間につき100円を加算した額とする。)
9～12時	13～17時	9～17時									
2,500円	3,200円	5,700円									
1人2時間につき	150円 (ただし、2時間をこえる場合は、1時間につき100円を加算した額とする。)										
運営形態	指定管理者制度										

職員配置の状況	総数3人（正規0人、その他3人）
特徴・沿革	弓道場は、昭和63年度開催の全国高校総合体育大会の正式競技場として昭和63年3月に建設され、施設規模は、国体競技にも対応するため近的10人立ちと、遠的6人立ちを有するほか、120席の関連席を確保している。外観は、切妻の伝統木造様式で屋根は淡路いぶしの瓦葺とし外壁は、漆喰壁の白となまこ壁の黒のコントラストを基調として庇や面格子・虫籠窓をアクセント的に配置して武道場の風格を表現している。庇は、2メートル張り出し化粧たる木はやや狭めに設定して整然と配列された美しさを求め、射場から見る安土は、的と芝生、屋根とが調和して競技するものの心をとらえる。

② 利用状況

弓道場の利用状況は以下のとおりである。

利用人数は、おおむね21,000人位で推移しており、平成29年度においては、国体の近畿ブロック大会等の大規模大会があったため、25,909人と増加している。

稼働率については、利用人数の推移と同様に安定的に稼働している。特に、土曜、休日、祝日はほぼ100%の稼働率で推移している。

<図表3-5-6-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	21,868	21,334	25,909

<図表3-5-6-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
弓道場	100	21,868	100	21,334	100	25,909

(注)稼働率は、利用回数(午前のみ、午後のみ=1、終日=2)/営業日数×2により算出。

③ 行政コストの状況

弓道場の行政コストの状況は以下のとおりである。

平成29年度における維持修繕費の増加は、主としてトイレの改修によるものである。

<図表3-5-6-4> 弓道場の行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	3,690	3,716
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	3,690	3,716
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—
行政コスト	人件費	4,958	4,777
	退職給与引当金繰入	—	—

	賞与引当金繰入	—	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	3,814	14,580
	減価償却費	5,457	5,457
	公債費（利子のみ）	1,155	1,155
	行政コスト合計	15,384	25,969
行政コスト純額		11,694	22,253
利用者数（人）		21,334	25,909
利用者一人当たり県負担額（円／人）		548	859

④ 指定管理の状況

弓道場の指定管理の状況は以下のとおりである。

平成29年度の指定管理料の増加は、主としてトイレの洋式化による工事に伴い、修繕費の補てんによるものである。

<図表3-5-6-5> 弓道場の指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(公財)兵庫県体育協会			
指定の方法	非公募	指定管理期間	平成27年4月～ 平成30年3月	
非公募の理由	安土（あづち）・的等の設備の維持管理、安全管理等においてノウハウを有しているものが少ないため。			
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞（単位：千円）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	4,170	5,082	15,641
	決算額	4,170	5,082	15,641
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		1,399	1,368	1,388
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	8,334	8,772	19,357
	支出	8,334	8,772	19,357
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標		達成状況（達成率）	
総利用者数	20,000人		25,909人(130%)	
利用料金収入	1,841千円		1,388千円(75%)	
利用者一人当たりの経費	0.328千円		0.747千円(43%)	
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 県有備品及び物品の管理について【指摘5-6-1】

県有備品台帳に記載されている備品について、整理番号と備品に貼付されている備品整理票の整理番号が異なっているものがあった。備品の存在自体は名称等により推測可能であり、管理できていると考えるが、指定管理者管理協定書では備品及び物品について、善良なる管理者の注意をもって管理することを求められていることから、備品整理表による整理が必要である。

また、県有備品について、証跡を残す形での棚卸しが実施されていないため、全ての備品に対して最低年に1度程度証跡を残す形での棚卸しを実施するべきである。なお、実施方法については同時期に全ての備品を対象に実施することが有効であるが、対象となる備品数が多い場合や保管場所が分散している場合には一定期間をかけて順番に棚卸しを実施していく方法である循環棚卸により実施することも考えられる。

<図表3-5-6-6> 弓道場の県有備品台帳抜粋

番号	品名	規格	単価	数量	購入年度
1	コインロッカー	アルファ S-1245B	206,750円	1	平成5年
4	ルームエアコン	日立RAS-LJ22Y形	108,369円	1	平成21年

※上記はサンプルで確認したものであり、不備を網羅しているわけではない。

ロ. 使用期限を経過している備品について【意見5-6-2】

県有備品として、平成16年に取得したAEDが保管されているが、既に使用期限を経過しているため、別途リース契約により取得したAEDを常備している。

当該使用期限を経過したAEDについて、使用見込みがなく他に活用方法がない場合には、保管スペースの有用活用の観点から速やかに廃棄処理を行う必要がある。

ハ. 弓具貸出制度の明示について【意見5-6-3】

弓道場では弓具を所有していない利用者にも弓道を楽しんでもらい施設を積極的に利用してもらえるように1回(1日)100円の料金で弓具の貸出制度を導入しているが、当該制度は利用案内やホームページにおいて明示されておらず利用者への周知が不十分であるため、利用促進への貢献が限定的となっている。

定期的に開催している弓道教室においては受講者に対し、制度の説明を実施しているとのことであるが、初心者を含めた幅広い利用者の利用促進を進めるためには利用案内やホームページに弓具の貸出制度について積極的に記載し、利用者へ周知する必要がある。

ニ. 幅広い利用者への開放的な運営について【意見5-6-4】

施設の利用について、専用(団体)利用の場合は、利用予定日の3か月前に属する月の初日から3日前までに申し込むこととされ、共同(個人)利用の場合は、専用(団体)利用がない場合のみ、当日申込みにより利用可能となっている。

視察時(平成30年10月)から先3か月の弓道場の予約状況を確認したところ、専用(団体)

利用による、共同(個人)利用の機会の減少が見受けられた。「弓道の振興を通じ、青少年をはじめ広く県民の心身の健全な発達に寄与することを目指す」とした設置目的に沿って運営していく必要があることから、休日を含む施設利用は個人と団体とがバランスよく使用できる運営が求められる。

利用料金を安く設定し、指定管理料を通じて県民が運営費を負担していることから、専用(団体)利用がある場合でも、人数に応じて共同(個人)利用も可能とする等、兵庫県内の幅広い年齢層やニーズに応える開放的な運営が必要である。

ホ. 非公募による指定管理者の選定について【意見5-6-5】

弓道場は指定管理者制度を導入しているが、「施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設である」として指定管理者の公募を実施しておらず、(公財)兵庫県体育協会(以下、体育協会)が指定管理者として、兵庫県から指定されている。

弓道場はスポーツ施設の中で唯一の非公募により指定管理者を指定している施設であるが、弓道場を運営している団体や企業はほかにもあるため、公募により指定管理者を選定した場合には、応募者の状況によって現状の指定管理料の水準の妥当性が確かめられることにもなることから、公募しない理由について再度慎重に検討を行い、公募の導入についても検討する必要がある。

へ. 利用料金の設定について【意見5-6-6】

指定管理者は利用料金について、兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例で定められた基準額の0.5倍から1.5倍の範囲で、兵庫県に申出を行えることとなっているが、利用料金は基準額のままで設定されている。

施設の稼働率はほぼ100%で推移しているにも関わらず、施設利用収入が年間1,300千円程度であり、変動費である日々雇用職員の賃金さえも賄うことができず、開館すればするほど赤字となる運営となっている。利用料金について、兵庫県下にある市立弓道場施設と同程度の利用料金に設定しているとのことであるが、当該弓道場施設は10人立以下の他の市立弓道場と比較して規模が大きいことから利用用途が幅広く、適正な利用料金よりも低額となっている可能性がある。

指定管理者については指定管理業務を通じて当該施設の現状を最も把握できる立場であることから、兵庫県と積極的に協議のうえ受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、利用料金の水準について現状の利用料金からの値上げを含めた利用料変更提案の是非について検討することが必要である。

(7) 神戸西テニスコート

① 施設の概要



<図表3-5-7-1> 神戸西テニスコートの概要

(平成30年4月1日時点)

施設名	神戸西テニスコート
設置目的	体育・スポーツの振興を通じ、県民の心身の健全な発達を図り、もってその健康で文化的な生活の向上に寄与するために設置
設置根拠条例	兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
所在地	兵庫県神戸市西区玉津町森友7-1
設置年月日	平成24年4月1日
敷地面積	19,259.92㎡
延床面積	357.97㎡
施設内容	テニスコート7面、クラブハウス
業務内容	(1)テニスの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。 (2)テニスに関する講座を開設すること。 (3)前2号に掲げるほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務。
利用料金	レンタルコート 平日60分：450円 休日60分：650円 ジュニアコース 60～90分：5,400～9,720円 初心者コース 60分：5,400円

	その他コース 60～90分：8,100～10,800円
運営形態	指定管理者制度
職員配置の状況	総数15人（正規4人、その他11人）
特徴・沿革	施設は駅から少し距離があるため利用者は車での来場が多いが、近隣は公共施設が多く、北側は大型商業施設に隣接しており、近隣の住民の散歩道・生活道に面している。 緑に囲まれた広い敷地の中に、ナイター照明完備の砂入り人工芝テニスコートが7面と駐車場とクラブハウスがある。 コートはレンタルコートとテニススクールに利用され、レンタルコートは、小・中学生利用の減免もあるので子供が利用しやすくなっており、テニススクールは5歳児からシニアまで幅広く対応したクラス設定で、地域の多くの方々健康増進に貢献している。 平成28年4月から(株)ITCが指定管理者となって運営をしている。

② 利用状況

利用者数について、レンタルコートの利用者はほぼ横ばいだったが、スクール利用者数が約5%増えたため、全体で4.7%の増加となった。稼働率は、利用コート面数で算出するので、利用人数とは比例しない。レンタルコートの利用面数が減少傾向なので、稼働率は下がっている。

<図表3-5-7-2> 施設全体の利用者数

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	64,592	63,998	67,026

<図表3-5-7-3> 主な施設の利用状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	稼働率 (%)	利用者数 (人)
テニスコート	77	64,592	80	63,998	77	67,026

(注)稼働率は、(貸しコート+スクール)使用時間/(営業時間×コート面数)により算出。

雨によって、貸コートやスクールの使用ができない場合は、稼働率が下がる。

③ 行政コストの状況

神戸西テニスコートの行政コストの状況は以下のとおりである。

使用料・手数料収入には、レンタルコート収入とテニススクール収入が含まれており、平成28年度から平成29年度の増収は、主にテニススクールのスクール生が増加したことによる。

<図表3-5-7-4> 神戸西テニスコートの行政コストの状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度
経常収益	使用料・手数料等収入	42,687	49,628
	分担金・負担金・寄付金	—	—
	経常収益合計	42,687	49,628
国庫収入	国庫支出金	—	—
	資産充当国庫支出金減価償却額	—	—
	国庫収入合計	—	—

行政コスト	人件費	15,661	18,910
	退職給与引当金繰入	—	—
	賞与引当金繰入	—	—
	物件費	—	—
	維持修繕費	28,458	51,695
	減価償却費	1,616	1,616
	公債費（利子のみ）	—	—
	行政コスト合計	45,735	72,221
行政コスト純額		3,049	22,593
利用者数（人）		63,998	67,026
利用者一人当たり県負担額（円／人）		48	337

④ 指定管理の状況

神戸西テニスコートは事業支出よりも事業収入が多く見込まれているため、指定管理者管理協定書において、指定管理料ではなく、指定管理者から兵庫県に対する還付金の金額を定めている。したがって、下表のとおり指定管理料の協定締結額は0円であり、決済額は県が所有する固定資産に対する修繕の負担額となっている。平成28年度にはコートの張り替え、平成29年度にはトイレの洋式化にかかる工事が発生している。

<図表3-5-7-5> 神戸西テニスコートの指定管理の状況

＜現在の指定管理者の概況＞				
指定管理者の名称	(株) ITC			
指定の方法	公募	公募応募数	3	
直近公募年度	平成27年度	指定管理期間	平成28年4月～平成33年3月	
＜過去3年間の指定管理料及び指定管理者の収支状況＞				(単位：千円)
		平成27年度※	平成28年度	平成29年度
指定管理料	協定締結額	△4,500	△4,623	△4,246
	決算額	△4,500	△4,623	△4,246
	差額	—	—	—
利用料金の合計額		17,191	15,343	14,392
利用料金の帰属先		指定管理者	指定管理者	指定管理者
指定管理業務の収支	収入	33,150	44,119	70,605
	支出	33,150	44,119	70,605
	収支差額	—	—	—
＜運営評価指標と達成状況（平成29年度）＞				
指標名	目標	達成状況（達成率）		
総利用者数	57,000人	67,026人(118%)		
利用料金収入	13,000千円	41,533千円(320%)		
利用者一人当たりの経費	0.228千円	1.05千円(21%)		
＜指定管理者制度導入施設管理運営評価＞				
施設所管課による総合評価	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	A	A	A	

※平成27年度の指定管理者は神戸西テニスパートナーズである。

⑤ 監査の結果又は意見

イ. 工作物明細表について【意見5-7-1】

工作物明細表の内訳について、テニス審判台が258百万円となっている。10年以上前の物になるため価格表等の根拠資料が無く検証は出来なかったが、一般的な販売価格からするとかなり高額となっていることから、記載内容に誤り又は他の工作物の価格と入力間違いがあると思われる。固定資産の効率的及び効果的な管理のため、また、減価償却費の計算にも影響を及ぼすため、根拠資料を整備する等して、工作物明細表の登録内容に誤りが無いように徹底する必要がある。

<図表3-5-7-6> 神戸西テニスコートの工作物明細表抜粋

(単位：千円)

財産番号	種目	品名・メーカー・規格	数量	単価	耐用年数	新設年月
0001	雑工作物	フェンス、照明柱	1	6,313	50年	平成9年3月
0002	体育設備	テニス審判台	1	258,898	10年	平成9年3月
0003	諸標	テニスコート完成銘板	1	993	10年	平成9年3月

ロ. 使用見込みのない備品について【意見5-7-2】

施設内に、故障した備品、使用見込みのない備品が会議室や倉庫に多く置かれている。その背景には、指定管理者管理協定書第18条から第20条における備品管理にかかる記載のうち、廃棄の際には、以下のとおり代替品の購入が必要であると解釈されることから、そもそも使用していない備品や代替品を購入する予定はない備品について、処分が進められないことにある。積み上げた備品の落下や場所の占有による事故・怪我並びに事業の不効率を防止するため、兵庫県と協議の上、廃棄する必要がある。

(視察時の備品の保管状況)



第19条

- 2 県有備品が経年劣化等により業務の実施に供することができなくなった場合において、甲と乙との協議により、当該県有備品に代わる物品を購入し、若しくは調達（リース等）し、（以下、省略）。
- 3 前項の規定により、購入又は調達を行う場合にあっては、乙は甲の承諾を得て、業務の実施に供することができなくなった県有備品を処分するものとする。

(i) 故障して使用できない備品

下表の備品は、前指定管理者から引き継いだ時点において全て故障しており、利用できない備品である。この他、故障した冷蔵庫、掃除機、椅子等が確認された。

<図表3-5-7-7> 故障して使用できない備品

(単位：円)

番号				品目	取得※		
大分類	中分類	小分類	整理	品名・メーカー・規格	年月日	数量	単価
11	105	900	1	パウチ	-	-	-
11	105	900	2	テプラ・キングジム	-	-	-
11	106	101	7	パソコン(タッチパネル)・COMPAQ	-	-	-
11	106	101	22-3	カラープリンター・エプソン	H22.12.2	1	129,150
11	106	101	22-5	パソコン(モニター付き)・DELL	H23.3.16	1	90,999

※ 年月日、価格がないものは取得価格が5万円以下であり、費用計上したものである。

(ii) 施設の業務内容と異なるため使用見込みのない備品

下表の備品は、施設の開設当時はテニス及びバレーボール兼用のコート利用を計画していたため、バレーボール関係用品も用意されていた。しかし、コートにはテニス用のネットポールが固定され、テニス用の人工芝が張られており、今後もバレーボールコートとして利用する予定はなく、バレーボール関係用品は長期間にわたり倉庫の棚の上に置かれている状態である。

<図表3-5-7-8> 使用見込みのない備品

番号				品目	取得		
大分類	中分類	小分類	整理	品名・メーカー・規格	年月日	数量	単価
19	194	108	15-21	バレーボール関係用品	-	-	-

ハ. 県有備品及び物品の管理について【指摘5-7-3】

県有備品台帳に、新規に取得した下表のAEDが反映されていなかった。また、AEDに添付

されている備品整理票は過去に廃棄した備品に対するものであった。適切な備品管理のために保有備品台帳を適時に更新するとともに、当該備品を特定できる整理番号を記載した備品整理票を添付すべきである。

<図表3-5-7-9> 新規に取得したAED

品目	取得			
	品名・メーカー・規格	年月日	数量	単価
AED・フィリップスハートスタートFRX	H29.9.30	1	216,000	216,000

ニ. 未還付金の保管状況について【意見5-7-4】

レンタルコート代は平成29年7月までは利用者から事前に徴収した上で、利用当日に雨天等によりコート利用が中止となった場合は返金することになっていた。しかし、利用者の中には返金を受け取りにこない者もおり、当該利用者に対してはその旨を伝えているが、利用料金と施設までの交通費や手間を勘案して、そのまま取りに来ないケースもある。その結果、下表のとおり未還付金が残っている。未還付金は利用者ごとに封筒に入れて金庫に保管しており、平成27年度以前の分については、指定管理者である(株)ITC本社の金庫に保管している。現金の長期にわたる保有は紛失・盗難のリスクがあるため、一定期間を経過したものについては還付先情報を保管するのみにし、金融機関に預け入れる必要がある。

なお、平成29年8月以降は利用当日にレンタルコート代を徴収しており、返金は発生していない。

<図表3-5-7-10> 年度別発生未還付金一覧

年度	件数	金額(円)	年度	件数	金額(円)
平成18年度	44	41,500	平成24年度	12	8,500
平成19年度	20	18,625	平成25年度	21	17,475
平成20年度	30	29,100	平成26年度	19	19,550
平成21年度	39	32,125	平成27年度	26	27,585
平成22年度	26	22,200	平成28年度 及び 平成29年度	63	55,755
平成23年度	28	37,075			
			合計	328	309,490

ホ. クラブハウス前の段差について【意見5-7-5】

クラブハウス前の樹木の根により地面が隆起し、段差が発生している。

柵の設置等の安全対策が行われていない箇所もあり、利用者の怪我につながる恐れがあるため、早急に柵を設置するとともに、修繕費の予算を設定し、樹木の撤去を検討する必要がある。

(視察時のクラブハウス前段差の状況)



へ. 忘れ物の管理について【意見5-7-6】

施設として忘れ物についての保管方針を定めておらず、保管期間について利用者への周知がされていない。また、忘れ物の管理簿についても作成されていない。忘れ物の保管責任に関する利用者とのトラブルを防止するために、忘れ物管理簿の作成を行うとともに、最寄りの警察署に相談する等により適切な保管方針を定め、利用者へ周知することが必要である。

6. 平成15年度包括外部監査結果報告における措置状況のフォロー

(1) 都市公園（県土整備部関係）

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>第1 各個別施設の監査結果及び意見</p> <p>1 監査の結果(指摘事項)</p> <p>(1)備品管理について</p> <p>県有備品に係る備品出納及び使用の整備状況は不完全であり、現物に備品整理票が貼付されていないものも散見された。備品管理要領に従った処理をすべきである。 (明石公園・西武庫公園)</p>	<p>平成16年2月までに県有備品に係る備品出納簿及び使用簿を整備するとともに、備品整理票が貼付されていない現物には整理票を貼付した。</p>	<p>明石公園については、県有備品台帳の整理番号と備品に添付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが散見された。</p> <p>西武庫公園は、第2次行革プランに基づき、平成24年4月に尼崎市へ移譲しているため、該当なし。</p>	【指摘3-3-1】 参照
<p>(2)海上プロムナードでの未使用の共通入館券管理について</p> <p>未使用の共通入場券の現物枚数と日報で把握できる在庫枚数が不一致となっていた。在庫枚数の適切な管理が必要である。(舞子公園)</p>	<p>平成15年11月より、在庫数量の確認を行い、日報、月報への記載等管理を徹底した。</p>	<p>左記の対応及び改善策を確認した。</p>	対応改善済
<p>2 意見</p> <p>(1)附属施設の利用率について</p> <p>附属施設の利用率が低く、利用率向上のためのPR活動の一層の強化、また、施設によっては転用・撤去も含めた検討が必要である。(明石公園：ローンボールスコート、会議室・播磨中央公園：野外ステージ・一庫公園：会議室・有馬富士公園：多目的ホール及び会議室・赤穂海浜公園：テニスコート)</p> <p>また、ホームページの情報を更新する必要がある。(一</p>	<p>明石公園の会議室は、ホームページにより周知を図るとともに、利用料金の減額改定を平成16年度に実施した結果、平成16年4月から12月までで、前年同期に比べ115%(利用件数で339件)の増加となった。ローンボールスコートは、同種目が高齢者主体の競技であり競技人口が少なく利用率の拡大にはつながってはいない。今後、明石ローンボールス協会とも連携し、利用率の向上に努めたい。</p> <p>播磨中央公園の野外ステー</p>	<p>有料施設予約システム活用により空き情報を公園ホームページ上で公開し、利便性の向上に努めている。</p> <p>播磨中央公園の有料施設として運営している野外ステージは長期間にわたって稼働率が低い状態が続いており、平成29年度においても稼働率は1.6%であり、年間で8件の利用しかない。</p> <p>[平成15年度比較] ・会議室(平成29実績)</p>	【意見3-14-6】 参照

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
庫公園)	<p>て、平成16年度より利用料金の減額改定を実施した。また、野外ステージのPRの充実を目的に、芝生席の一般来園者への開放、ホームページのリニューアル等を実施した。さらに、播磨中央公園管理運営協議会において、利用促進等を検討し、イベントの開催により利用の拡大を図っている。</p> <p>一庫公園の会議室は、公園の管理運営に係るNPO団体等の会議に利用されている。今後、更に利用促進を図るためワークショップ等の参加者への呼び掛けやPRに努め利用件数の向上を図っていく。また、ホームページは、情報を更新した。</p> <p>有馬富士公園の会議室等は、公園の管理運営に係るNPO団体等の会議に利用されている。施設全体の有料利用件数は、平成16年4月から12月までで、前年同期に比べ47%(利用件数で99件)の増加となった。今後、文化サークルへの呼び掛けを進める等PRに努め利用件数の向上を図っていく。</p> <p>赤穂海浜公園のテニスコートは、利用料金の減額改定を平成16年度に実施した結果、平成16年4月から12月までで、前年同期に比べ29%(利用件数で1,521件)の増加となった。今後、更にPRに努め利用件数の向上を図っていく。</p>	<p>明石公園555%増(+1,917件)</p> <p>有馬富士公園136%増(+86件)</p> <p>一庫公園4,200%増(+82件)</p> <p>・テニスコート</p> <p>赤穂海浜公園191%増(+6,437件)</p> <p>なお、ローンボールスコートは、県行革プランにより、平成23年4月に有料から無料施設となっている。</p>	

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>(2)海上プロムナードの運営について</p> <p>海上プロムナードの収入減少が著しく、運営方法の再検討が必要である。(舞子公園)</p>	<p>平成15年7月より、施設内にある喫茶事業の収支の改善や、入館者が減少傾向にある当該施設の活性化について検討した。</p> <p>それらを踏まえて、平成16年度から写真展やさつき盆栽展等の企画展を開催し、また、毎月第3日曜日に定期的なライブコンサートを実施している。さらに、利用料金の減額改定を平成15年7月に実施した結果、平成16年4月から12月までで、前年同期に比べ15%(利用人数で17,907人)の増加となった。</p>	<p>平成16年度から実施の定期的なライブコンサートや絵画展、折り紙展等開催を継続し、さらに七夕、クリスマス、お正月等季節に応じたイベント開催、インバウンド対策としての多言語のホームページ作成等、利用者サービスの向上を図っている。</p> <p>[平成15年度比較] ・プロムナード(平成29実績比) 舞子公園 174%増(+101,661人)</p>	対応改善済
<p>(3)発券誤り等による返金処理の証跡について</p> <p>海上プロムナードの発券誤り等による返金処理の証跡がない。不正行為の発生リスクを排除するため、返金処理の証跡を残す必要がある。(舞子公園)</p>	<p>平成15年12月より日報、月報に「返金」の欄を設けた。また、返金したチケットは破棄せず、管理事務所で保管する体制に改めた。</p>	<p>左記の対応及び改善策を確認した。</p>	対応改善済
<p>(4)職員による立替払いについて</p> <p>少額経費についての職員による経費の立替払いは不適切である。</p> <p>小口現金制度を利用すべきである。(舞子公園)</p>	<p>平成15年12月より小口現金制度を活用するよう改めた。</p>	<p>左記の対応及び改善策を確認した。</p>	対応改善済
<p>(5)公園内施設の維持管理について</p> <p>視聴覚センター及び温室については維持管理が不十分である。利用に関する方針</p>	<p>県、協会及び管理運営協議会において、利用方法等について検討を進めており、現在、視聴覚センターは、改装した上で管理運営協議会の活動の場とし</p>	<p>該当なし</p> <p>※西武庫公園は平成24年4月に尼崎市へ移譲</p>	該当なし

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
を明確化し、具体的な行動を起こすべきである。(西武庫公園)	て利用することが検討されている。		
(6)現金管理について 公園で保管している現金について、帳簿記録が不備である。現金取引を帳簿に記入し現金と帳簿残高を毎日照合する必要がある。(有馬富士公園)	平成16年4月より保管現金の帳簿への記載を行い、残高確認を実施するとともに、県財務規則第111条に準じて、まとめて入金処理を行い、5万円を超える際には速やかに金融機関に預け入れるように改めた。	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済
第2 公園緑地課・県民局(土木事務所)(所管部局)の監査の結果及び意見 1 監査の結果(指摘事項) (1)都市公園実績報告書の承認について(土木事務所) 淡路花博協会は、平成14年度の決算整理過程で、受託事業費が県からの受託料を9,213千円超過していることが判明したため、受託事業費の光熱水費及び借料について、自主事業であるハイウェイオアシス特別会計に同額を振り替えて、洲本土木事務所へ収支差額ゼロの実績報告書を提出した。実績報告書の提出を受けた洲本土木事務所はそのまま承認していた。内容の検討を行うべきである。	協会からの実績報告書の内容検討を徹底するとともに、委託事務の処理状況を必要に応じ随時に調査する。	該当なし ※淡路花博協会は平成22年に廃止	該当なし
2 意見 (1)都市公園実績報告書の承認手続きについて(土木事務所) 管理委託先からの実績報告書に対して加古川、社、神	平成16年度事業分より事業報告書等の内容検討を徹底した上で、承認通知を出すこととする。	該当なし(指定管理者との管理協定書に基づく実績報告、評価は実施している。)	該当なし

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>戸、三田、洲本の5土木事務所では承認通知を出していない。また、承認の前提となる実績報告書の検討・調査の度合いに精粗の差があり、土木事務所は実績報告書の内容を検討し、調査をした上で承認すべきである。</p>			
<p>(2)都市公園の維持管理水準の確保について(公園緑地課・土木事務所)</p> <p>量的な水準を示す仕様が明確になっていない。所管部局では、事前に「仕様書」を作成し、量的な面における維持管理の基本水準を明確にして運営委託すべきである。</p> <p>また、質的な水準の確保については、事後的に質的な面における維持管理状況について市民などの外部意見も採り入れた評価を行うなどのシステムを構築していくことが望ましいと考える。</p>	<p>「仕様書」は、現在全公園について作成中である。また、外部意見の導入については、10公園(平成17年2月末現在)で管理運営協議会を設置し、県民等の意見の取り入れを図っている。残りの公園でも、今後導入する予定である。</p>	<p>指定管理者制度導入後は「管理水準書」を作成し、維持管理の基本水準を明確にしている。</p>	<p>対応改善済</p>
<p>(3)県有備品の貸与契約の適切な更新について(土木事務所)</p> <p>県有備品について委託契約書に添付されている貸与備品一覧表が更新されずに従前のままである。貸与備品一覧表の適時の更新が必要である。</p>	<p>貸与備品一覧表の適時の更新を実施する。</p>	<p>左記の対応及び改善策を確認した。</p>	<p>対応改善済</p>
<p>第3 財団法人淡路花博記念事業協会(管理委託先)の監査の結果及び意見</p> <p>1 監査の結果(指摘事項)</p>	<p>平成15年度から、毎月予算管理月報・収支計算書等を作成のうえ常勤監事に報告を行い、予算執行を適正に管理している。</p>	<p>該当なし ※淡路花博協会は平成22年に廃止</p>	<p>該当なし</p>

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>(1)受託事業費の予算執行管理について</p> <p>平成14年度の決算整理過程で、受託事業費が県からの受託料を9,213千円超過していることが判明したため、受託事業の光熱水費及び賃借料について一般会計から自主事業であるハイウェイオアシス特別会計に同額を振り替えて、洲本土木事務所へ収支差額ゼロの実績報告書を提出した。</p> <p>実績報告書に記載するのは当然に実績額によるべきであり、実績額が超過したからといって、超過部分を自主事業へ振替えるべきではない。</p> <p>受託事業と自主事業の混同を避け、適切に予算執行するための管理を行わなければならない。</p>	<p>また、公園管理事務所で発注したものについては、本部への請求書提出時に事務所執行分の予算差引簿を添付し、協会本部と公園管理事務所の相互で予算執行を管理している。</p>		
<p>2 意見</p> <p>(1)委託事業と自主事業との費用区分について</p> <p>施設の人件費について、勤務実態を調査した上で区分計算を行うべきであり、共通経費についても、合理性ある配賦基準を設定し、継続的に適用すべきである。</p>	<p>区分経理については、人員の担当割、及び直接経費の明確な区分によりの確に実施している。</p> <p>しかしながら、最低限の人員で管理業務を実施しており、委託事業・自主事業のいずれかに所属する職員が、交互に支援しながら業務遂行することはある程度やむを得ないと考える。</p> <p>また、共通経費についても、協会の自主事業がまったく受託事業と異なる業務を実施しているわけではなく、公園全体の施設利用促進を目的に実施し</p>	<p>指定管理者制度導入後は受託事業と自主事業の費用区分をしていない。</p>	<p>該当なし</p>

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
	<p>ており密接に絡み合って事業展開している。</p> <p>これらにより、現状以上の詳細な区分の導入は、煩雑な事務の増大につながる可能性があり、現行で十分と判断している。</p>		
<p>(2)委託料から購入した備品の管理について</p> <p>県有備品の買換えや施設の運営上の必要から委託料の中から新たに購入した備品は、協会所有備品として出納長通知にしたがって適切に管理を行う必要がある。</p>	<p>備品のリストアップ及び整理については、平成16年2月までに作業を完了し、適切な管理に努めている。</p>	該当なし	該当なし
<p>第4 財団法人兵庫県園芸・公園協会(管理委託先)の監査の結果及び意見</p> <p>1 意見</p> <p>(1)委託事業と自主事業との費用区分について</p> <p>施設の人件費について、勤務実態を調査した上で区分計算を行うべきであり、共通経費についても、合理性ある配賦基準を設定し、継続的に適用すべきである。</p>	<p>区分経理については、人員の担当割、及び直接経費の明確な区分によりの確に実施している。</p> <p>しかしながら、最低限の人員で管理業務を実施しており、委託事業・自主事業のいずれかに所属する職員が、交互に支援しながら業務遂行することはある程度やむを得ないと考える。</p> <p>また、共通経費についても、協会の自主事業がまったく受託事業と異なる業務を実施しているわけではなく、公園全体の施設利用促進を目的に実施しており密接に絡み合って事業展開している。</p> <p>これらにより、現状以上の詳細な区分の導入は、煩雑な事務の増大につながる可能性があり、現行で十分と判断している。</p>	<p>指定管理者制度導入後は受託事業と自主事業の費用区分をしていない。</p>	該当なし

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>(2)委託料から購入した備品の管理について</p> <p>県有備品の買換えや施設の運営上の必要から委託料の中から新たに購入した備品は、協会所有備品として出納長通知にしたがって適切に管理を行う必要がある。</p>	<p>備品のリストアップ及び整理については、平成16年2月までに作業を完了し、適切な管理に努めている。</p>	<p>現在は県有備品一覧表等で管理している。数点サンプルを抽出し、現物確認を実施した結果、県有備品一覧表等に記載しているが、整理番号が添付されていない備品があった。</p>	<p>【指摘3-1-1】 ほか、参照</p>
<p>(3)還付金に係る会計処理について</p> <p>未還付金は、各公園から協会本部に送金される3か月までは預り金として帳簿上処理されていない。</p> <p>未還付金は利用者に返還されるべき重要な財産であり、3か月経過するまでの間でも各公園で未還付額を預り金等として帳簿上処理すべきである。</p>	<p>平成17年3月より発生した月分の未還付金を預り金として計上するよう制度を改める。</p>	<p>左記の対応及び改善策を確認した。</p>	<p>対応改善済</p>
<p>(4)公園別収支状況の把握</p> <p>財務会計システムについて、公園別の収支は試算表あるいは総勘定元帳上では把握できない。実績報告書を作成するために総勘定元帳の摘要欄を見ながら各データを手作業で拾い出ししており、このような非効率性は是正されるべきである。</p> <p>また、データの客観性・正確性確保のためにも作業を極力なくしていくことが必要である。</p>	<p>財務会計システムは平成14年度から本格稼働している。</p> <p>以前のシステムによる会計処理と比較して、能率が飛躍的に向上している。</p> <p>現在、稼働後の、問題点、改善点の対応を検討中であり、今回の意見についても十分考慮したシステムの改善を図っていきたい。</p>	<p>公益財団法人移行により平成26年度に平成20改正基準の市販財務会計システムを導入している。事業毎に総勘定元帳上の把握ができる等、以前のシステムによる会計処理と比較して、能率が飛躍的に向上している。</p>	<p>対応改善済</p>
<p>第5 現状の管理運営方法に関する総括(意見)</p> <p>1 委託の現状評価</p>	<p>公園協会</p> <p>公園協会の業務は、本来県が行う県立施設の管理等の事務</p>	<p>左記の対応及び改善策を確認した。</p>	<p>対応改善済</p>

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>(1) 自主事業に係る人件費を県が負担することの可否について</p> <p>管理委託先の一部の職員について管理委託先が自らの事業収入で賄うべき自主事業の人件費まで県が負担している結果となっている。</p> <p>受託事業と自主事業の区分を明確にし、将来的には委託料の支払あるいは補助金の交付対象を見直すことを検討すべきである。</p>	<p>の遂行であり、同団体への派遣につき、県費の支出は妥当と考える。</p> <p>一部自主事業分の支給があるとの意見だが、自主事業は、既存の施設利用促進を目的に実施しているものであり管理運営と密接な関係があること、経費区分を行う際に人員での区分を行っていること、等から適切であると認識している。</p> <p><u>花博協会</u></p> <p>同協会は、「淡路花博の理念の発信」を目的に設置された団体であり、純粋な県立施設の維持管理のみを行っている団体ではない。</p> <p>平成13年度の設立後、まだ間もない団体であり財政能力の問題から補助を実施している。経費区分も人員での区分を行っていることから、適切であると認識している。</p>		
<p>第6 今後の管理運営体制について(意見)</p> <p>1 指定管理者制度</p> <p>(1) 指定管理者制度導入に向けての対応</p> <p>現行の都市公園の維持管理の委託では、受託団体からの事業計画書を承認するのみで所管部局は仕様書を作成していない。維持管理水準が明確になっておらず、委託料金額の妥当性を判断するに当たって県としての基準を有していないことを意味している。しかし、指定管理</p>	<p>「指定管理者制度」の導入については、国・地方自治体との連絡・連携を密にしてその導入可否を検討中である。この可否を見極めた上で検討を進めたい。</p> <p>「仕様書」は、現在全公園について作成中である。</p>	<p>指定管理者制度導入後は「指定管理者管理協定書」により業務内容を明確にしている。また、利用率の目標値達成状況は「公的施設等運営評価調書」において確認している。ただし、運営評価指標及び目標数値について、適時に見直しを行う必要がある。</p>	<p>【意見2-6】 参照</p>

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
者制度の導入により、複数の事業者間で競争原理を働かせて委託業者が決定されることになれば、現行方式は改めねばならない。			
(2)維持管理業務の委託のメリットの追求 施設によっては、指定管理者制度に併せて利用料金制を採用することで、利便性を向上させ利用者増加に繋がるインセンティブを管理委託先に与えることも可能になると考えられる。	意見のとおり、有料施設の一部への利用料金制の導入等検討を進めたい。	指定管理者制度の導入に合わせて、利用料金制を採用済み。 利用料金の設定の妥当性については、検討が必要である。	【意見3-3-3】 ほか、参照
2 施設グループごとの検討 都市公園の維持管理について、コスト削減等に向けた取組として、ボランティア団体の参画があり、活用範囲の拡大や有馬富士公園以外の公園での採用も検討すべきである。	現在実施している公園への県民参画は、維持管理にとどまらず、建設時での意見反映も進め、各公園へ拡大中であり、さらに充実したものとしていきたい。	管理運営協議会を設置する等県民参画を図り、公園運営を進めている。	対応改善済

(2) 社会教育施設

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
第1 各個別施設の監査結果及び意見 1 監査の結果(指摘事項) (1) 常設展に係る観覧料の民間業者による収納について 観覧料の収納は民間業者が受託しており、収納に関する私人委託事務契約を締結	平成16年度から、私人収納事務委託契約を締結した。	平成26年度から、常設展は実行委員会形式を採用しているため、観覧料の収納は実行委員会で取り扱うものなので、私人収納事務委託契約は締結していない。	該当なし

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
すべきである。(美術館)			
(2)備品整理票について 備品整理票の貼付が徹底していない。(人と自然の博物館)	平成16年4月までに、貼付漏れのあった備品について備品整理票を貼付した。	備品出納簿と備品に貼付されている備品整理票の整理番号が異なっているものが散見された。	【指摘4-6-3】 参照
(3)決裁書の日付及び押印について 委託業務に係る決裁書に日付の記入及び公印使用承認欄への押印がなかった。日付の記入及び押印を徹底すべきである。(人と自然の博物館)	決裁書の日付の記入漏れ及び押印漏れについては、確認の上、直ちに是正した。 今後、決裁書の日付の記入及び押印を確実にを行う。	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済
2 意見 (1)物品棚卸の実施について 物品の自己検査について規程どおりの運用がなされていないなかった。物品につき、帳簿記録と現品との照合を規程に従って、定期的に行うことが必要である。(美術館・図書館・歴史博物館・人と自然の博物館・嬉野台生涯教育センター・コウノトリの郷公園)	財務規則第190条に規定される自己検査については、各施設で実施しているが、規則運用第13に規定する隔月1回の実施は徹底されていないなかった。 各施設において、財務規則に基づき定期的に自己検査を実施し、適正な備品管理に努めていく。	「財務規則の運用について」の第13において備品出納簿等の自己検査は現在高に異動のあった月のほか年1回以上とされたが、美術館・図書館・歴史博物館・人と自然の博物館・コウノトリの郷公園においては、規定どおりの運用がなされていないなかった。	【指摘4-2-1】 ほか、参照
(2)備品の管理の徹底 現品の存在が確認できない備品がある。備品使用簿への使用場所の記載と現品確認の体制が必要である。(コウノトリの郷公園)	ロシア連邦ハバロフスク地方との共同研究用に購入した備品は、備品使用簿に使用場所を記載した。 また、毎年度、ハバロフスク地方へ出張した職員が現地で、現物確認を行っている。	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済
(3)委託業務の拡大について 図書の配送業務において、書籍の検索、収集、梱包作業を県職員が行っているが、レファレンスに係る業務以外	委託可能な事務事業分野は、既に全面委託している。入館者が気持ちよく利用できる環境整備のため、清掃・設備保守業務の委託等を実施済みである	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
は日々雇用職員で行ったり、民間委託を行ったりすることによるコストダウンが可能と考えられ、検討を行うべきである。(図書館)	とともに、資料整理では、期間を区切って、委託よりも低コストとなる日々雇用職員により実施済みである。		
(4) 委託業務の予定価格算定方法について 委託業務に係る予定価格の根拠が不明確である。委託業務の仕様書と一般的に使用されている人件費単価資料等により、より適正な予定価格を設定すべきである。 (美術館・図書館・歴史博物館・人と自然の博物館)	予定価格については、財務規則等関係規程に基づき算定しているが、過去の実績等に安易に依拠することなく、市場の状況等の分析等を行い、より適正な予定価格を設定するよう留意していく。	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済
(5) 業務委託契約に関する入札指名業者の選定について 業務委託に係る予定価格の積算に使用した見積提出業者が落札している。 複数業者から見積書を入手することで、入札参加業者の公平を図るべきである。 (コウノトリの郷公園)	平成16年度から、業務委託については、複数業者から見積書を徴収し、入札参加業者の公平を図っていく。	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済
(6) 規程の改定遅延について 旧近代美術館の規程の一部が改定されないまま使われている。規程の改定作業が必要である。(美術館)	平成16年4月に改定作業を完了した。	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済
(7) 附属施設利用率について 附属施設の利用率が低く、利用促進に向けたPR活動の一層の強化が必要である。 (図書館:音楽資料室・歴史博物館:講堂・人と自然の博物館:ホロンピアホール)	平成16年4月から施設使用料の減額改定を行うことにより、利用促進を図っている。 図書館の音楽資料室は、利用案内パンフを市町立図書館等に配布するとともに、県民参加の研修会での一層のPRに努めている。	図書館の音楽資料室については、平成30年7月のリニューアルに伴い撤去された。 現状、歴史博物館の講堂及び人と自然の博物館のホロンピアホールの稼働率は低い傾向にあるた	【意見4-5-3】、 【意見4-6-2】 参照

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
	歴史博物館の講堂及び人と自然の博物館のホロンピアホールについては、既利用団体とともに、利用が想定されるPTAや研究団体等への幅広いPRに努めている。	め、稼働率向上の施策を講じる必要がある。	
(8)利用率の算出方法について 利用率の算出方法に不備がある。利用実態をより適切に表示する利用率の算出が必要である。(嬉野台生涯教育センター)	平成16年度から、施設の経営改善のための指標となる利用率の算出方法を、コマ数ごとに改めた。	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済
(9)備品の廃棄処理 使用不能な備品がある。適時に廃棄処理する必要がある。(人と自然の博物館)	平成16年4月に、使用不能な備品については、廃棄処理を行った。	人と自然の博物館においては、現在使用されておらず所在不明となっている備品が存在した。	【指摘4-6-3】 参照
第2 社会教育課(所管部局)の監査の結果及び意見 1 意見 (1)社会教育施設の効率的な業務委託について コスト低減の観点から美術館等のエレベーター保守点検業務委託は、1者随意契約から入札にすべきである。入札とした上で、社会教育課で情報収集し、各施設に情報をフィードバックすべきである。他の業務委託についてもコストの観点から見直しを行うべきである。 清掃委託等業務委託契約について比較検討を行うことにより、施設運営における指導機能・コントロール機能をさらに発揮していくこと	社会教育課では、各社会教育施設に対して、平常ベースでの維持運営について創意工夫をもって節減努力等行うよう指導しているところである。 エレベーター保守点検業務委託については、建築基準法等に基づき同設備を常に良好な状態に維持することが規定されており、低廉な部品取替等効率的なメンテナンスを実施するとともに、緊急事態への的確かつ迅速な対応及び責任の明確化を図るため、同設備の内容に精通している製造業者と随意契約を行っている。 また、社会教育課を核として、各施設間での情報交換も実施している。 各施設それぞれに業務内容、	左記の対応及び改善策を確認した。 県民生活課では、嬉野台生涯教育センターに対して、平常ベースでの維持運営について創意工夫をもって節減努力等を行うよう指導しているところである。清掃委託等各種業務委託については、センターにおいて入札を実施し、効率的な運営に努めている。 また、指定管理者制度を導入している美術館王子分館では、効率的でコスト削減を意識した管理運営に努めており、維持管理業務においても「ひ	対応改善済

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>を検討すべきである。</p>	<p>施設・設備の構造、地域性等が違うことから、一概に比較しても適切な指標が算定されるものではないが、委託料の引下げにつながる可能性のある仕様項目の単価差の検討を行う等、今後とも、各施設との情報交換を密にし、効率的かつ円滑な施設運営がなされるよう指導していく。</p>	<p>管理プラン」に基づき維持管理費の縮減に取り組んでいる。(エレベーター保守点検業務委託については同左)</p> <p>今後とも、芸術文化課を核として類似施設の情報共有し、同指定管理者が運営する他施設とも情報交換を行うことで、効率的かつ円滑な施設運営を目指す。</p>	
<p>第3 今後の管理運営体制について(意見)</p> <p>1 施設グループごとの検討</p> <p>現在直営で行っている社会教育施設についても施設の設置目的や業務内容を十分勘案した上で、指定管理者制度の導入を検討すべきである。</p> <p>現状のコストはなお改善の余地があると考えられるため、これらの改善策も併せて検討すべきである。例えば、専門性が必要な業務でも専門的知識を有する非常勤嘱託等の採用拡大も考慮に入れる必要がある。</p>	<p>社会教育施設については、その設置目的や業務内容等から客観的に判断して、現状では、指定管理者制度の導入はなじまないものと考えている。</p> <p>コスト削減のため、可能な業務等については、既に非常勤嘱託の設置や外部委託により対応しているところである。</p> <p>県立の社会教育施設は研究機関としても位置付けられており、専門職としての資質向上や継続的な実践研究は必要不可欠であり、継続性の確保されない非常勤職員では対応困難であるとする。</p>	<p>左記の対応及び改善を確認した。</p> <p>嬉野台生涯教育センターは平成21年度に指定管理者制度を導入済み。</p> <p>美術館王子分館は、貸館事業と美術館事業を一体的に管理運営することでコスト削減や効果的な管理運営が図られる施設であり、より効率的で県民サービスの向上につながる質の高い管理運営を目指すため指定管理者制度を導入している。</p>	<p>対応改善済</p>

(3) スポーツ施設(教育委員会関係)

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>第1 各個別施設の監査結果及び意見</p>	<p>平成16年5月までに県有備品の設置、保管場所及び備品整理</p>	<p>備品整理票が添付されていない備品が散見され</p>	<p>【指摘5-3-3】参照</p>

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>1 監査の結果(指摘事項)</p> <p>(1)備品管理について</p> <p>①県有備品の備品出納の作成が不完全であり、備品使用簿に関しては作成されていない。また、備品整理票が貼付されていない備品が散見された。備品管理要領に従った処理をすべきである。(総合体育館)</p>	<p>票の貼付の有無を確認の上、備品使用簿及び備品出納簿の整備、整合を図った。</p> <p>また、定期的な管理状況の確認など検査体制を強化し、県の備品管理要領に基づく適正な事務処理の確保について、職員に周知徹底した。</p>	<p>た。</p>	
<p>②備品出納簿の記録はないが現物として存在するものが散見された。また、備品使用簿の記録と実際の設置・保管場所とが合致していないものが散見された。(文化体育館)</p>	<p>平成16年5月までに県有備品の設置、保管場所及び備品整理票の貼付の有無を確認の上、備品使用簿及び備品出納簿の整備、整合を図った。</p> <p>また、定期的な管理状況の確認など検査体制を強化し、県の備品管理要領に基づく適正な事務処理の確保について、職員に周知徹底した。</p>	<p>現在は県有備品一覧表等で管理している。数点サンプルを抽出し、現物確認を実施した結果、県有備品一覧表等に記載しているが、整理番号が添付されていない備品があった。</p>	【指摘5-1-1】 参照
<p>2 意見</p> <p>(1)受託事業と自主事業への超過勤務手当の配分について</p> <p>人件費(超過勤務手当)について、受託事業と自主事業との区分が不明確である。事実に基づく処理が必要である。(総合体育館・文化体育館・海洋体育館・円山川公苑・武道館)</p>	<p>協会職員は、県派遣職員と協会プロパー職員の区別なしに、委託事業と自主事業の双方に携わっている。</p> <p>人件費の費用区分については、協会職員全体にわたる懸案であることから、適正を欠く部分は従事実態を把握し適正な経理処理方法について、鋭意検討しているところであり、受託事業と自主事業との区分を明確にして、実態に即し適正な処理に努める。</p>	<p>指定管理者制度導入後は受託事業と自主事業の費用区分をしていない。</p>	該当なし
<p>(2)スポーツ教室等の講座の競合について</p> <p>講座開設に際しては、広く県民を対象とする講座の開設</p>	<p>利用者のニーズ及び近隣施設とスポーツ教室の開設状況を適確に把握し、PR活動だけでなく、開講日、回数、内容、料</p>	<p>左記の対応及び改善策を確認した。多様な講座が開講されており、スポーツ講座だけでなく、文</p>	対応改善済

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
並びに近隣同種施設のスポーツ講座開設状況の調査・マーケティングが必要である。(総合体育館)	金等に工夫を凝らして、常に新しいプログラムを開発し、受講者の確保に努める。	化講座も開設している。	
(3)講座の受講率について 平成14年度に開講された武道教室の受講率は総じて高いものであるとは言えない。受講者数の少ない講座の受講者増加のための一層のPR活動が必要である。(武道館)	武道館では、近隣施設との競合を避けるため、各武道競技団体と連携を密にし、講座内容の充実を図るとともに募集案内(パンフレット)に講座の写真を掲載するなど一層のPRに努める。 なお、受講者が少なく非効率な講座を見直し、講座の統合や合同開催等について検討する。	現状、多くの武道教室において受講者が定員を大きく下回っている。武道の裾野を広げるため継続して武道教室を開講することはやむを得ないが、より一層のPR活動に努め受講率を上げる努力が必要である。	【意見5-2-4】 参照
(4)利用率の向上策について 県体育施設協会を通じて同種施設で行っている利用率向上策等の情報交換を活発に行う必要がある。(総合体育館)	総合体育館は、県体育施設協会の事務局を担っており、県下加盟施設が参加する研究協議会において、利用促進方策に係る研究協議や情報交換を行い、その結果を各施設に情報発信していく。	現状、スポーツ施設稼働率は60%台、研修施設稼働率は20%台で推移しており、稼働率向上の施策を講じることが必要である。	【意見5-3-4】 参照
(5)団体利用者の固定化について 団体利用客の固定化を避けるべく、広くPRすべきである。(総合体育館)	施設の利用促進を図る上でリピーターの確保は非常に重要であるが、特定の団体利用によって、他の利用者を排除することのないよう、事前に利用調整を行っている。また、新規利用者獲得のため平成16年度からホームページ上に施設の空き情報を公開するなど広くPR活動に努めている。	総合体育館のホームページ上で施設の空き情報が公開されていることを確認した。また、稼働率が高くはない状況で、新規利用者獲得だけでなく、リピーターの確保も重要な状況である。	対応改善済
(6)附属施設の利用率について 会議室等の附属施設利用率向上のため、PR活動の一層の強化が必要であり、施設によっては、改装によりスポーツ	条例改正により平成16年4月から使用料が減額改定されたことや、新たな利用者の開拓等により、施設によっては利用率の向上が見られる。 総合体育館の特別会議室、文	現状、スポーツ施設における会議室等の附属施設稼働率は低い傾向にあるため、PR活動の一層の強化が必要であり、施設によっては、改装により	【意見5-2-4】 他、参照

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>施設とすることの検討が必要である。(総合体育館:特別会議室・文化体育館:会議室(和室)・海洋体育館:研修室及び和室会議室・円山川公苑:会議室・武道館:会議室及び和室)</p>	<p>化体育館の会議室(和室)、海洋体育館の研修室及び和室会議室、武道館の会議室及び和室については、宣伝活動の回数等を増やし、使用料の引下げを広くPRするとともに、企業・団体等リピーターだけでなく、利用者の新規開拓に向けたPRの強化に努めているが、今後はホームページに予約状況を提示したり、会議以外の食事、休憩等のための利用も可能であることをPRしていく。</p> <p>円山川公苑の会議室については、ダンスや体操等多目的の利用ができるように改装した。</p>	<p>スポーツ施設とすることの検討が必要である。</p>	
<p>(7) トレーニング室の運営委託について</p> <p>トレーニング室の運営を民間業者に委託しているが、使用料収入の95%を委託料として支払っており、直接経費も賄えない状況にある。コスト意識を持った事前リサーチ等が必要である。(武道館)</p>	<p>民間業者によるシミュレーションでは、直接経費は十分まかなえるものと想定していたが、武道館周辺の駐車場不足や交通の利便性などからトレーニング室の利用者数が伸び悩んでいる。</p> <p>平成16年度においては、新聞折込み等のPR活動を強化するとともに、新プログラムを導入するなど受託業者との連携による利用者増のために積極的に取り組み収入の確保に努めているところである。</p>	<p>現在は指定管理者制度を導入済み。トレーニング室の運営のみを民間業者に委託していないが、利用者増のために積極的に取り組んでいる。</p>	<p>対応改善済</p>
<p>(8) 設備管理業務委託の予定価格について</p> <p>平成14年度と15年度の設備管理業務の予定価格と入札価格との乖離が大きい。実効性のある予定価格の設定が必要である。(武道館)</p>	<p>予定価格は、業務内容に照らして適正に設定されたものとする。開館当初の平成14年度と15年度は、契約業者が職域の新規獲得、業績確保のため低廉な価格で落札したものと解される。</p> <p>今後は、入札実績を考慮し、</p>	<p>指定管理者制度導入後の指定管理料は、公募時の提案額に基づいて決定されるため、左記のような事象は発生しない。</p>	<p>該当なし</p>

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
	より適正な価格設定により入札業務の適正化に努める。		
<p>第2 体育保健課(所管部局)の監査の結果及び意見</p> <p>1 監査の結果(指摘事項)</p> <p>(1) 県有備品の貸与契約の締結について</p> <p>県有備品を管理委託先に無償で貸与しているが、管理委託先に使用させるためには契約が必要であり、「物品使用貸借契約書」を締結すべきである。</p>	<p>平成16年度からは、委託契約書に使用貸借の対象となる備品を別表に掲げるとともに、仕様書の中にその管理に関する事項を規定することにより、県有備品の管理の適正化を図った。</p>	<p>指定管理者制度導入後は「指定管理者管理協定書」において県有備品の管理方法について規定しており、また、別表「県有備品一覧表」において県有備品を明確にしている。</p>	対応改善済
<p>2 意見</p> <p>(1) スポーツ施設の維持管理水準の確保について</p> <p>維持管理水準を明らかにする仕様書が現状では作成されていない。体育保健課は仕様書を作成し、量的な維持管理の水準を明確にした上で運営委託すべきである。</p> <p>また、講座や施設の利用率について目標を定めることは質的な維持管理水準の向上に有用な方法である。</p>	<p>平成16年度からは仕様書を作成し、業務内容を明確にした。量的な維持管理の水準や利用率の目標設定については、例年、利用者数及び使用料収入の状況を把握し、利用増に向け、積極的なPR活動に取り組んでいる。また、各施設毎に運営委員会を設置し、外部からの意見等を取入れ、施設利用者へのサービス向上に努めている。</p>	<p>指定管理者制度導入後は「指定管理者指定申請書」に添付されている「事業計画書」により、運営上の基本方針、指定管理業務の具体的な概要と取組方法、稼働率やサービスの向上、収支予算案等を明確にしている。</p>	対応改善済
<p>第3 財団法人兵庫県体育協会(管理委託先)の監査の結果及び意見</p> <p>1 意見</p> <p>(1) 委託事業と自主事業との費用区分について</p> <p>施設の人件費について、勤務実態を調査した上で区分計算を行うべきであり、共通経費についても、合理性ある配賦基準を設定し、継続的に適</p>	<p>協会職員は、派遣職員と協会プロパー職員の区別なく、委託事業と自主事業の双方に携わっており、人件費の支払について、適正を欠く部分は従事実態を把握し、合理的な配賦基準を定め適正な経理処理方法について、鋭意検討しているところである。</p> <p>今後は、共通経費についても委託事業と自主事業との費用</p>	<p>指定管理者制度導入後は受託事業と自主事業の費用区分をしていない。</p>	該当なし

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
用すべきである。	区分を明確にし、勤務実態に即した適正な経理処理に努める。		
<p>(2)効率的な運営について</p> <p>各施設では、契約等の意思決定も含めて独立して運営されているが、効果的な経営のため、体育協会本部のコントロール機能をより強化する必要があると考える。</p> <p>どの施設でも共通する業務委託(保守・清掃・警備)について一括委託することで効率化を図ることもひとつの方法であると思われる。また、支払業務もまとめて行った方が効率的であると思われる。</p> <p>独立運営している施設には、県の他部局所管施設もあり、集中的な業務委託、集中購買も検討する必要がある。</p> <p>清掃委託について、各施設の1㎡当たり清掃費の差異が、何に起因するのか調査し、委託料の引下げにつながる可能性があるかどうか検討すべきである。同様に他の業務委託契約についても比較検討を行うことにより、施設運営における指導機能・コントロール機能をさらに発揮していくことを検討すべきである。</p>	<p>現在、県から体育協会に管理委託している各体育施設は、個々に設置の目的、趣旨を有しており、それぞれ特殊性があることから、画一的な管理運営は馴染まない。そのため、各施設長に一定の権限を付与し事務の合理化、迅速化を図っている。</p> <p>しかし、共通する業務も多数あり、内容によっては事務の統一化、一括処理をする方が合理的であると判断されるものもあるため、今後、協会業務の全般にわたって見直しを行い、各施設の実態を把握した上で比較検討を行い、改善する必要がある事務は、漸次、実施可能なところから改善に努め、合理的、効率的な業務遂行を図っていく。</p> <p>その第一歩として、清掃業務委託については、近隣施設での一括契約を平成17年度から実施し、委託経費の縮減を図る。</p> <p>また、その他の業務委託、支払業務の一本化、共同購入等についても検討を加え、事務局の施設運営における指導機能・コントロール機能の強化を図り、指定管理者制度の導入等厳しい経営環境に的確に対応できる体制づくりに努めていく。</p> <p>なお、支払業務の集中化については、平成18年度より新しい公益法人会計基準に移行する</p>	平成20年度から順次各施設指定管理者制度を導入しており、当時の状況と異なっている。	該当なし

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
	ことから、新財務会計システムの導入と併せて検討する。		
(3)会計規程の整備 財務規程はあるが具体的に会計処理を定める会計規程がなく、契約に関しても運用規定がない。会計規程等を作成すべきである。	協会の会計処理は、公益法人会計基準に則るほか、県の財務関係規程を準用している。 契約事務等については、平成16年3月に協会会計規程に特別の定めがない事項については、県財務規則等に準じた事務処理を行うよう通知し、会計事務の適正化、統一化を図った。	左記の対応及び改善策を確認した。	対応改善済
第4 現状の管理運営方法に関する総括(意見) 1 委託の現状評価 (1)柔軟で機動性ある運営体制による利便性の評価 総合体育館では体育協会正規職員が一人もいないという状況は、県直営に比して柔軟で機動的な管理運営が行えるという委託のメリットを活かすために相応しいものなのかを再検討すべきである。 体育協会のみならず委託元である県も十分に検討すべき事項である。	総合体育館は、県民の健康増進、スポーツ振興を推進するため、県下の体育施設の中核となる施設であり、広域スポーツセンターとして先導的役割を担っているため、職員配置については、特に、職務内容、職責等を勘案し、県からの派遣職員のほか、協会が雇用する臨時技術職員7名を配置しており、委託のメリットは活かされていると考える。 職員の適正配置については、今後とも、施設の設置目的や事業内容等の特性に応じ、協会人事全体の中で検討していきたい。	総合体育館は、現在、ひょうごウエルネスライフグループが指定管理者の指定を受け管理しているが、施設の設置目的や事業内容等の特性に応じ職員を配置している。	対応改善済
(2)コスト面での評価 管理委託先の職員給与水準は本給はもとより、諸手当に至るまで県の基準と横並びであり、また、業務委託に関しても、県の財務基準に準拠した取扱いが行われていることから、直営の場合と比較して、コスト削減効果は果たせてい	管理委託先である体育協会の業務は、県の施策と密接な関係を有しており、協会業務に従事すること自体、県の業務又は事業に従事することと同様の効果をもたらしている。また、こうしたことから、県は協会の円滑な経営を支援するため、人的、財政的支援を行っている関	文化体育館は、現在、ミズノグループが指定管理者の指定を受け管理しているが、同左のとおりコスト削減に努めている。	対応改善済

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>ないと考えられる。</p> <p>文化体育館では、平成14年度までは、業務委託が全て随意契約で行われていた結果、入札の場合と比較して委託料が高額となっていた。</p> <p>体育協会本部が施設の情報を取りまとめ施設にフィードバックすることで一層のコスト削減に繋がる可能性があり、効率性・経済性の追求のためには体育協会本部のコントロール機能をより強化する必要はないか検討すべきである。</p> <p>体育協会では小口現金払い制度を利用していない。消耗品等に関してはコスト削減の観点からも制度の利用を行うべきである。</p>	<p>係上、職員の給与体系、財務会計処理については県に準じた取扱いを行っているところである。</p> <p>文化体育館における契約事務については、平成15年度からは適正に実施されており、経費節減が図られている。</p> <p>協会事務局の本部機能を果たすため、定期的に担当者会議を開催し、研修、情報交換の機会を設け情報の共有化を図ることにより、より一層コスト意識を醸成し、コスト削減の可能性について検討する。</p> <p>小口現金制度の利用は、各施設の実態に応じて利用している。</p>		
<p>(3) 自主事業に係る人件費を県が負担することの可否について</p> <p>一部の職員について管理委託先が自らの事業収入で賄うべき自主事業の人件費まで県が負担している結果となっている。受託事業と自主事業の区分を明確にし、将来的には委託料の支払あるいは補助金の交付対象を見直すことを検討すべきである。</p>	<p>協会の自主事業は、施設の利用促進のために施設利用者へのサービスとして実施しており、受託事業を補完するものである。</p> <p>協会の主な収入源は、県からの受託事業収入及び補助金であり、自主事業収入を原資にして職員人件費を賄うことは困難である。</p>	<p>指定管理者制度導入後は受託事業と自主事業の費用区分をしていない。</p>	<p>該当なし</p>
<p>第5 今後の管理運営体制について(意見)</p> <p>1 指定管理者制度</p> <p>指定管理者制度導入に向けての対応</p> <p>現行のスポーツ施設の維持</p>	<p>県と体育協会は、密接な関係にあり、事業を遂行する上で、県は、必要に応じ運営状況について調査報告を求め、適正な指導助言を行い、事業の円滑な推進に努めており、単に事業計画</p>	<p>平成20年度から順次各施設指定管理者制度を導入している。</p>	<p>該当なし</p>

指摘事項及び意見 (平成15年包括外部監査)	対応及び改善策 (平成16年兵庫県回答)	監査の結果	結論
<p>管理委託では、受託団体からの事業計画書を承認するのみで所管部局は仕様書を作成していない。維持管理水準が明確になっておらず、委託料金額の妥当性を判断するに当たって県としての基準を有していないことを意味している。しかし、指定管理者制度の導入により、複数の事業者間で競争原理を働かせて委託業者が決定されることになれば、現行方式は改めねばならない。</p>	<p>書を承認するだけではない。 また、平成16年度からは、施設の管理運営委託のため仕様書を作成し、適正化を図っている。 委託料については、施設の管理運営に要する人件費及び事業費、施設維持管理費等の所要額を算定の上、適正に査定された額であると認識している。 指定管理者制度については、平成18年4月から導入する予定で、現在、各施設の管理運営のあり方を見直すなど検討を進めているところである。</p>		
<p>2 施設グループごとの検討 指定管理者制度の導入に当たっては、利用料金制の採用を検討する必要がある。また、現状は委託のメリットを活かす体制になっていない施設が見られる。外部委託のメリットを活かせるような兵庫県の体制作りも検討課題としなければならないと考える。</p>	<p>指定管理者制度の導入と合わせて、利用料金制の導入の検討は、必要と考えている。しかし、施設の管理運営経費と利用料金収入と大きな乖離があることも事実である。したがって、施設の管理運営業務の内容を見直すとともに、委託先である体育協会への県からの県派遣職員をはじめ、支援のあり方について検討を行うこととしている。</p>	<p>平成20年度から順次各施設利用料金制度を導入している。</p>	<p>該当なし</p>

第4章 総合意見

1. 監査の視点

兵庫県内の県民利便施設である、都市公園・社会教育施設・スポーツ施設の管理・運営について、①施設の管理運営にかかる収入・支出手続等が関連する法令等に従い適切に行われているか②施設の固有資産が県の財務規則に従い適切に管理されているか③利用者のサービス向上等、施設の指定管理業務が適切に行われているか④経営改善や利用率向上等を目的とした効率的・効果的な施設の有効活用を図る取組が行われているかという視点で監査を実施した。さらに、その多くが指定管理者制度を採用していることから、各施設の指定管理者制度導入の是非、並びに直営する場合との違い、改善点の有無についても検討を重ねた。

以下、監査結果を総括する。

2. 監査結果のまとめ

(1) 都市公園

都市公園は兵庫県内に15施設整備されており、その全てが指定管理者制度を採用している。全ての公園に「まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与える。」という設置目的を掲げている。行政コストは以下のとおりであり、尼崎の森中央緑地とあわじ石の寝屋緑地を除き、費用対効果は概ねバランスがとれていると考えられる。両施設については、利用者数が相対的に少ないことがこの結果に影響していると考えられることから利用者数を増やす施策を継続する必要がある。

<図表4-1> 都市公園の利用者一人当たり県負担額（平成29年度）

番号	公園名	行政コスト純額 (千円)	利用数 (千人)	利用者一人当たり 県負担額 (円)
1	舞子公園	123,283	1,874	66
2	尼崎の森中央緑地	102,532	110	924
3	明石公園	189,784	2,465	77
4	甲山森林公園	37,441	859	44
5	西猪名公園	4,751	324	15
6	赤穂海浜公園	60,893	517	118
7	三木総合防災公園	289,867	1,069	271
8	一庫公園	50,433	230	219
9	有馬富士公園	73,572	779	94
10	丹波並木道中央公園	65,766	142	462
11	淡路佐野運動公園	111,378	197	565
12	淡路島公園	144,952	2,137	68

13	灘山緑地	18,157	180	101
14	播磨中央公園	111,056	400	277
15	あわじ石の寝屋緑地	17,072	13	1,267

一方で、各施設における直近の指定管理者の応募状況は以下のとおりであり（非公募除く）、指定管理者応募数が少ない状況にある。

<図表4-2> 都市公園の指定管理者応募数（直近）

番号	公園名	指定管理 応募数	指定管理者
1	舞子公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会
2	尼崎の森中央緑地	2	兵協・尼協・阪神共同体
4	甲山森林公園	2	パークマネジメント甲山
5	西猪名公園	1	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体
6	赤穂海浜公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会
8	一庫公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会
9	有馬富士公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会
10	丹波並木道中央公園	2	兵庫丹波の森協会・兵庫県園芸・公園協会共同事業体
11	淡路佐野運動公園	1	兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体
14	播磨中央公園	1	(公財)兵庫県園芸・公園協会

また、15の都市公園のうち、13の指定管理者である（公財）兵庫県園芸・公園協会が指定管理を受けている。

指定管理者への応募数が少なく、また特定の団体に指定管理が集中している状況について、民間事業者を含む幅広い団体から選定を行い、様々な考えや手法から、より有効なものを選択するという指定管理者制度の重要な利点を活用できていないのは明らかである。多くの団体に指定管理者に応募してもらえるように様々な改革及び取組を行っていくことが必要であり、その中でも重要と思われるのは、指定管理者に与えるインセンティブであると考え。兵庫県では、既に施設における駐車場等の利用料金収入の一部を指定管理者に還元させるなど、インセンティブの付与に努めているが、さらなるインセンティブの充実を図るべく、3点検討に値すると思われる施策を提起したい。

① 指定管理者へのコスト削減成果への施策

現状、指定管理者は、そのコスト削減によって利益を出した場合、次回更新時に指定管理料が下げられるという不安があるため、コスト削減へのインセンティブが働きにくい状況となっている。これは、兵庫県の取組が十分に認識されていないことによるものと考えられるが、兵庫県は丁寧な説明を行っていくことで、こうした指定管理者との認識の齟齬を解消し、コスト削減や前向きな利用料金の提案が積極的に行われるようにしていく必要がある。

② 資産の有効活用

所有している資産の有効活用の促進、例えば、舞子公園の駐車場の活用【意見3-1-3】や、明石公園【意見3-3-3】、西猪名公園【意見3-5-3】、三木総合防災公園【意見3-7-2】、淡路佐野運動公園【意見3-11-3】等で記載した利用料の弾力化による利用促進又は利用料金収入の増加といった施策を講ずることで、指定管理者の収入増加を促進することができる。

③ 指定管理業務の魅力のPR

指定管理者は都市公園を管理することにより指定管理料(利用料金施設の利用料金含む)を受ける以外に、兵庫県の許可を得て公園の敷地や施設を使用して自主的な収益事業を行うことができ、それにより収益を稼得することができる。例えば許可を得て公園内に自動販売機を設置したり、キッチンカーで飲食物を販売すること等により収入を得ることができ、応募者にとって魅力ある応募先となると考えられる。また、現在、公募の際に応募希望者に対して収益事業の収益額等の情報を公開しているが、今後さらに応募者を増やしていくためには、当該公園で実施できる収益事業に関して、より詳細な実績や収益事業の可能性についても積極的に情報提供していく等、指定管理者のインセンティブをこれまで以上にPRしていくことも必要であると考えられる。

一方で、現実として(公財)兵庫県園芸・公園協会がほぼ全ての都市公園の指定管理を行っていることを無視することはできず、少なくとも当面は(公財)兵庫県園芸・公園協会が存続継続することが県民サービス維持には必要であるのも事実である。しかし、(公財)兵庫県園芸・公園協会は職員の平均年齢が高齢化しており、この状況を継続した場合、県民にとって重要と考えられる都市公園の行政サービスの持続可能性に疑義が生じてくる。

この点において、兵庫県に指定管理者に対する若年世代の雇用促進施策の実施等、何らかの対策を検討すべきと考える。

都市公園は、まちにゆとりと豊かさをもたらし、県民の心と暮らしにうるおいとやすらぎを与えるという重要な目的を有する行政サービスである。県政の英知を結集し、持続可能なサービスの提供が期待される。

(2) 社会教育施設

社会教育施設は、県民の生涯教育や、知識並びに文化の発展に寄与することをその目的として、兵庫県内に8施設整備されている。その性質から民間の管理はそぐわない分野も多いことから、うち6施設が直営で行われ、残り2施設は公益財団法人に非公募で指定管理されている。行政コスト及び利用者一人当たり県負担額は以下のとおりとなっている。

<図表4-3> 社会教育施設の利用者一人当たり県負担額（平成29年度）

番号	施設名	行政コスト純額 (千円)	利用数 (千人)	利用者一人当たり 県負担額 (円)
1	嬉野台生涯教育センター	175,880	153	1,145

2	図書館	306,611	53	5,763
3	美術館王子分館	266,750	216	1,232
4	美術館	1,371,606	902	1,519
5	歴史博物館	236,443	80	2,941
6	人と自然の博物館	562,027	976	576
7	コウノトリの郷公園	181,936	233	781
8	考古博物館	464,092	144	3,214

また、設置年月日は以下のとおりであり、歴史博物館等については建屋の老朽化が進んでいる。(嬉野台生涯教育センターは平成27年度、図書館は平成29年度、美術館王子分館は平成28年度に大規模改修済)

<図表4-4> 社会教育施設の設置年月

番号	施設名	設置年月
1	嬉野台生涯教育センター	昭和54年7月
2	図書館	昭和49年10月
3	美術館王子分館	昭和45年3月
4	美術館	平成14年4月
5	歴史博物館	昭和58年4月
6	人と自然の博物館	平成4年10月
7	コウノトリの郷公園	平成11年4月
8	考古博物館	平成19年4月

社会教育施設は、ひょうご庁舎・公的施設等管理プランにおいて、築年数を理由に対象となっていないことから、計画的な修繕により大規模な修繕を未然に防ぐという観点が重要になってくると考えられる。

知恵を絞った広報活動により利用者数を増加させ、21世紀兵庫長期ビジョンの達成に向けて持続可能な行政サービスが望まれる。

(3) スポーツ施設

スポーツ施設は、兵庫県内に7施設整備されており、その全てが指定管理者制度を採用している。全てのスポーツ施設に「スポーツの振興を通じて、青少年をはじめとした県民の健全な育成と健康で文化的な生活の向上に寄与すること」という設置目的を掲げている。行政コスト及び利用者一人当たり県負担額は以下のとおりとなっている。

<図表4-5> スポーツ施設の利用者一人当たり県負担額 (平成29年度)

番号	施設名	行政コスト純額 (千円)	利用数 (千人)	利用者一人当たり 県負担額 (円)
1	文化体育館	60,560	788	77

2	武道館	786,517	590	1,332
3	総合体育館	350,482	570	614
4	海洋体育館	85,772	68	1,252
5	円山川公苑	20,002	86	232
6	弓道場	22,253	25	859
7	神戸西テニスコート	22,593	67	337

また、設置年月日と修繕維持費及び事業運営費は以下のとおりであり、神戸西テニスコート及び武道館を除き、設置後30年程度経過している。また、文化体育館と総合体育館については修繕維持費及び事業運営費が多額になっていることから、計画的な修繕による長寿命化が必須である。

<図表4-6> スポーツ施設の維持管理費（平成29年度）

番号	施設名	設置年月	修繕維持費及び 事業運営費（千円）
1	文化体育館	昭和60年6月	303,884
2	武道館	平成14年4月	125,141
3	総合体育館	昭和60年8月	315,548
4	海洋体育館	昭和59年4月	45,940
5	円山川公苑	昭和62年11月	86,831
6	弓道場	昭和63年5月	14,580
7	神戸西テニスコート	平成24年4月	51,695

なお、利用者一人当たりの利用料金収入は以下のとおりとなっており、県負担額に比して、武道館の利用料金収入は少ないと考えられる。県施設として、一部の個人に便益が帰属することは好ましい状態ではないため、利用料金の改定、稼働率の上昇等の施策を講じて、状況を改善することが望ましい。

<図表4-7> スポーツ施設の利用者一人当たり利用料金収入

番号	施設名	利用者一人当たり県 負担額（円）	利用者一人当たり 利用料金収入（円）（※）
1	文化体育館	77	493
2	武道館	1,332	60
3	総合体育館	614	161
4	海洋体育館	1,252	371
5	円山川公苑	232	1,544
6	弓道場	859	143
7	神戸西テニスコート	337	740

（※）行政コスト計算書の「使用料・手数料等収入」/利用者人数で算出

(4) 兵庫県全体の視点

本年度、都市公園・社会教育施設・スポーツ施設の県民利便施設の監査を通じて、主に以下の3点が各施設共通の課題と考える。

① 備品管理

多くの施設で備品管理等に不備が見受けられた。効果的かつ効率的に備品等を管理するためにも、台帳の適切な作成、備品整理票の正確かつ明瞭な記載、年1回の棚卸しが必要である。施設の実情によっては対応が困難であることも想定されるため、兵庫県は指定管理者と協議の上、適切に対応していただきたい。なお、これは、前回の包括外部監査の際にも指摘されている内容であることから、あらためて対応を徹底していただきたい。

② 稼働率及び利用料金設定の改善

各施設によって稼働率に大きな差があり、稼働率が低い施設は原因・課題を把握することに加え、広報等の稼働率向上施策を講じる等、兵庫県と指定管理者が協力して対策を実施する必要がある。受益者負担、公平な県民負担及び維持管理費の財源捻出の観点から、稼働率が高い施設は、利用料金の設定の見直しを検討すべきである。

③ 施設の維持・修繕や老朽化対策

塗装の剥がれや機械の不具合など施設の老朽化が進んでおり、今後、ますます維持・修繕にかかる費用が増加していくことが想定される。人口減少の局面にある中、多様化する県民ニーズに対応できる施設を維持するには、今ある施設を有効に活用することで財政負担の軽減を図りながら、計画的に機能の見直しや設備の維持・修繕等を実施する必要がある。

なお、既存施設の防災や安全面で緊急性のある修繕への対応が現状では遅れている一方で、県民ニーズ等を考慮して新規施設の建築が行われている。少子高齢化社会において今ある施設をいかに有効に活用するかを考えるとともに新たに施設を作る場合でも、将来にわたり維持できることを確保することが大切である。現在の県民利便施設の行政サービスにおいて最も重視すべきは、このような視点を持ち持続可能な行政サービスを維持することであると感じている。

以上